# 建設業許可申請の手引き

京都府 (令和4年8月)

# 目 次

1. 建設業とは	1
2. 建設業許可とは	1
3. 許可の区分	1
4. 建設業の種類	2
5. 許可の有効期間	7
6. 許可の要件	
(1) 適正な経営体制	8
(2) 適切な社会保険の加入	11
(3) 営業所の専任技術者	11
(4)請負契約に関する誠実性	13
(5) 財産的基礎又は金銭的信用	14
(6) 欠格要件	15
7. 許可申請の手数料	16
8. 許可申請の手続き	17
9. 国土交通大臣許可の手続き	18
10. 許可申請に必要な書類	
(1) 建設業許可申請書類一覧	19
(2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確	認22
(3) 適切な社会保険への加入の確認	26
(4) 営業所の専任技術者の常勤性及び資格要件の確認	26
(5) 営業所の実態の確認	29
(6) 登記されていないことの証明書・身分証明書	29
(7) 財産的基礎・金銭的信用を有していることの確認	30
11. 許可を受けた後の変更事項の届出	31
12. 許可を受けた後の注意事項	36
13. 事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割)及び相続に係る認可の手続き	39
14. 事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割)の認可申請に必要な書類	43
15. 相続の認可申請に必要な書類	49
16. 許可申請書・届出書類の作成と記入例	
(1)【様式第1号】建設業許可申請書	54
(2)【[様式第1号、第22号の5、第22号の7、第22号の8] 別紙1】役員等の一覧表	57

(3	3)【[様式第1号] 別紙2(1)、[第22号の5、第22号の7、第22号の8] 別紙2、[第22号の10] 別	紙1】
	営業所一覧表(新規許可等)	58
(4	.)【[樣式第1号] 別紙2(2)】営業所一覧表(更新)	60
(5	5) 【 [様式第1号] 別紙 $4$ 、 [様式第 $22$ 号の $5$ 、第 $22$ 号の $7$ 、第 $22$ 号の $8$ ] 別紙 $3$ 、 [様式第 $22$ 号の $10$ ] ・	別紙 2
	専任技術者一覧表	61
(6	5)【様式第2号】工事経歴書	63
(7	7)【様式第3号】直前3年の各事業年度における工事施工金額	66
(8	3)【様式第4号】使用人数	67
(9	)【様式第6号】誓約書	68
(10	つ)【様式第7号】常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	69
(1)	1)【様式第7号別紙】常勤役員等の略歴書	71
(12	2)【様式第7号の2】常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	72
(13	3)【様式第7号の2別紙1】常勤役員等の略歴書	77
(14	4)【様式第7号の2別紙2】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	78
(15	5)【様式第7号の3】健康保険等の加入状況	79
	<ul><li>高)【様式第8号】専任技術者証明書(新規・変更)</li></ul>	
(17	7)【様式第9号】実務経験証明書	84
(18	8)【様式第10号】指導監督的実務経験証明書	85
(19	9)【様式第11号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	86
(20	))【様式第12号】許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の	
	役員等)の住所、生年月日等に関する調書	87
(2)	1)【様式第13号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に	
	関する調書	
(22	2)【様式第14号】株主(出資者)調書	89
(23	3)【様式第20号】営業の沿革	90
(24	4)【様式第20号の2】所属建設業者団体	91
	5)【様式第20号の3】主要取引金融機関名	
(26	5)【様式第22号の2】変更届出書(第一面)	93
,	7)【様式第22号の2】変更届出書(第二面)	
	8)【様式第22号の3】届出書	
	9)【様式第22号の4】廃業届	
	D)【別記第1号様式】変更届出書 ————————————————————————————————————	
	1)【様式第 22 号の 5】譲渡及び譲受け認可申請書	
	2)【様式第 22 号の 7】合併認可申請書	
(33	3)【様式第 22 号の 8】分割認可申請書	110

(34) 【様式第 22 号の 6 】 誓約書	114
(35)【様式第 22 号の 10】相続認可申請書	115
(36)【様式第 22 号の 11】誓約書	118
17. 資料	
(1-1)京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表―――	120
(1-2) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック	123
(2-1) 営業所の実態を確認できる資料の提出について	126
(2-2)写真台紙	127
(3) 常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 執行役員等・補佐経験証明書	130
(4) 常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	131
(5-1)専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【一般建設業】	132
(5-2)専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【特定建設業】	134
(6) 専任技術者の資格要件にかかる所定学科一覧表	136
(7) 市区町村コード	137
(8) 代理人による記名を可又は不可とする許可申請書類	138
(9) 申請書・届出提出先 (問い合わせ先)	139

# 1. 建設業とは

建設業法(以下「法」という。)において、建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業を指します。(法第2条)

ここでいう「請負」とは、契約の名義を問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的とするもの に限られます。したがって、雇用、委任、建売住宅の売買などとは異なる考え方です。

# 2. 建設業許可とは

建設業を営業しようとする者は、元請請負人はもちろん、下請負人であっても、法の規定により、業種ごとに国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、次に掲げる軽微な建設工事のみを請け負う場合は、必ずしも建設業の許可は必要ありません。(法第3条)

# 許可を受けなくてもできる工事 (軽微な建設工事)

建築一式工事で右	① 1件の請負代金が1,500万円未満の工事
のいずれかに該当	② 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延面積が 150 ㎡未満の工
するもの	事(主要部分が木造で、延面積の1/2以上の居住の用に供するも
	<i>の</i> )
建築一式工事以外	工事の1件の請負代金が、500万円に満たない工事
の建設工事	

- ※1 請負代金は消費税を含んだ額で判断します。
- ※2 同一の工事の契約を複数に分ける場合は、すべての契約の請負代金の合計額で判断します。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割した場合を除きます。
- ※3 注文者が材料を提供する場合は、その価格及び運送賃を契約の請負代金に加えて判断します。

# 3. 許可の区分

#### (1) 都道府県知事許可と国土交通大臣許可

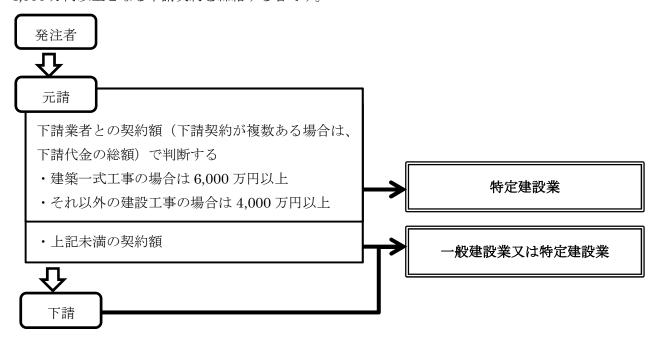
建設業許可は、営業所の所在地によって国土交通大臣・都道府県知事の許可に分かれます。1 つの都道府県内にのみ営業所を設置して建設業を営む場合は都道府県知事の許可、複数の都道府 県に建設業を営む営業所を設置する場合は国土交通大臣の許可となります。したがって、京都府 内にのみ営業所を設置する場合は、京都府知事許可となります。

ここでいう営業所とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指します。単なる事務連絡所、工事現場の工事事務所、作業所、資材置き場等は、ここでいう営業所には該当しません。

#### (2) 一般建設業と特定建設業

建設業の許可には、許可を受ける業種ごとに、「一般建設業」と「特定建設業」があります。同一の建設業者が同一の業種について、一般と特定の両方の許可を受けることはできません。

特定建設業の取得が義務づけられている者は、発注者から直接請け負った(元請として請け負った)建設工事で、当該建設工事の一部又は全部にかかる下請代金の額(下請契約が複数の場合は、下請代金の総額)が、建築一式工事の場合は 6,000 万円以上、それ以外の建設工事の場合は 4,000 万円以上となる下請契約を締結する者です。



※ 元請負人が提供する材料等の価格を含まない額で判断します。

# 4. 建設業の種類

法は建設工事を29業種に分類しており、営業しようとする業種ごとに許可を受ける必要があります。許可申請にあたっては、次頁の表を確認の上、必要な建設業の種類を判断してください。

建設工事の種類は一式工事(土木一式工事、建築一式工事)と専門工事(一式工事以外の27業種)に分かれます。一式工事は「総合的な企画、指導、調整」のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、すべての建設工事の種類を請け負えるものではありません。専門工事に分類される工事を請け負うためには、各専門工事の許可を受ける必要があります。なお、許可を受けた建設工事に附帯して生じる他の業種に属する工事にあっては、請け負った工事に含めて行うことができます。

建設工事の種類	業種	内容	例示
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のも	
		とに土木工作物を建設する工	
		事(補修、改造又は解体する工	
		事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のも	
		とに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより	大工工事、型枠工事、造作工
		工作物を築造し、又は工作物に	事
		木製設備を取付ける工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆く	左官工事、モルタル工事、モ
		い、プラスター、繊維等をこて	ルタル防水工事、吹付け工事、
		塗り、吹付け、又ははり付ける	とぎ出し工事、洗い出し工事
		工事	
とび・土工・コン	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建	①とび工事、ひき工事、足場等
クリート工事		設資材等の重量物のクレーン	仮設工事、重量物のクレーン等
		等による運搬配置、鉄骨等の組	による揚重運搬配置工事、鉄骨
		立て等を行う工事	組立て工事、コンクリートブロ
		②くい打ち、くい抜き及び場所	ック据付け工事
		打ぐいを行う工事	②くい工事、くい打ち工事、く
		③土砂等の掘削、盛上げ、締固	い抜き工事、場所打ぐい工事
		め等を行う工事	③土工事、掘削工事、根切り工
		④コンクリートにより工作物	事、発破工事、盛土工事
		を築造する工事	④コンクリート工事、コンクリ
		⑤その他基礎的ないしは準備	ート打設工事、コンクリート圧
		的工事	送工事、プレストレストコンク
			リート工事
			⑤地すべり防止工事、地盤改良
			工事、ボーリンググラウト工
			事、土留め工事、仮締切り工事、
			吹付け工事、法面保護工事、道
			路付属物設置工事、屋外広告物
			設置工事、捨石工事、外構工事、
			はつり工事、切断穿孔工事、ア
			ンカー工事、あと施工アンカー
			工事、潜水工事

建設工事の種類	業種	内容	例示
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンク リートブロック積み(張り) 工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等によ り屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する 工事	発電設備工事、送配電線工事、 引込線工事、変電設備工事、 構内電気設備(非常用電気設 備含む。)工事、照明設備工事、 電車線工事、信号設備工事、 ネオン装置工事
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、 給排水、衛生等のための設備を 設置し、又は金属製等の管を使 用して水、油、ガス、水蒸気等 を送配するための設備を設置 する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、 給排水・給湯設備工事、厨房 設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、 ガス管配管工事、ダクト工事、 管内更生工事
タイル・れんが・ ブロック工事	タイル·れんが・ ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック 等により工作物を築造し、又は 工作物にれんが、コンクリート ブロック、タイル等を取付け、 又ははり付ける工事	
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は 組立てにより工作物を築造す る工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工 事、石油、ガス等の貯蔵用タ ンク設置工事、屋外広告工事、 閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合 し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継 手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、 砂石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コン クリート舗装工事、ブロック 舗装工事、路盤築造工事

建設工事の種類	業種	内容	例示
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせ	しゅんせつ工事
	業	つする工事	
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物	板金加工取付け工事、建築板
		に取付け、又は工作物に金属製	金工事
		等の付属物を取付ける工事	
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取	ガラス加工取付け工事、ガラ
		付ける工事	スフィルム工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付	塗装工事、溶射工事、ライニ
		け、塗付け、又ははり付ける工	ング工事、布張り仕上工事、
		事	鋼構造物塗装工事、路面標示
			工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シー	アスファルト防水工事、モル
		リング材等によって防水を行	タル防水工事、シーリング工
		う工事	事、塗膜防水工事、シート防
			水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁	インテリア工事、天井仕上工
		紙、たたみ、ビニール床タイル、	事、壁張り工事、内装間仕切
		カーペット、ふすま等を用いて	り工事、床仕上工事、たたみ
		建築物の内装仕上げを行う工	工事、ふすま工事、家具工事、
		事	防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工	機械器具の組立て等により工	プラント設備工事、運搬機器
	事業	作物を建設し、又は工作物に機	設置工事、内燃力発電設備工
		械器具を取付ける工事 	事、集塵機器設置工事、給排
			気機器設置工事、揚排水機器
			設置工事、ダム用仮設備工事、
			遊技施設設置工事、舞台装置
			設置工事、サイロ設置工事、
			立体駐車設備工事
	   熱絶縁工事業	  工作物又は工作物の設備を熱	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、
	が小山水上ず木	上下初文はエ下初の設備を然   絶縁する工事	動力設備又は燃料工業、化学
			工業等の設備の熱絶縁工事、
			ウレタン吹付け断熱工事
			V V V V V V V V V V V V V V V V V V V
	l		

建設工事の種類	業種	内容	例示
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通	有線電気通信設備工事、無線
		信設備、ネットワーク設備、情	電気通信設備工事、データ通
		報設備、放送機械設備等の電気	信設備工事、情報処理設備工
		通信設備を設置する工事	事、情報収集設備工事、情報
			表示設備工事、放送機械設備
			工事、TV電波障害防除設備
			工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ	植栽工事、地被工事、景石工
		付け等により庭園、公園、緑地	事、地ごしらえ工事、公園設
		等の苑地を築造し、道路、建築	備工事、広場工事、園路工事、
		物の屋上等を緑化し、又は植生	水景工事、屋上等緑化工事、
		を復元する工事	緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、	さく井工事、観測井工事、還
		さく井を行う工事又はこれら	元井工事、温泉掘削工事、井
		の工事に伴う揚水設備設置等	戸築造工事、さく孔工事、石
		を行う工事	油掘削工事、天然ガス掘削工
			事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建	金属製建具取付け工事、サッ
		具等を取付ける工事	シ取付け工事、金属製カーテ
			ンウォール取付け工事、シャ
			ッター取付け工事、自動ドア
			- 取付け工事、木製建具取付
			け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための	取水施設工事、浄水施設工事、
		取水、浄水、配水等の施設を築	配水施設工事、下水処理設備
		造する工事又は公共下水道若	工事
		しくは流域下水道の処理設備	
		を設置する工事	

建設工事の種類	業種	内容	例示
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難	屋内消火栓設置工事、スプリ
		設備若しくは消火活動に必要	ンクラー設置工事、水噴霧、
		な設備を設置し、又は工作物に	泡、不燃性ガス、蒸発性液体
		取付ける工事	又は粉末による消火設備工
			事、屋外消火栓設置工事、動
			力消防ポンプ設置工事、火災
			報知設備工事、漏電火災警報
			器設置工事、非常警報設備工
			事、金属製避難はしご、救助
			袋、緩降機、避難橋又は排煙
			設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施	ごみ処理施設工事、し尿処理
		設を設置する工事	施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

# 5. 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても、同様の取扱いとなります。

建設業者は、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する日の30日前まで に許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば、期間満了とともに許可の効 力は失われ、許可が必要な建設工事を請け負うことはできなくなります。

なお、許可満了までに許可の更新の手続きをとっていれば、許可又は不許可の処分があるまでは、有効期間の満了後であっても従前の許可が有効となります。

※ 許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可を受けようとする場合は、有効期間の残っている従来の建設業についても更新を申請し、すべての建設業の許可年月日を同一にすることができます。ただし、従来の建設業の有効期間満了日の30日前までに許可申請の手続きをとらなければなりません。

# 6. 許可の要件

許可を受けるためには、申請者が次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- ・適正な経営体制があること
  - ・適切な社会保険に加入していること
  - ・営業所ごとに専任技術者を配置すること
  - ・請負契約に関して誠実性を有していること
  - ・財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・欠格要件に該当しないこと

# (1) 適正な経営体制

次のアイのいずれかの要件を満たす必要があります。

- ア 常勤役員等(※2)のうち1人が、建設業に関して、次の①~③のいずれかの経験を有していること
  - ①経営業務の管理責任者として5年以上の経営経験を有すること
  - ②権限のある執行役員等として5年以上の経営経験を有すること
  - ③経営業務の管理責任者に準ずる地位で、6年以上経営業務を補佐した経験(以下「補佐 経験」という)を有すること
- イ 常勤役員等 (※2) のうち 1 人が、次の①②のいずれかに該当する者であって、かつ、当 該常勤役員等を直接に補佐する者 (※3) として (a)  $\sim$  (c) の経験を有する者をそれぞれ (※4) 配置していること ((a)  $\sim$  (c) の全ての経験が必要です)

常 凱以下 (a) ~ (c) のいずれかの経験 (建設業の役員等の経験 2 年以上を必ず含むこと) ② 5 年以上の役員等の経験 (建設業の役員等の経験 2 年以上を必ず含むこと)

直接補佐する

- (a) 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の財務管理の業務経験(※5)
- (b) 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の労務管理の業務経験(※5)
- (c) 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の業務運営の経験(※5)
- ※1 詳細については、10頁の「適正な経営体制の要件(R2.10.1改正)」を御参照ください。

※2 法人の場合は役員等(=業務を執行する社員(持分会社の場合)、取締役(株式会社の場合)、執行役(指名委員会等設置会社の場合)又はこれらに準ずる者(法人格のある各種組合等の理事や、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等))、個人事業主の場合は本人又はその支配人、のうち常勤である者をいいます。なお、「役員」には、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

「常勤である者」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事(テレワークを行う場合を含む)している者をいいます。したがって、他社において常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者・営業所の専任技術者となっている者は「常勤である者」に該当しません。また、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き、「常勤である者」には該当しません。

- ※3 「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。
- ※4 常勤役員等を直接に補佐する者として、(a)~(c)の業務経験を有する者をそれぞれ置く必要がありますが、同一人が複数の業務経験を有している場合は、複数の役割を兼任することができます。

また、(a)  $\sim$  (c) の業務を全て行う部署での経験であれば、期間を重複して計算できますので、当該部署における 5 年以上の業務経験を有する者を直接に補佐する者として置けば要件を満たします。

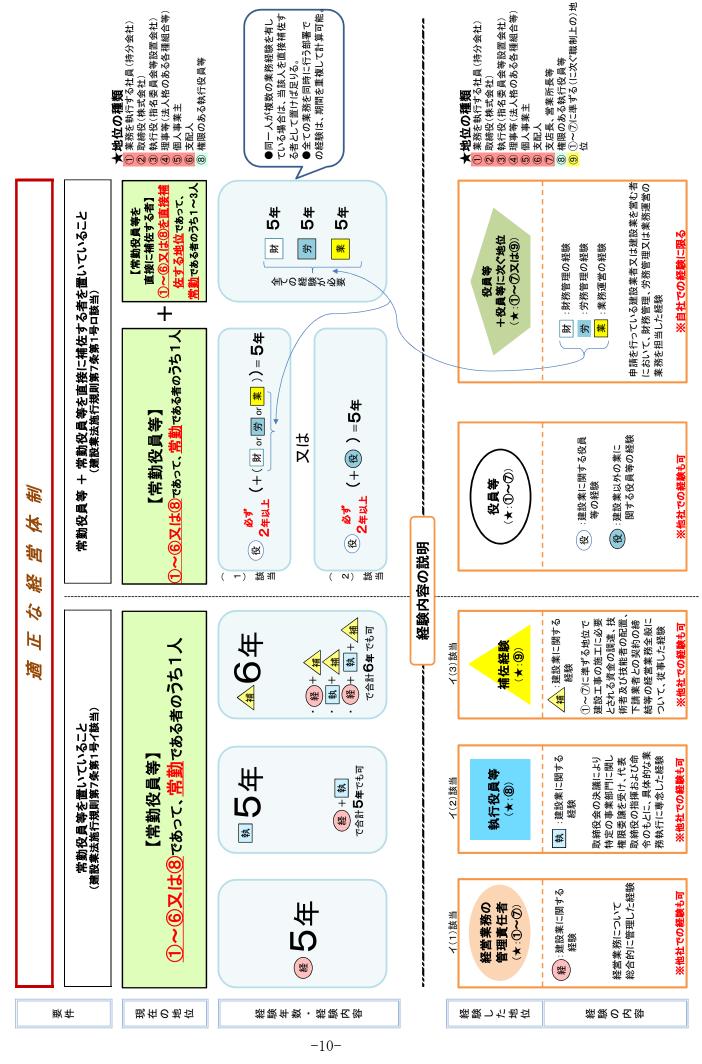
※5 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業 務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。

これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られますので、申請業者以外での経験は認められません。

- ※6 平成28年5月末までの「とび・土工工事業」に係る経営業務の管理責任者としての経験(又は経営業務を補佐した経験)は、「解体工事業」に係る経営業務の管理責任者としての経験(又は経営業務を補佐した経験)とみなします。(「解体工事業」の許可を取得するには、別途許可申請が必要です。)
- ※7 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事(1頁参照)の経験しか認められません。軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業(許可業種では、管工事に含まれます)については、他法令により登録等が必要とされていますので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。



#### (2) 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てについて、適切に加入している必要があります。 具体的には次の①~③の全ての要件を満たす必要があります。ただし、適用除外の場合を除きます。

- ①健康保険の適用事業所(健康保険法第3条第3項)に該当する全ての営業所に関し、 新規適用事業所の届出(健康保険法施行規則第19条第1項)を提出していること
- ②厚生年金保険の適用事業所(厚生年金保険法第6条第1項)に該当する全ての営業所に関し、新規適用事業所の届出(厚生年金保険法施行規則第13条第1項)を提出していること
- ③雇用保険の適用事業所(雇用保険法第5条第1項)に該当する全ての営業所に関し、 事業所の設置等の届出(雇用保険法施行規則第141条第1項)を提出していること
- ※ 「営業所」とは、3. (1) に記載の営業所をいいます。

## (3) 営業所の専任技術者

「営業所の専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。 事業体(法人又は個人事業主)と継続的な雇用関係にあり、休日その他勤務を要しない日を除き、 通常の勤務時間中はその営業所に勤務できる者でなければなりません。複数の業種の許可を申請 する場合において、それぞれの業種について基準を満たしている者は、同一営業所内において、 複数の業種の専任技術者を兼ねることができます。また、6.(1)の「適正な経営体制(常勤役 員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者)」と専任技術者との双方の基準を満たしている者は、 同一営業所内において、その双方を兼ねることができます。

建設業を営もうとするすべての営業所において、営業しようとする業種ごとに、次のいずれかの要件を満たす専任の技術者を置くことが必要です。

- ① 許可を受けようとする業種に関して、別に定める国家資格等(132~135頁参照)を 有すること
- ② 許可を受けようとする業種に関して、10年以上の実務経験を有すること
- ③ 高等学校等(又は大学等)で許可を受けようとする業種に関連する学科(136頁参照) を卒業した後に、5年(又は3年)以上の実務経験を有すること

なお、特定建設業の許可を受けようとする場合は、1級の国家資格者、又はこれと同等の者を 配置しなければいけません。特に、下記の7業種は「特定建設業指定7業種」として、専任技術 者となることができる者は1級国家資格者又は国土交通大臣認定者のみに限定されています。

#### 特定建設業指定7業種

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

- ※1 「営業所の専任技術者」は通常の勤務時間中はその営業所に勤務できる者であるため、住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠い距離にあり、常識上通勤不可能な者は認められません。また同様に、他の建設業者の営業所・自社の他の営業所の専任技術者となっている者、建築士事務所を管理する建築士・宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要する者(専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除く)も専任であると認められません。
- ※2 「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所の専 任技術者となろうとする場合、専任技術者となろうとする業種の実務経験と当該業種以外の実務経験を、あ わせて12年以上(専任技術者となろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要)有していれ ば、専任技術者となる要件を満たします。この要件の緩和が認められるのは次の場合に限られます。
  - A 一式工事とB 専門工事の組合せの場合:Bにつき最大2年の期間短縮
    - … A + Bで12年以上の実務経験があり、うちBにつき8年以上の実務経験がある場合、Bの専任技術者になれます。( A の専任技術者になるには、10年以上の実務経験が必要です。)
    - ・A 土木一式 → B とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
    - ・ A 建築一式 → B 大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体
  - 次の専門工事間の組合せの場合: C・Dの専任技術者になる場合、最大4年の期間短縮
    - … C + Dで12年以上の実務経験があり、うち C (D) につき8年以上の実務経験がある場合は C (D の場合は D) の専任技術者になれます。 (C・D の専任技術者になる場合、それぞれ8年以上の実務経験があれば、両方の専任技術者になれます。)
    - · C 大工 ← D 内装仕上
    - · C とび・土工 ←→ D 解体
- ※3 許可を受けようとする業種に関連する学科(136頁参照)について専修学校(いわゆる専門学校)を 卒業した者のうち、「専門士」・「高度専門士」として卒業した後、許可を受けようとする業種に関して3年 以上の実務経験を有する者は、営業所の専任技術者等の要件を満たします。

また、許可を受けようとする業種に関連する学科(136頁参照)について専修学校を卒業した上記以外の者(専門士、高度専門士ではない者)は、許可を受けようとする業種に関して5年以上の実務経験を有していれば、営業所の専任技術者等の要件を満たします。

※4 平成28年5月末時点で「とび・土工工事業」について専任技術者等の要件を満たしていた者は、令和 3年3月31日までの間に限り、「解体工事業」の専任技術者等としての要件を満たしているものとみなさ れます。(「解体工事業」の許可を取得するには、別途許可申請が必要です。)

令和3年4月1日以降に「解体工事業」の許可要件を満たすためには、「解体工事業」の技術者の要件を 満たさなければなりません。

- ※5 「解体工事業」に係る実務経験年数について、平成28年5月末までに請け負った「とび・土工工事業」 に解体工事が含まれる場合、解体工事に係る年数を「解体工事業」の実務経験年数とすることができます。 この場合に限り、「とび・土工工事業」と「解体工事業」の実務経験期間の重複が認められます。平成28 年6月以降に請け負った「とび・土工工事業」と「解体工事業」の実務経験期間の重複は認められません。
- ※6 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事(1頁参照)の経験しか認められません。軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業(許可業種では、管工事に含まれます)については、他法令により登録等が必要とされていますので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。

# (4) 請負契約に関して誠実性を有していること

申請者が法人の場合は当該法人、その役員等、個人の場合は事業主又は登記された支配人が請 負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが要件となります。 不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者とは、「建築士法、宅地建物取引業法等で不正 又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経 過しない者」です。

※ 「不正な行為」とは請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為、「不誠 実な行為」とは工事内容、工期等において請負契約に違反する行為をいいます。

# (5) 財産的基礎又は金銭的信用を有していること

建設工事を請け負うには相応の資金が必要とされることから、許可申請者は財産的基礎又は金 銭的信用を有していなければなりません。次表のとおり、直前の決算において財産要件を満たし ているか、申請時に金銭的信用を有している必要があります。

一般建設業	特定建設業
次の <u>いずれか</u> に該当すること	次の <u>すべて</u> を満たすこと
① 自己資本の額が 500 万円以上あること	① 欠損の額が資本金の20%を超えていないこ
② 500 万円以上の資金調達能力を証明できる	ک
こと (残高を有する日が申請日より1ヶ月	② 流動比率が 75%以上であること
以内の金融機関の預金残高証明書等)	③ 資本金の額が 2,000 万円以上であること
③ 許可申請直前の5年間、許可を受けて継続	④ 自己資本の額が 4,000 万円以上であること
して営業した実績を有すること	

### ※1 財産的基礎・金銭的信用を有していることの確認については30頁を参照ください。

- ※2 「自己資本の額」とは、法人の場合は貸借対照表「純資産合計」の額をいいます。新規設立の法人で最初 の決算期を迎えていない場合は、開始貸借対照表を基準に判断します。個人の場合は期首資本金、事業主借 勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の 引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。
- ※3 「欠損の額」とは、法人の場合は、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の任意積立金の合計額を上回る額をいいます。個人の場合は、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に、負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

※4 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものです。

 $\frac{$ 流動資産 $}{$ 流動負債 $\times 100 \ge 75\%$ 

※5 「資本金」とは、法人の場合は株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人の場合は期首 資本金をいいます。

#### (6) 欠格要件

次のいずれかに該当する場合は、許可を受けることができません。

- ① 許可申請書またはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載がある場合、もしくは、 重要な事実の記載が欠けている場合。
- ② 法人の場合は当該法人、その役員等及び政令で定める使用人(支配人、支店または営業所の代表者。以下同じ。)、個人の場合は事業主本人及び政令で定める使用人が次のいずれかに該当する場合。
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 建設業法第29条第1項第7号又は第8号に該当(不正の手段等)することにより許可の 取消処分を受け、その処分の日から5年を経過していない者
- ・ 建設業法第 29 条第1項第7号又は第8号に該当することにより許可の取消処分されるに あたり、処分を逃れるために、行政手続法に基づく聴聞の通知があった日から処分日までに 廃業届を届け出た日から5年を経過していない者(当該通知の日前 60 日以内に当該廃業届 出に係る役員等、政令で定める使用人であつた者を含む。)
- ・ 建設業法の規定により営業の停止または営業を禁止され、その期間が経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがな くなった日から5年を経過しない者
- ・ 建設業法、建設工事の施工または建設工事に従事する労働者の使用に関する法律(建築基準法、労働基準法等)のうち政令で定める規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、もしくは、刑法第204条・第206条・第208条・第208条の2・第222条・第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員、また は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」 という。)
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ・ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者
- ※ 役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者又は相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締 役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいいます。

# 7. 許可申請の手数料

建設業許可の申請にあたっては、以下のとおり手数料が必要です。手数料は申請区分、申請業種(一般建設業と特定建設業の別)により規定されています。京都府知事許可を申請する場合は、京都府収入証紙を申請書別表の所定欄に貼り付けて申請します。京都府収入証紙は申請窓口となる土木事務所、申請窓口のある京都府総合庁舎の窓口で購入できます。なお、京都府収入証紙は消印せずにご提出ください。

	申請業種 (一般・特定の別)	申請区分	申請手数料
京都府知事許可	一般・特定 いずれかの申請	・新規 ・許可換え新規 ・般特新規	9万円 (京都府収入証紙)
		・更新 ・業種追加	5万円 (京都府収入証紙)
	一般・特定 両方の申請	・新規 ・許可換え新規	18万円 (京都府収入証紙)
		・更新 ・業種追加	10万円

- ※1 申請区分の組み合わせにより、申請手数料は加算されます。
  - 【例】一般建設業の更新と一般建設業の業種追加を同時に申請する場合は、「更新5万円+業種 追加5万円=合計10万円」の手数料が必要です。
- ※2 申請手数料は許可申請の審査に対するものであるため、一度納入された手数料は、許可を 受けられなかった場合でも還付できません。

# 8. 許可申請の手続き

京都府知事許可の申請にかかる書類の提出先、受付日時等は次のとおりです。許可更新の申請は、有効期間満了の日の3ヶ月前から受け付けています。

また、申請から許可(不許可)処分までは、30日程度かかります。

## (1) 申請書類等の提出先

主たる営業所の所在地を所管する各京都府土木事務所の受付窓口に、必要書類をご持参ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取扱いを変更していますので、詳細は京都府のホームページを御確認ください。

提出先	所在地	所管区域
京都土木事務所 企画・総務契約課	〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町 10-4 TEL 075(701)0169	京都市(京都市西京区大枝、大原野を 除く)
乙訓土木事務所 企画·総務契約課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎町、京都市 西京区(大枝・大原野)
山城北土木事務所 総務契約課	〒610-0331 京田辺市田辺明田 1 TEL 0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、宇治田原町
山城南土木事務所 企画・総務契約課	〒622-0041 木津川市木津上戸 18-1 TEL 0774(72)1152	木津川市、笠置町、和東町、精華町、 南山城村
南丹土木事務所 総務契約課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 TEL 0771(62)1527	   亀岡市、南丹市、京丹波町 
中丹東土木事務所 総務契約課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠 10-2 TEL 0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	〒620-0055 福知山市篠尾新町 1-91 TEL 0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所 総務契約課	〒626-0044 宮津市字吉原 2586-2 TEL 0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

#### (2) 申請書類の受付日時

受 付 日:月曜日~金曜日(休日、祝日、その他閉庁日を除く)

受付時間:9時00分~12時00分、13時00分~16時00分

#### (3) 申請書の部数

京都府知事許可を申請する場合の申請書の部数は、正本1部・副本2部(府提出分及び申請者控え)の合計「3部」です。(申請書以外の提出書類(各種証明書・営業所写真等)の提出部数は1部です。)

## (4) 本人確認と訂正権限(令和4年10月1日施行)

申請様式への押印廃止、なりすまし申請防止及び法令遵守の観点から、申請の際に、来所者の本人確認を実施します(本人確認できない場合は、申請書の受付はできません)。また、本人確認の実施に併せ、窓口における申請書等の訂正権限についても、整理いたします。原則、本人又は代理人以外の方は、訂正ができませんので御注意ください。

# 9. 国土交通大臣許可の手続き

令和2年4月1日から、国土交通大臣許可に係る申請・届出の受付窓口が、国土交通省近畿地 方整備局となりました。

申請手続き等の詳細は、国土交通省近畿地方整備局のホームページをご覧ください。

# 10. 許可申請に必要な書類

建設業の許可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。許可申請書の様式は 京都府のホームページからダウンロードできます。

印刷できる環境がない場合は、個別に御相談ください。

ホーム>産業・しごと>土木建築・基盤整備>建設業法(建設業許可・経営事項審査)等

# (1) 建設業許可申請書類一覧

建設業許可申請に必要な書類は次頁の表のとおりです。申請書等の法定書類以外にも、申請内容を確認するための書類が必要です。申請区分と法人・個人の別に沿って必要書類を揃えてください。なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

また申請の際は、「確認資料チェック表」(120~122頁参照)に記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

# 建設業許可申請書類一覧

# 【提出書類】

			亲	_	=	_	Lan	ж	1 -	_	l An	_	An all	k 4n	<del>1</del>				
込順	様式番号	書 類 の 名 称			計で扱う業裁	可換え新	特新	業種追加	;	更新	般特新規+業種追加				備考				
											法人		法人	個人					
1	第1号	建設業許可申請書	_			_	_	_	_	_	0	_	0	0					
2	別紙1	役員等の一覧表	0	-	0	-	0	_	0	) —	0	-	0	_					
3	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	0	0	0	0	0	0	_	_	0	0	0	0	別紙の提示・提出書類必要				
3	別紙2(2)	営業所一覧(更新)	_	_	_	-	=	-	0	0	-	_	0	0	が似いた小・ルロ音気必要				
4	別紙3	(証紙等はりつけ用紙)	_	_		_	_	-		_	0	_	0	0					
5	別紙4	専任技術者一覧表 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
6	第2号	工事経歴書	0	0	0	0	0	0	•	<b>A</b>	0	0			業種別に作成、実績なしでも添付  業種追加の場合は追加業種分のみ				
7	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	0	0	0	0	0	0	<b>A</b>	<b>A</b>	0	0	0	0					
8	第4号	使用人数	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ	0	0	0	0					
9	第6号	誓約書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
10	-	健康保険等の加入状況	_		_			-		-	0	-	0		<b>別紙の提出書類必要</b> (全従業員の人数を記載)				
11	210	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表			_	_		-			0	0	0	0	該当がない場合、「該当なし」と記入				
12		貸借対照表(法人用) 損益計算書、完成工事原価報告書(法人用)	_	_	_	_		+	<u> </u>		<b>A</b>	_	<b>A</b>	_					
4		株主資本等変動計算書	0		0		<u> </u>	_	<b>A</b>	-	<b>A</b>	=	_	_					
5	第17号の2			-	0	-		-	_		<u>^</u>	_	_	_					
6					_	_		-	_		<u> </u>	_	<b>A</b>	_	通常は必要なし(注1)				
17				-	_			_	<b>A</b>	_	<b>A</b>	=	<b>A</b>	_	株式会社の場合のみ必要(任意様式)				
18	第18号	貸借対照表(個人用)		0	-	0	_	<b>A</b>	_	<b>A</b>	-	<b>A</b>	_	<b>A</b>	申請によっては残高証明書等(残高を有する日が申請日以				
19	第19号	損益計算書(個人用)		0	-	0	-	<b>A</b>	-	<b>A</b>	-	<b>A</b>	-	<b>A</b>	前1ヶ月以内のもの)が必要(注2)				
20	第20号	営業の沿革	0	0	0	0	<b>A</b>	<b>A</b>	0	0	<b>A</b>	▲	0	0					
21	第20号の2	所属建設業者団体	0	0	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	該当なしの場合も添付				
22	第20号の3	主要取引金融機関名	0	0	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ					
23		定款(写し)(注3)	0	-	0	-	Δ	_	Δ	_	Δ		Δ	_	新規設立の場合、公証人の認証を添付				
	綴り込み】	## /0.   ht //0. ### # o ht vois he + ht \ 5-100 -	_	_	_	_		-	_	_		_ [			ET 00 * 04 - 4 - 5 04 44 0 10 - 10 - 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
2	第7号 別紙	① 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 常勤役員等の略歴書		0			_	-		-	0	-	0	0	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要				
1	第7号の2	2	_	_		_		-			0	_	0	0	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要				
_	別紙1	常勤役員等の略歴書	_	-		_	-	-	-	-	0	_	0	0	配が日かに下水、が水のほか、近田自水が火				
2	別紙2	ず ② 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書				_		-			0	-	0	0					
Z		か組織図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全社的なものを含み、かつ常勤役員等を直接補佐する者の位置づけを明確にすること				
3	第8号		0	$\overline{}$	0	_	0	0		H	0	0	0	0	別紙の提示書類必要				
_	7,07	技 資格証明書(写し)	•	•	•	•	•	•	Δ	Δ		•			原本提示(国家資格等による場合)				
		術 監理技術者資格者証(写し)	•	•	•	•	•	•	Δ	Δ	•	•			原本提示(国家資格等又は実務経験による場合)				
4		者	•	•	•	•	•	•	Δ	Δ	•	•							
	第9号	係 書 実務経験証明書	•	•	•	•	•	•	Δ	Δ	•	•			証明者別に作成 (国家資格等によらない場合)				
	第10号	類 指導監督的実務経験証明書	•	•	•	•	•	•	Δ	Δ	•	•			証明者別に作成(特定建設業)				
5	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
6		建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月 日等に関する調書			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	該当がない場合、「該当なし」と記入				
7	第14号	株主(出資者)調書	0	-	0	-	Δ	_	Δ	_	Δ	_	Δ	_					
8		履歴事項証明書	0	-	0	-	Δ	_	Δ	_	Δ	-	Δ	_	発行後3ヶ月以内のもの				
9		納税証明書(京都府の事業税)	0	0	0	0	•	•	•	•	<b>^</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	新規設立の場合、京都府事業税の設立届(法人の設立届(電子で提出の場合は <b>注7を参照</b> )・個人の事業の開始届)の控え(写し)を添付				
	1.10.1.25.77	·		_				-											
のf	也提出書類																		

# その他提示・提出書類

○ 提示(提出)必要 ● 資格要件によって必要 - 提示(提出)不要

△ 従前から経営業務の管理責任者等(様式第7号又は第7号の2で証明した者)又は営業所の専任技術者(様式第8号で証明した者)である場合は省略可能

								申請区分							
項目				提示	新 規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+業追+更新業種追加+更新般特新規+更新				
	_	役員等	原本提出		□ 履歴事項全部証明書等										
	個 人現 事在	執		原	□ 組織図等		0								
	業のは地	行役員	すべて	本 提	□ 業務分掌規程等	0		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			
	不位 要	等		示	□ 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等										
	)	支配人		原本提出	□ 支配人の登記事項証明書										
			7	写しの提示	□ 健康保険被保険者証等(注8) (個人事業主においては国民健康保険等)		0								
	常	いず	7	写しの提示	□ 雇用保険被保険者証			_	•						
	勤 性	れか		原本提示	□ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決 定通知書」	0		0	0	0	0	0			
1 経				原本提示	□ 住民税特別徵収税額決定通知書(特別徵収義務者 用)										
営業務		区	法人役員	<u>原本提出</u> <u>(1部)</u>	□ 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉 鎖謄本等										
の 管	経 営 経 験(	分に応	令3条 使用人												
理体制	験 ( 注	じ	個人 事業主	原本提示	□ 税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び 第二表)直近5年分	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			
	9 )	経営	いず	原本提示	□ 受付印のある決算変更届の副本 5年分										
		経 験	か	写しの提示	□ 工事契約書類等 5年間につき各年度1件以上										
	健康保険等の 加入状況	健康保厚生年険	写しの提出 (1部)		□ 申請時の直前の「領収証書」又は「納入証明書」	0									
	(適用除外の場合を除く)	雇用			<ul><li>□ 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し</li></ul>		0	0	0	0	0	0			

									申請	区分		
項目		新 規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+業追+更新業種追加+更新般特新規+更新				
			7	写しの提示	口 健康保険被保険者証等(注8) (個人事業主においては国民健康保険等)		0	0				
	常 勤	ゖず	7	写しの提示	□ 雇用保険被保険者証				0	0	0	0
2	性	れ   か		原本提示	口 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決 定通知書」							
営				原本提示	<ul><li>住民稅特別徵収稅額決定通知書(特別徵収義務者用)</li></ul>							
業所の	国家資格等		写しの添付(申請書·変更届) □ 資格証明書、監理技術者資格者証 原本提示					•	•	_	•	•
専任			いず	写しの提示	□ 工事関係書類等 5件(各年度1件まで)(注10)							
技術者	実務経験	す	れか	原本提示	□ 工事経歴書(受付印のある決算変更届の副本) 5 年分(注10)							
П	(監理技術者資格 証による場合を除 く。)	べて	(厚生年 会回答 当該		•	•	•	•	_	•	•	
3				□ 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業								
営業所の実態	実態		<u>提出</u>	<u>(1部)</u>	許可の標識) ※写真台紙に、自己所有又は賃貸借等の別を選択すること。 □ 事業所平面図	0	0	0	_	0	0	0

#### ※なお、必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

- (注1)資本金が1億円を超え、または貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ必要。
- (注2)申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有しない場合は必要。 証明金額は500万円以上、特定建設業の財務要件は別途審査。
- (注3)定款の写しの空欄に次のとおり記入する。

本定款は現行定款に相違ありません。 令和 年 月 日 会社名 代表者名

- (注4)成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。発行後3ヶ月以内のもの。
  - (窓口請求は京都地方法務局、郵送での請求は東京法務局)
- (注5)成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書。 発行後3ヶ月以内のもの。外国籍の方は不要。

(本籍地の市区町村で請求)

- (注6)成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、 建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。 なお、この場合であっても、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。
- (注7)eLTAX(地方税ポータルシステム)の「受付状況の照会結果」画面を印刷したものを添付。当該印刷したもので申請・届出者の明示がない場合は、 併せて「同意書」(所定の様式あり)をご提出ください(土木事務所から法人事業税所管課へ提出の有無の確認を行います。)。
- (注8)「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示してください。
- (注9)執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。
- (注10)証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。
- ※ 必要書類のうちで記載内容が無いような場合、「該当なし」と記入する。

(2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確認 次のア及びイの両方が必要です。なお、申請区分によっては省略可能な書類がある場合もあります。

# ア 現在の地位及び常勤性の確認

次の(a)及び(b)を提示してください。

- (a) 現在の地位が確認できる書類の提示・提出(個人事業主は不要)
  - ★ 法人の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役、組合等の理事など) 履歴事項全部証明書等の原本提出(登記の対象とならない役職者にあっては、代表者の奥書 証明のある名簿等)
  - ★ 執行役員等 次の①~③のすべての書類の**原本**提示
    - ①役員等に次ぐ地位であることの確認 組織図等
    - ②業務執行を行う事業部門の確認 業務分掌規程等
    - ③取締役会の決議による権限委譲を受け代表取締役の指揮及び命令のもとに業務 - の執行を行うものであることの確認

定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等

- ★ 本人の支配人 **支配人の登記事項証明書の原本**提出
- (b) 次のいずれかの提示
- ① 健康保険被保険者証の写しの提示(国民健康保険証は認められません。)
  - ※「建築国保加入証」で所属している事業所が確認できる場合は、①と同様に扱います。
  - ※ただし、個人事業主にあっては、他の事業者へ雇用されていないことを確認するため「国民健康保険証」 又は「建築国保加入証」等を提示してください。
- ② 雇用保険被保険者証の写しの提示
- ※平成29年1月1日から65歳以上の雇用者も適用の対象です。
- ③ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」(直近のもの)の**原本**提示
- ④ 「住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」(直近のもの)の原本提示
- ※1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険への加入がない者について上記の書類を提出できない場合は、「源 泉徴収簿及び領収済通知書」又は「出勤簿及び賃金台帳」等、常勤性が確認できる資料の原本提示が必要 となります。

- ※2 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって、次の $a \sim c$ のすべての要件を満たす者について、上記① $\sim$ ④に代えて、以下の書類の原本提示によることができます。
  - 「a 昭和12年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者
    - b 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3 以上の者
  - c 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者
  - 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき
    - …「厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ」(「厚生年金保険70歳以上 被用者該当届」の複写式の副本)
  - 従前から対象者を雇用しているとき
    - …「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」(「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」の複写式の副本)

#### イ 経営経験の確認

以下の表の書類(詳細は次頁以降)が必要です。なお、更新申請の場合は省略可能です。

- ◆イ該当の場合(様式第7号による証明)
  - ・(1) 経営業務の管理責任者としての経験の場合: 『(a) + (b) 』
  - (2) 執行役員等としての経営経験の場合 : 『(c)』
  - ・(3) 補佐経験の場合: 『(d)』
- ◆ロ該当の場合(様式第7号の2による証明)
  - ○常勤役員等に関する書類
    - 口(1)該当の場合は①②のいずれか、口(2)該当の場合は①③のいずれかが必要
      - ① : [(a) + (b)]
      - 2 : [(a) + (b)] + [(e)]
    - % [(a) + (b)]の書類は、2年以上その地位であったことが確認できるもの
    - ※『(e)』の書類は、5年から『(a)+(b)』の書類で証明した年数を差し引いた年数分が必要

    - % [(a) + (b)]の書類は、2年以上その地位であったことが確認できるもの
    - ※『(a)』の書類は、5年から『(a) + (b)』の書類で証明した年数を差し引いた年数分が必要
  - ○常勤役員等を直接に補佐する者に関する書類: 『(e)』
- ※ 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事(1頁参照)にかかる経験しか認められません。また、軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業(許可業種では、管工事に含まれます)については、他法令により登録等が必要とされていますので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。

#### ※イ該当(建設業法施行規則第7条第1号イ)

- (1) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者として経験を有する者
- (2) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(執行役員等に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

#### ※口該当(建設業法施行規則第7条第1号口)

- (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者として経験を有する常勤役員 + 当該常勤役員等を直接に補佐する者
- (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する常勤 役員 + 当該常勤役員等を直接に補佐する者

# (a) 法人役員・個人事業主であった期間に係る確認書類の提出又は提示

当時の役職名等	確認書類						
	次のいずれかの資料(発行後3ヶ月以内)の <b>原本</b> 提出						
法人役員	履歴事項全部証明書/閉鎖事項証明書/役員欄閉鎖抄本						
	(5年間、役員の地位であったことが確認できること)						
(四) 古光之	税務署受付印のある確定申告書(控) (第一表及び第二表) の原本提示						
個人事業主	(5年分)						
	次のいずれかの資料の提出又は提示						
建設業法施行令第3	・支配人の登記事項証明書の <b>原本</b> 提出						
条に規定する使用人	・取締役会の議事録、人事発令書等の <b>原本</b> 提示						
	(5年間、令第3条に規定する地位であったことが確認できること)						

※確定申告書の事業所得が無い場合や給与所得が過大である場合等は、経営経験として認められません。

- (b) 建設業の経営にかかる確認書類として、次のいずれかの提示
- ① 許可行政庁に提出した受付印のある決算変更届副本の原本を5年分
- ② 経営経験期間内に建設業許可を受けていない建設企業に所属していた(いる)場合等は、5年間につき、「工事請負契約書」または「注文書及び請書」の写しを各年度1件以上 ※②の場合、未作成等の理由により提示できない場合は、原則として、経営経験は認められません。ただし、②以外の工事に係る書類(請求書及び入金確認資料(通帳の写し等)等)を作成している場合は、個別に判断しますので、申請先の土木事務所に御相談ください。

- (c) 執行役員等としての経営経験の確認書類として、次のすべての提出・提示
- ① 執行役員等・補佐経験証明書の提出(130頁参照)
- ② 建設業の経営に係る確認書類

例:上記(b)の書類

③ 取締役会の決議による権限があることの確認書類

例:定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、 取締役会の議事録等の原本提示等

④ 経験期間の確認書類

例:取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示等

⑤ 補佐経験期間中の在籍確認書類の提示 (営業所の専任技術者の実務経験期間中の在籍確認書類(28頁)を参照)

- (d) 補佐経験の確認書類として、次のすべての提出・提示
- ① 執行役員等・補佐経験証明書の提出(130頁参照)
- ② 建設業の経営に係る確認書類

例:上記(b)の書類(6年分)

③ 経験期間の確認書類

例:人事発令書等の原本提示等

④ 補佐経験期間中の在籍確認書類の提示

(営業所の専任技術者の実務経験期間中の在籍確認書類(28頁)を参照)

※個人事業主や小規模の法人等での経験のため、③の書類が未作成で提示できない場合は、個別に判断 しますので、申請先の各土木事務所に御相談ください。

- (e) 常勤役員等を直接に補佐する者の確認書類として、次の<u>すべての提出・提示</u> ※申請業者以外での経験は認められません。
- ① 常勤役員等を直接に補佐する者の証明書の提出(131頁参照)
- ② 建設業の経営に係る確認書類

例:上記(b)の書類

③ 経験期間の確認書類

例:人事発令書等の原本提示等

④ 補佐経験期間中の在籍確認書類の提示

(営業所の専任技術者の実務経験期間中の在籍確認書類(28頁)を参照)

※個人事業主や小規模の法人等での経験のため、③の書類が未作成で提示できない場合は、個別に判断 しますので、申請先の各土木事務所に御相談ください。

#### (3) 適切な社会保険への加入の確認

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入の確認のため、次の<u>ア及びイの両方を提出</u>してください。ただし、適用除外の場合を除きます。

#### ア 健康保険及び厚生年金保険加入の確認書類

次の(ア)~(ウ)のいずれかの**写し**の提出

- (ア) 直近の保険料納入にかかる「領収証書」
- (イ) 直近の保険料納入にかかる「納入証明書」
- (ウ)新規加入の場合、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」
- **イ 雇用保険加入の確認書類** ※平成29年1月1日から、65歳以上の雇用者も適用の対象です。 次の(ア)~(ウ)のいずれかの**写し**の提出
  - (ア)直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」
  - (イ)新規加入の場合、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」
  - (ウ) 営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」
- ※ 加入義務の有無については、健康保険及び厚生年金保険は、年金事務所(日本年金機構)、雇用保険は、 ハローワーク(公共職業安定所)にそれぞれ御確認ください。

## (4) 営業所の専任技術者の常勤性及び資格要件の確認

次の<u>ア及びイの両方</u>が必要です。なお、申請区分によっては省略可能な書類がある場合もあります。

#### ア 常勤性の確認

次のいずれかを提示してください。

- · ① 健康保険被保険者証の**写し**の提示(国民健康保険証は認められません。)
  - ※「建築国保加入証」で所属している事業所が確認できる場合は、①と同様に扱います。
  - ※ただし個人事業主にあっては、他の事業者へ雇用されていないことを確認するため「国民健康保険証」 又は「建築国保加入証」等を提示
- ② 雇用保険被保険者証の写しの提示
  - ※平成29年1月1日から65歳以上の雇用者も対象です。
- ③ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」(直近のもの)の原本提示
- ④「住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」(直近のもの)の原本提示
- ※1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険への加入がない者について上記の書類を提出できない場合は、「源 泉徴収簿及び領収済通知書」又は「出勤簿及び賃金台帳」等、常勤性が確認できる資料の原本提示が必要 となります。

- ※2 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって、次の $a \sim c$ のすべての要件を満たす者について、上記① $\sim$ ④に代えて、以下の書類の原本提示によることができます。
  - a 昭和12年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者
  - b 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以 上の者
- \_ c 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者
- 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき
  - …「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」(「厚生年金保険70歳以 上被用者該当届」の複写式の副本)
- 従前から対象者を雇用しているとき
  - …「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」(「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」の複写式の副本)

#### イ 資格要件の確認

申請資格区分によって、次の(a)又は(b)のいずれかが必要です。

#### (a) 国家資格等による場合

申請書に「資格証明書」又は「監理技術者資格者証」の**写し**を添付し、併せて**原本**の提示が必要です。

- ※ 各資格と対応する建設業の種類については、132~135頁をご覧ください。
- ※ 資格証明書のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類は、原則として「合格証明書」により確認しますが、技術検定の合格発表後で合格証明書の受領までの間においては「合格通知書」の写しの提出・原本提示でも可。ただし、合格証明書を受領できる十分な期間(合格通知書の交付日より半年程度)が経過した後は、「合格証明書」により確認します。

#### (b) 実務経験による場合

「実務経験証明書」(様式第9号)、「指導監督的実務経験証明書」(様式第10号)により証明する場合は、次の①及び②の両方を提示してください。

「監理技術者資格者証」により証明する場合は、写しを提出し、併せて原本を提示してください。(「実務経験証明書」、「指導監督的実務経験証明書」は不要です。)

なお、いずれの場合も、更新申請の際には不要です。

- ①実務の内容を証明するものとして、次のいずれかの提示
  - ・実務経験証明書に記載のある期間中の「工事請負契約書」または「注文書及び請書」の **写し**を5件(ただし、証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分) ※提示する書類の年度は任意で結構ですが、同一年度につき1件までの確認とします。
  - ・上記に代えて、許可行政庁に提出した工事経歴書(受付印のある決算変更届)の**原本**を 5年分(ただし、証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分)
  - ※1 経験年数のうち1年未満の期間については、片落としで数えます。例) 15年4月から15年8月まで…「5ヶ月」ではなく「4ヶ月」と数えます。
  - ※2 1人の技術者が複数の業種を証明しようとする場合、重複する期間については、1業種分しか認められません。
    - 例) 2業種の実務経験を証明する場合、原則10年×2=20年分の実績が必要です。
  - ※3 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事(1頁参照)にかかる経験しか 認められません。また、軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業 (許可業種では、管工事に含まれます)については、他法令により登録等が必要とされています ので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。
- ② 実務経験証明書に記載のある期間中に証明事業者に在籍していたことを確認する書類として、次のいずれかの提示
- -・厚生年金保険の「被保険者記録照会回答票」の**原本**提示
  - ・雇用保険の「資格取得届出確認照会回答書」の**原本**提示
  - ・当該申請企業での実務経験を証明する場合、資格取得年月日から在籍期間を確認できる 健康保険被保険者証・雇用保険被保険者証の**写し**の提示
  - ・上記に代わる公的な証明書類
    - (例) 個人事業主 (青色事業者) の確定申告書における事業専従者欄の記載

# (5) 営業所の実態の確認

主たる営業所及び従たる営業所の実態の確認として、次の<u>ア及びイ</u>を提出してください。 詳細については126頁を御確認ください。

# ア 写真

以下の写真を所定の貼付用紙に貼り付けてください。写真が3ヶ月以内に撮影されたものです。また、貼付用紙において自己所有又は賃貸借の別を選択してください。

- ・建物外部の全景(看板、住居表示等を確認できるもの)
  - ・建物内部 (メールボックス、テナント表札等を確認できるもの)
  - ・営業所入口(申請企業名を確認できるもの)
  - ・営業所内部(電話、机等の什器備品を確認できるもの)
  - ・建設業法第40条に定める標識 (いわゆる「金看板」、36頁参照)

審査の際、記載内容を確認できる程度のもの。新規申請では不要。他の写真のいずれかに建設業法 第40条に定める標識が写っており、記載内容を確認できる場合は不要。

#### イ 営業所平面図

任意様式により、電話や机等の什器備品の配置がわかるものを提出してください。フロアの一部を使用している場合は、営業所の部分を明示してください。(同一建物内であっても、住居として使用している部分、作業場として使用している部分は記載不要です。)

## (6) 登記されていないことの証明書・身分証明書

許可申請者(法人の場合はその役員全員(顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を除く。)、個人の場合はその事業主、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合はその法定代理人を含む。)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について、「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」の**原本**提出が必要です。

なお、外国籍の方は「身分証明書」は不要ですが、「登記されていないことの証明書」の原本 提出は必要です。

- ※1 「役員等の一覧表」(別紙 1) に記載を要する「役員等」とは、法人の役員、顧問、相談役及び総株主の 議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個 人であるものに限る。)です。
- ※2 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。

【請求先】 [・「窓口」での請求: 京都地方法務局 戸籍課

(〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197 電話075-231-0131)

・「郵送」による請求:東京法務局 後見登録課

(〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 電話 03-5213-1360)

※3 「身分証明書」とは、民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第 2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないも のに該当しない旨の市町村の長の証明書です。

【請求先】本籍地市区町村の戸籍事務の所管課

#### (7) 財産的基礎・金銭的信用を有していることの確認

一般建設業・特定建設業の別により、次のとおり確認します。

#### ア 一般建設業を申請する場合

新規申請等、許可を受けてから5年を経過していない場合は、次のいずれかにより確認 (更新申請等、許可を受けてから5年以上継続して営業(※)している場合は不要) ※5年分の決算変更届が提出されていることをもって確認します。

- ・ 金融機関の預金残高証明書等の**原本**提出(500万円以上の残高等があるもの、残高を有する日が申請日より1ヶ月以内のものに限る)
  - ・ 法人の場合、申請時直前の決算期における財務諸表において、自己資本の額が500万円以上であること (預金残高証明書等は不要)
- ・ 最初の決算期が未到来の新規設立法人の場合、資本金の額が 500 万円以上であること (預 金残高証明書等は不要)

## イ 特定建設業を申請する場合

申請時直前の決算期の財務諸表において、<u>次のすべて</u>の要件を満たしていることが必要(要件の詳細は14頁参照)

- ・欠損の額が資本金の 20%を超えていないこと
- ・流動比率が75%以上であること
- ・資本金の額が 2,000 万円以上であること
- ・自己資本の額が4,000万円以上であること
- ※ 資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表においては基準を満たさないが、申請日まで に増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているも のとして取扱います。この取扱いは資本金の額に限ったものであり、自己資本の額は、申請時直前の決算期 における財務諸表において基準を満たしている必要があります。

# 11. 許可を受けた後の変更事項の届出

許可を受けた後、下記の届出が必要な変更事項に該当があれば、次頁の表の提出・提示書類に 従い主たる営業所の所在地を所管する京都府内の各土木事務所に提出してください。事業年度終 了後の決算報告は、毎年度必ず届け出てください。なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資 料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

また、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、営業所の専任技術者、建設業法施行令第3条に 規定する使用人及び営業所の所在地(営業所の新設を含む)に係る変更を届け出る際は、「確認資料チェック表」(120~122頁参照)に記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

#### 届出が必要な変更事項

【事業年度(決算期)経過後4ヶ月以内に届出】

- ・決算報告
- ・使用人数 (変更があった場合)
- ・健康保険等の加入状況(従業員数のみ変更の場合)
- ・法人の定款 (変更があった場合)

#### 【事実発生から2週間以内に届出】

- ・常勤役員等(経営業務の管理責任者等)
- ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者
- ・営業所の専任技術者
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人
- ・健康保険等の加入状況(従業員数以外の変更の場合)

#### 【事実発生から30日以内に届出】

- ・ 商号又は名称
- ・既存の営業所の名称、所在地、建設業の種類
- 資本金額(出資総額)
- ・法人の役員等、個人の事業主、支配人
- ・営業所の所在地(営業所の新設を含む)

# 変更事項届出書類一覧

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な提出書類を所管の土木事務所に3部提出してください。

提出・提示書類の詳細については次頁を御参照ください。

#### 「〇囲み数字のもの」と「〇囲みしていない数字のもの」は、別に綴じて御提出ください(各3部)

			$\pm$		[日 <b>例</b> ] ○ . 必.		西+:	±Φ
提出		変更事項	綴込	様式番号	提出書類等	が安なもの 4. 物口により必 備者	提出	·提 D別
時期	及关于公			採以田勺	<b>近山百</b> 規寸	. E.o. Bild	提出	提示
					<法人の場合>			
			1	別記第1号	変更届出書		0	
			2	第2号	工事経歴書		0	
			3	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		0	
		<b>決算報告</b> 毎年度、必ず提出	4	第15号	貸借対照表		0	
			(5)	第16号	損益計算書		0	
			6		完成工事原価報告書		0	
			7	第17号	株主資本等変動計算書		0	
			8	第17号の2	注記表		0	
毎事	1		9	第17号の3	附属明細表	資本金が1億円を超える株式会社及 び貸借対照表の負債合計金額が20 0億円以上の業者は提出すること。	Δ	
業年			10		事業報告書 (株式会社のみ)		0	
度			1		納税証明書 (事業税)	綴じ込まないこと	0	
経過					<個人の場合>			
後		<u>してください。</u>	1	別記第1号	変更届出書		0	
4 ケ			2	第2号	工事経歴書		0	
貞			3	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		0	
以			4	第18号	貸借対照表		0	
内			5	第19号	損益計算書		0	
					納税証明書(事業税)	綴じ込まないこと	0	Ш
	,	使用人数に変更があったとき		別記第1号	変更届出書		0	
	Ĺ	C/II/WICZZW B/J/CCC	2	第4号	使用人数		0	
	3	健康保険等の加入状況	1	別記第1号	変更届出書		0	
	Ľ	※従業員数に変更があったとき	2	第7号の3	健康保険等の加入状況		0	
	4	建設業法施行令第3条に規定する使	1 ~		変更届出書		0	
	Ľ	用人の一覧表に変更があったとき	_	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表			
			1	別記第1号	変更届出書		0	
	5	定款に変更があったとき	2		定款(写し)	代表者が「本定款は現行定款に相 違にない」旨の証明をしてください。	0	

1	出				変更事項	綴込	様式番号	提出書類等	備者		出・抗の別
第76	期				友史争项		採以田与	<b>灰山音炽</b> 节	VIII 22		打力
						(1)	第22号の2			_	'
						ļ	ļ				<del> </del>
理責任者等)を実更があったとき (日本) 第22号の2 変更出出書 (アードウ本の) (日本の) 1 第2号の2 (日本の) 2 第2号の2					<b>労劫処昌笠(奴労業攻の笠</b>	2					
1						ļ <u> </u>					
2				_	たとき			②経営経験の確認書類	詳細については22頁を参照		
#				r							(
#						1	生るるものる				†-
おかったとき						ļ				ļ	ļ
		á	経			1	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 		0	<u>.</u>
第7号の2		1 1	宮					(戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)			
常動役員等及び当該常勤		f	制			1	第22号の2	変更届出書		0	ļ
京助役員等を担けに補佐する   1 第24年2   2 第3分( ) 第22年02   2 東東征技術者に変更があったとき   1 第48世 ( ) 第22年02   2 東東征技術者に変更があったとき   1 第25日 ( ) 第22年02   2 東東征技術者を設ましまします。   1 第25日 ( ) 第22年02   2 東東征技術者を設ましませます。   2 第3号 ( ) 第22年02   2 東東征技術者を設ましませます。   1 第25日 ( ) 第22年02   2 東東征技術者に変更があったとき   2 第3号 ( ) 第22年02   2 第3号 ( ) 第22年02   2 第4世技術者選明書 ( ) 1 第22年02   2 第3号 ( ) 1 第22年02   2 第3号 ( ) 1 第22年02   2 第3号 ( ) 1 第25日 ( ) 2 第3号 ( ) 2 第3号 ( ) 2 第3号 ( ) 2 第3号 ( ) 3 第25日 ( ) 2 第3号 ( ) 3 第25日 ( ) 3 第25						1	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		0	
### 2   おかったとき					常勤役員等及び当該常勤	2	第7号別紙1	常勤役員等の略歴書		0	
大部役員等及び当該常勤					役員等を直接に補佐する	3	第7号別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		0	
世				1	日に変更があ <i>り</i> ここと			上記様式の提出とあわせて必要な提示・提出書類につい	いては、22頁を参照		
書の氏名に変更があったと  1 第 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 /						1	第22号の2			ō	†-
古						1	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		0	T
□ 1 第8号 専任技術者証明書 (原本を提示、写しを提出すること) 会 公 会										1	†
	:  -					1	第22号の2	変更届出書		0	Ť
□ 専任技術者に変更があったとき 2 第9号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10						1	第8号			0	1
□ 専任技術者に変更があったとき 2 第9号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10号 第10								│ 「 資格証明書 ( <b>原本を提示、写しを提出</b> すること)		Δ	
第10号 指導監督的実務経験証明書								監理技術者資格証 ( <b>原本を提示、写しを提出</b> すること)		Δ	
□ 本業証明書 (原本) □ 位康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証のいずれか ②実務経験証明書に記載のある期間中、5件の「工事請負契約書」 以下の場合は、当該年度分のみ。 ③実務経験期間中の在籍確認書類 □ 第22号の2 変更届出書 □ 存任技術者の <b>氏名</b> に変更あったとき □ 第8号 専任技術者証明書 □ 「第22号の2 変更届出書 □ 「第22号の2 変更届出書 □ 「第22号の2 変更届出書 □ 「第42号の2 変更届出書 □ 「第6号 誓約書 □ 「第6号 誓約書 □ 「第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 □ □ 「第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						2	第9号	実務経験証明書		Δ	
□ 本業証明書(原本) ○ ①健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証のいずれか ②実務経験証明書に記載のある期間中、5件の「工事請負契約書」 証明が必要な実務経験年数が5年 又は「注文書及び請書」等 ③実務経験期間中の在籍確認書類 ○ ○ 第22号の2 変更届出書 ○ ○ 第8号 専任技術者証明書 ○ ○ ○ 第6号 誓約書 ○ ○ ○ 第6号 誓約書 ○ ○ 第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ○ ○ ○ 第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ○ ○ ○ 第7号の3 健康保険等の加入状況 ② ○ ○ 第7号の3 健康保険等の加入状況 ② ○ ○ 第7号の3 健康保険等の加入状況 ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		Ī	専任	支術	者に変更があったとき		第10号	指導監督的実務経験証明書			
①健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証のいずれか ②実務経験証明書に記載のある期間中、5件の「工事請負契約書」 取りが必要な実務経験年数が5年 又は「注文書及び請書」等 ③実務経験期間中の在籍確認書類  ① 第22号の2 変更届出書  専任技術者の <b>近名</b> に変更あったとき  ① 第22号の2 変更届出書  ② 第6号  ② 第6号  ② 第6号  図 第13号  図 第23の記書  ② 第2号の2 変更届出書  ② 第6号  図 第25号の2 変更届出書  ② 第25号の2 変更届出書  ② 第6号  図 第25号の2 変更品出書  ② 第6号  図 第6号  図 第6号  図 第6号  図 第6号  図 第6号  図 第13号  図 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							3,0				
②実務経験証明書に記載のある期間中、5件の「工事請負契約書」証明が必要な実務経験年数が5年 又は「注文書及び請書」等 ③実務経験期間中の在籍確認書類  ① 第22号の2 変更届出書  専任技術者の <b>氏名</b> に変更あったとき  ① 第22号の2 変更届出書  ○ (戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)  ② 第6号  図 第6号  図 第6号  図 第13号  図 2 2号の2  図 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		2						①健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証のいずれか		1	†
③実務経験期間中の在籍確認書類								つ  ②実務経験証明書に記載のある期間中、5件の「工事請負契約書」	  証明が必要な実務経験年数が5年		
① 第22号の2 変更届出書								又は「注文書及び請書」等	以下の場合は、当該年度分のみ。		
専任技術者の <b>氏名</b> に変更あったとき 1 第8号 専任技術者証明書 (戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要) (戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要) ② 第22号の2 変更届出書 ② 第6号 響約書 (ア第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ② ② 記されていないことの証明書 (注2)、(注4) は 1部提出、綴じ込まないこと ② 身分証明書 (注3)、(注4) は 1部提出、綴じ込まないこと ② ② 第7号の3 健康保険等の加入状況 (健康保険、厚生年金保険) 直近の「領収書」(写し)又は「納入証 日部提出、綴じ込まないこと ② [世界保険、厚生年金保険] 直近の「領収書」(写し)又は「納入証 日部提出、綴じ込まないこと ②		-				ļ		③実務経験期間中の在籍確認書類		l	╡.
(戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)  (戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)  (ア第抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)  (ア第抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)  (ア第分書  (ア第分表  (ア第)表  (ア第分表  (ア第分表  (ア第)表  (ア))表  (						1	第22号の2	変更届出書		0	ļ.
3     建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査     ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		Ī	専任	支術	者の <u><b>氏名</b></u> に変更あったとき	1	第8号	専任技術者証明書		0	ļ.
3   2   2   3   3   3   3   3   3   3		$\perp$									1
3   建設業法施行令第3条に規定する使						1	第22号の2	変更届出書		0	
第135   する調書   日						2	第6号	誓約書		0	
身分証明書(注3)、(注4)     1部提出、綴じ込まないこと     〇       第7号の3 健康保険等の加入状況     (健康保険等の加入状況     〇       (健康保険等の加入状況     (健康保険等の加入状況     1部提出、綴じ込まないこと     〇						1	第13号			0	
① 第7号の3 健康保険等の加入状況								登記されていないことの証明書 (注2)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	0	ľ
【健康保険、厚生年金保険】 直近の「領収書」(写し)又は「納入証 1部提出、綴じ込まないこと O								身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	0	
【健康保険、厚生年金保険】 直近の「領収書」(写し)又は「納入証 1部提出、綴じ込まないこと O						1	第7号の3	健康保険等の加入状況		0	Ì
		4							1部提出、綴じ込まないこと	0	1
【雇用保険】 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」(控え)及 び「領収済通知書」(写し)			/1 JA	5					1部提出、綴じ込まないこと	0	

提出		変更事項	綴込	様式番号	提出書類等	備者	示の	・提の別
時期		友丈争块	順	株八田 勺	促山盲炽守	li⊞ 2⊃	提出	提示
	1	商号又は名称に変更があったとき	1	第22号の2	変更届出書		0	
		同ち又は石材に変更がめづたとさ	1		履歴事項証明書(法人のみ)	①と1を綴じないこと	0	
	2	既存の営業所の名称に変更があった	1	第22号の2	変更届出書		0	
		とき	1		履歴事項証明書(法人のみ)		0	
			1	第22号の2	変更届出書		0	
			1		履歴事項証明書(法人のみ)		0	
	3	既存の営業所の所在地に変更があったとき	2		写真 (建物内部・外部、事務所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること	1部提出、綴じ込まないこと	0	
			3		事務所平面図	1部提出、綴じ込まないこと	0	
	4	資本金額(又は出資総額)に変更が	1	第22号の2	変更届出書		0	
	4	あったとき	1		履歴事項証明書(法人のみ)	①と1を綴じないこと	0	
			1	第22号の2	変更届出書		0	
			2	第1号別紙1	役員等の一覧表		0	
			3	第6号	誓約書		0	
	_	新たに役員となった者があるとき	1	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に係る調書		0	
事	5	(顧問、相談役、5%以上の株主・出資 者を除く)	2		履歴事項証明書(法人のみ)		0	
実発			3		閉鎖事項証明書(役員の閉鎖)		Δ	
生					登記されていないことの証明書 (注2)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	0	
から					身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	0	
3			1	第22号の2	変更届出書		0	
0	6	新たに顧問、相談役、5%以上の株  主・出資者となった者があるとき	2	第6号	誓約書		0	
日以			1	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に係る調書		0	
内		役員等の退任、氏名等に変更があった。また、原理・根熱の 50(以) 50(以) 50(以)	1	第22号の2	変更届出書		0	
	7	たとき(顧問、相談役、5%以上の株主・ 出資者でなくなった者があるときを含む)	1		履歴事項証明書(法人のみ)		Δ	
		※新たに役員等となる者がいない場合	2		閉鎖事項証明書(役員の閉鎖)		Δ	
			1	第22号の2	変更届出書		0	
			2	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		0	
			3	第6号	誓約書		0	
			1	第8号	専任技術者証明書		0	
			2		専任技術者の資格要件に係る書類	「3専任技術者の変更」を参照	0	
	8	営業所を新設したとき	3	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		0	
			4		履歴事項証明書(法人のみ)		0	
					登記されていないことの証明書 (注2)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	0	
			<u> </u>		身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	0	
					写真 (建物内部・外部、事務所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること	1部提出、綴じ込まないこと	0	
					事務所平面図	1部提出、綴じ込まないこと	0	

注1:健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。

注2:成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

注3:成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書

注4:成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、 判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。なお、この場合であっても、破産者で復権を得ない者に該当 しない旨の市町村の長の証明書が必要です。

# その他提示・提出書類詳細

〇 提示(提出)必要

● 資格要件によって必要

項目					提示・提出書類	提出・提示 の別				
		役員等	ı	原本提出	口履歴事項全部証明書等					
	現在の地位	執行	す		□組織図等	]				
	(個人事業主は	1 2 2 員	ッ ベ て	原本提示	□業務分掌規程等	0				
	不要)	等	,		口定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等					
		支配人	1	原本提出	口支配人の登記事項証明書					
			写	ない こうしゅう こうしゅう こうしゅう はいま こうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	口 健康保険被保険者証(個人事業主においては国民健康保険等)等(注1)					
1	常勤性	ず	写	りの提示	□ 雇用保険被保険者証					
経		れ か	J	原本提示	口 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」	]				
営 体				原本提示	<ul><li> 住民税特別徵収税額決定通知書(特別徵収義務者用)</li></ul>					
制	法人役区		法人役員	原本提出(1部)	□履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等	]				
		分	令3条	<del></del>	□ 支配人の登記事項証明書の原本 <b>提出</b>					
	経営経験	に 応 じ	使用人	右記いずれか	□取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示					
	(注2)		個人 事業主	原本提示	□ 税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表) 直近5年分	0				
		————— 経 営	いず	原本提示 □ 受付印のある決算変更届の副本5年分						
		経験	れか	九						
			写	引しの提示	□ 健康保険被保険者証(個人事業主においては国民健康保険等)等(注1)					
	常勤性	い ず	写	引しの提示	□ 雇用保険被保険者証					
2	市到江	れ か	J	原本提示	□ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」					
営			J	原本提示	□ 住民税特別徵収税額決定通知書(特別徵収義務者用)					
業所	国家資格等		の添付(申     提示	請書·変更届)	□ 資格証明書	•				
専			い ず	写しの提示	□ 工事契約書類等 5件(各年度1件まで) (注3)					
任 技			れか	原本提示	□ 工事経歴書(受付印のある変更届の副本)5年分 (注3)	1				
者	実務経験		手金保険「被保険 加入履歴等の公的	・ 確認書類の提示 者記録照会回答票」、雇用保険「資格取得届出確認照会回答書」等、 約証明書の原本提示。 怪験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも	•					
3 健康	・ 保険等の加入状況		保険・ F金保険	FI O HILL	□ 申請時の直前の「領収証書」又は「納入証明書」	0				
	余外の場合を除く)	雇戶	用保険	写しの提出	□ 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し	0				
4	<b>⇔</b>	48 da 7 s	÷e\		□ 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。					
営 業 所	実態	提出(1	<u> </u>		□ 営業所平面図					

#### ※なお、必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

- (注1)「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。
- (注2)執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。
- (注3)証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分のみ。

# 12. 許可を受けた後の注意事項

## (1)標識の掲示(法第40条)

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場(発注者から直接工事を請け負った建設業者に限る。) ごとに、公衆の見やすい所に、次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(ア) 店舗に掲げる標識(全ての建設業者)

1		建	設	業	の	許	可	콧	Ę		
	商号又は名称										
	代表者の氏名										
	一般建設業又は 特定建設業の別		受けた 設 業		許	可	番	-5	킂		許可年月日
35cm以_				玉	土交通	大臣 知事	許可(	)第	툿	1 7	
一一五					省略						
				玉	土交通	大臣 知事	許可(	)第	Ę	<u>1</u>	
	この店舗で営業 している建設業										
	<u> </u>			- 40	)cm以上	<u> </u>					-

(イ) 建設工事の現場に掲げる標識 (発注者から直接工事を請け負った建設業者に限る。)

$\uparrow$					建	設	業	<u></u> の	<u></u>	可	票		
	商	号	又	は	名	称							
	代	表	者	の	氏	名							
25cm以上	主任技術	者のほ	氏名		専任(	の有無							
m 以		資料	各名	資格	各者証	交付番	号						
⊦	一般	建設業	又は	特定	建設美	業の別							
	許可	丁を	受け	ナた	建	設 業							
	許	ī	ij	看	K.	号		国土	·交通大 知	臣 事 事	)第	号	
	許	可	左	F	月	日	•						Ü
	<u> </u>						35	icm以上				 	$\longrightarrow$

- ※1 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」 とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ※2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- ※3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条2号イに該当する者である場合に、 その者が有する資格等を記載すること。
- ※4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- ※5 店舗に掲げる標識の「許可を受けた建設業」及び「この店舗で営業している建設業」欄には許可を受けた建設業の業種、 建設工事の現場に掲げる標識の「許可を受けた建設業」欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を 受けた建設業の業種を記載すること。
- ※6 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

# (2) 請負契約の締結(法第19条)

建設工事の請負契約が成立した場合、その契約内容が不明確であると、後日契約内容に係る紛争が生ずる恐れが大きいことから、紛争が生じる余地がないよう請負契約書を作成しなければなりません。

## 請負契約書に記載すべき事項

- ① 工事の内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払いの時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延長若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申 出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定 方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ① 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ② 工事完成後における請負代金の支払い時期及び方法
- ③ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する 定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑤ 契約に関する紛争の解決方法
- 16 その他国土交通省令で定める事項

#### (3) 下請契約の締結の制限(法第16条)

発注者から直接請け負った建設工事については、特定建設業の許可を受けた者でなければ下請 代金の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる下請契約は締 結できません。

## (4) 一括下請負の禁止(法第22条)

建設業者は、その請け負った工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。また、建設業を営む者は、建設業者からその建設業者の請け負った工事を一括して請け負ってはなりません。ただし、元請負人があらかじめ発注者から書面による承諾を得た場合を除きます。(平成20年11月28日以降に請け負った共同住宅を新築する建設工事を除く。)なお、公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の規定により、一括下請負は一切認められていません。

## (5) 帳簿の備え付け(法第40条の3)

建設業者は、営業所ごとに、請け負った建設工事あるいは請け負わせた建設工事の契約内容や その状況等を記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければ なりません。

#### (6) 廃業等の届出(法第12条)

許可を受けた後、個人事業主が死亡、法人が消滅・解散、もしくは建設業を廃止した場合(認可申請した(する)場合を除く。)には、30日以内に廃業届(様式第22号の4)を所管の京都府土木事務所に提出してください。

## (7)経営事項審査(法第27条の23)

国、地方公共団体等から直接工事を請け負う場合は、経営事項審査を受けなければなりません。 経営事項審査結果通知の有効期間は、審査対象事業年度の決算日から1年7ヵ月間ですので、毎 事業年度終了後、速やかに経営事項審査の申請を行い、事業年度終了から7ヶ月以内に結果通知 を受け取る必要があります。詳しくは、別途公開している経営事項審査の手引きをご覧ください。

# (8) 建設業法・その他法令の遵守

許可を受けた建設業者として、建設業法の諸規定並びにその業務に関する他の法令の諸規定を 遵守するよう努めなければなりません。建設業法やその業務に関する他の法令に違反した場合、 当該法令により罰せられるだけではなく、建設業法に基づき指示、営業の停止及び許可の取消処 分等が行われる場合があります。 13. 事業譲渡等 (譲渡及び譲受け・合併・分割) 及び相続に係る認可の手続き ※申請が見込まれる場合は、余裕をもって事前に土木事務所に御相談ください。

# (1) 概要

事業譲渡等(譲渡及び譲受け(※)・合併・分割)の場合、<u>事前に</u>関係者全員の連署により申請を行い、認可を受けることで、事業譲渡等の日に承継元の有している建設業の許可を承継先が承継できます。

また、相続の場合、相続人が被相続人(許可を受けている個人)の営んでいた建設業を引き続き営むときは、死亡後30日以内に申請を行い、認可を受けることで被相続人の有していた許可を相続人が承継できます。

※ 個人が親族等の後継者に事業譲渡する場合(いわゆる代替わり)、個人が設立した法人で引き続き事業を営む場合(いわゆる法人成り)を含みます。ただし、譲渡契約書がない等、必要書類が揃わない場合には申請できません。

# (2) 注意事項

#### ア 承継する許可

この手続では、承継元が有している建設業の許可を全て承継することになります(承継する業種を選択することはできません。)。

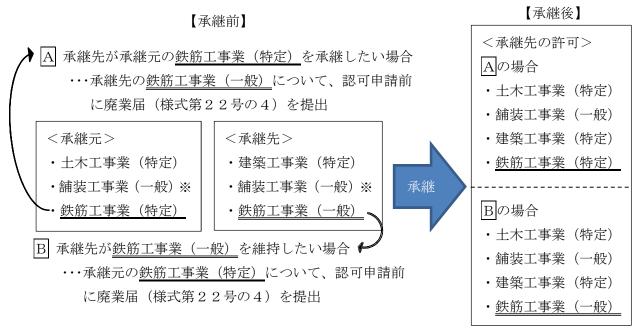
以下のケースでは、認可申請前の廃業手続が必要となりますので御注意ください。

(a) 承継を希望しない業種がある場合や承継先が許可要件を満たせない場合 ··· あらかじめ承継元において当該業種を廃業する必要があります。

# 【承継後】 <承継元> ・生木工事業 (特定) ・鉄筋工事業 (一般) ・舗装工事業 (一般) ・造園工事業 (一般) ・造園工事業 (一般)

★土木工事業(特定)の承継を希望しない場合や承継先が許可要件を満たせない場合は、認可申請前に廃業届(様式第22号の4)の提出が必要

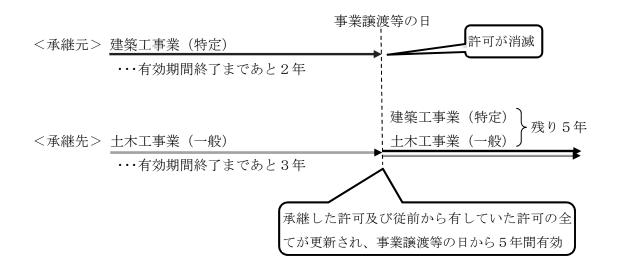
- (b) 承継元及び承継先が同一業種の許可を受けており、一般建設業と特定建設業の許可区分が異なる場合
  - ···・承継元又は承継先において、当該業種の許可を廃業する必要があります。



※舗装工事業(一般)のように、承継元及び承継先が同一業種の許可を有していても、 一般・特定の許可区分が同じである場合は、事前の廃業手続は不要です。

#### イ 許可の有効期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、事業譲渡等の日に承継する許可及び承継先が受けていた許可の両方が全て更新されます(事業譲渡等の日から5年目の当該日に対応する日の前日をもって満了となります。)。



#### ウ 承継先の許可番号

原則、承継元の許可番号となります。

ただし、承継先が従前から京都府知事許可を受けている場合は、承継後、承継元又は承継 先いずれの許可番号を使用するかを選択できます。引き続き使用する許可番号を認可申請書 に記載してください。

## エ 承継の対象

この認可手続では、承継先は承継元の「建設業者としての地位を承継する」ことになります。

具体的には、法第3条の規定による建設業の許可(更新を含む。)を受けたことによって 発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つことをいいます。

このため、承継先は、承継元の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果について も、当然に承継することになります。

一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った承継元そのものに対して刑罰を科すものですので、当該刑罰については、承継されません。

#### (4) 認可申請の手続き

#### ア 申請先

承継元が京都府知事許可業者であって、かつ、承継先が①②のいずれかの場合は、京都府 が申請窓口となります。

- ①京都府知事許可を受けている場合
- ②どこからも建設業の許可を受けていない場合(承継先が合併、分割により新設される 法人である場合を含む。)

上記以外は、国土交通省地方整備局又は他の都道府県許可部局が窓口となりますので、各申請窓口にお問い合わせください。

詳細は、以下を御確認ください。

						<b>秋継元</b>		
			4	とての建設	業者が、			女が2以上であり、 法人について、
				知	事許可	=h-=1+6-±6	矢	中事許可
			大臣 許可	京都府	京都府 以外	許可権者 が異なる 場合	全て 京都府	全て京都府 以外の同一 都道府県
	大	五許可	大臣	大臣 大臣		大臣	大臣	大臣
承	知事許可	京都府	大臣	京都府 知事	大臣	大臣	京都府 知事	大臣
継先	許 京都府 以外		大臣	大臣	大臣 ( <b>※</b> )	大臣	大臣	大臣 ( <b>※</b> )
	許可なし		大臣	京都府 知事	当該都道府県 知事	大臣	京都府 知事	当該都道府県 知事

<sup>※</sup>承継元及び承継先の全てが同一の都道府県知事許可である場合は、当該都道府県知事

京都府が申請先となる場合、**承継先の主たる営業所所在地を管轄する**京都府の各土木 事務所に申請してください。

例)京都土木事務所管内業者の許可を、主たる営業所所在地が乙訓土木事務所管内の 者に承継させる場合、乙訓土木事務所に認可申請書類を提出。

詳細は、17頁の「8. 許可申請の手続き」を御確認ください。

## イ 手数料

手数料は不要です。

#### ウ 提出期限

京都府が申請窓口となる場合、事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割)の認可申請については、事業承継等の日の3ヶ月前から30日前までに申請してください。

また、相続の認可申請については、被相続人の死亡後30日以内に申請してください。

なお、この提出期限を経過した場合、認可申請は受け付けられません。この場合、承継元 又は被相続人に係る廃業日を記入した廃業届(様式第22号の4)を提出の上、承継先又は 相続人が新規・業種追加等を行い許可を受ける必要があります(許可の空白期間が生じます ので御注意ください。)。

# 14. 事業譲渡等 (譲渡及び譲受け・合併・分割) の認可申請に必要な書類

## (1) 必要部数

京都府知事許可を申請する場合の申請書の部数は、正本(1部) + 副本(1部+認可申請書に連署した関係者数に応じた部数)です。(申請書以外の提出書類(各種証明書・営業所写真等)の提出部数は1部です。)

# (2) 必要書類一覧

必要な書類は次頁のとおりです。申請書等の法定書類以外にも、申請内容を確認するための書類が必要です。申請区分と法人・個人の別に沿って必要書類を揃えてください。

なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

また、申請の際は、「京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表」( $123\sim125$  頁参照)に記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

詳細は、許可要件については $8\sim15$  頁を、必要書類については $22\sim30$  頁を御参照ください。

# 【譲渡及び譲受け・合併・分割】認可申請書類一覧

#### 【提出書類】

〇:必要書類

- :提出不要

- 承継先が建設業者(=建設業の許可を受けている者)である場合に、 (▲: 省略可能なもの(前提として決算報告等の提出すべき変更届が提出済みであること)、△: 提出した書類から変更がなければ省略可能なもの、 ▽: 既に許可を有している業種については作成不要(前提として決算報告等の提出すべき変更届が提出済みであること))
- ▼: 既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格要件に変更がない場合は省略可能。
- ※ 承継先の法人が、合併の場合は合併により、分割の場合は新設分割により新たに設立される法人であるときは、不要。 このうち、承継後、一定期間内に提出が必要な様式(別紙参照のこと)がありますので、御注意ください。

					譲渡及	び譲受け						
綴込順	様式番号			書類の名称	_	迷先が	合併	分割		備	考	提出部数
	***				法人	個人						
1	譲渡:第22号の5 合併:第22号の7 分割:第22号の8	認可	申請	書	0	0	0	0				
2	別紙1	役員	等の	一覧表	0	_	0	0				
3	別紙2	営業	所一	覧表	0	0	0	0		別紙の提示・提出書類必要		1
3	別紙3	専任	技術	者一覧表	0	0	0	0				
4	第2号	工事	経歴	書	abla	▽	▽ ※	▽ ※		業種別に作成、実績なしでも	添付	
5	第3号	直前	3年0	の各事業年度における工事施工金額	0	0	0 %	0 %				
6	第4号	使用	人数		0	0	0	0				
7	第6号	誓約	書		0	0	0	0	承継			1
8	第11号	建設	業法	施行令第3条に規定する使用人の一覧表	0	0	0	0	先	該当がない場合、「該当なし	」と記入	İ
9	第15号	貸借	対照	表(法人用)	<u> </u>	_	<b>A</b> **	<b>A</b> **	に係	由書時直前の決質期の財務	諸表により、許可要件(「財産的	1
10	第16号	損益	計算	書、完成工事原価報告書(法人用)	_	_	<b>A</b> **	<b>A</b> **	るも	基礎又は金銭的信用を有し		
11	第17号	株主	資本	等変動計算書	<b>A</b>	_	<b>A</b> **	<b>A</b> **	の			1
12	第17号の2	注記	表		<b>A</b>	_	<b>A</b> *	<b>A</b> *	が必			1
13	第17号の3	附属	明細	表	<u> </u>	_	<b>A</b> **	▲ ※	要	通常は必要なし(注1)		
14	第18号	貸借	対照	表(個人用)	_	<b>A</b>	_	_		申請によっては確認発高証	明書等(残高を有する日が申請	1
15	第19号	損益	計算	書(個人用)	_	<b>A</b>	-	-		日以前1ヶ月以内のもの)が		
16	第20号	営業	の沿	革	0	0	0 %	0 %				_
17	第20号の2	所属	建設	業者団体	Δ	Δ	Δ ※	Δ ※		該当なしの場合も添付		本
18	第20号の3	主要	取引	金融機関名	Δ	Δ	Δ	Δ				] ;
19		定款	(写L	、) (注3)	Δ	-	Δ	Δ		新規設立の場合、公証人の	認証を添付	部
【別冊	綴り込み】											+
1	第7号		(1)	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	Δ	Δ	Δ	Δ		証明者別に作成、別紙の提	示·提出書類必要	
2	別紙	1 2	•	常勤役員等の略歴書	Δ	Δ	Δ	Δ				本
1	第7号の2	の		常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		Δ	Δ	Δ		証明者別に作成、別紙の提	示•提出書類必要	1
	別紙1	ゖ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	_	常勤役員等の略歴書	Δ	Δ	Δ	Δ				部十
2	別紙2	れか	(2)	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	Δ	Δ	Δ	Δ				関
		אנ		組織図	Δ	Δ	Δ	Δ		全社的なものを含み、かつ、 の位置付けが明確にわかる	常勤役員等を直接に補佐する者 もの	係者数
3	第8号	専任	技術	者証明書(新規·変更)	0	0	0	0	承継先	専任技術者について、記載で等)。 ・承継先が既に許可を有して 許可を有することになる業種 載すること(区分「3」: 専任技	いる場合は、認可により新たに に係る専任技術者について、記 術者の追加)。	
		技術	資 格	資格証明書(写し)	<b>V</b>	▼	▼	▼	に係	原本提示(国家資格等による		1
		者	要件	監理技術者資格者証(写し)	▼	▼	▼	▼	るも	原本提示(国家資格等又は	実務経験による場合) 	
4		関係	によ	卒業証明書	<b>V</b>	<b>V</b>	<b>▼</b>	<b>▼</b>	の	57 00 TV 044 - 14 - 15		
	第9号	書類	必	実務経験証明書	<b>V</b>	<b>V</b>	<b>▼</b>	<b>▼</b>	が必	証明者別に作成	(国家資格等によらない場合)	
	第10号	規	要	指導監督的実務経験証明書	▼	▼	▼	▼	要	証明者別に作成(特定建設業)		1
5	第12号			者の住所、生年月日等に関する調書	0	0	0	0				-
6	第13号			施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日 る調書	0	0	0	0		該当がない場合、「該当なし	」と記入	
7	第14号	株主	(出資	資者)調書	Δ		Δ	Δ				
8	第22号の6	誓約	書		0	0	0	0				
9		履歴	事項	証明書		_	Δ ※	Δ ※		人の場合は、当該法人に係る		
10		納税	証明	書(京都府の事業税)	•	<b>A</b>	▲ ※	▲ ※			業税の設立届(法人の設立届 ・参照)・個人の事業の開始届)の	

			書類の名称		び譲受け 送先が	合併	分割	備書	提出
その他提出書類				法人	個人		刀司	JHI 70	部数
	譲渡	及び	譲受けに関する契約書(写し)	0	0	-	-	・株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く。)が必要。 ・個人事業主が法人に成り代わる(法人成り)場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書が必要。	
	合併	契約	書(写し)及び合併比率説明書	_	-	0	-	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く。)が必要。	部
			書(新設分割の場合においては、新設分割計画 )及び分割比率説明書	-	-	-	0	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く。)が必要。	※ 写
	合併	·又は	分割の方法及び条件が記載された書類	-	_	0	0	・合併の場合、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)が記載されたもの。 ・分割の場合、吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件を記載されたもの。	しと記載の
	l,	1	株主総会又は社員総会の決議録(写し)					・譲渡の場合、譲渡人又は譲受人が法人の場合に必要 ・①②については、被承継人(被承継人が複数である場合は、全て	<b>в</b>
	ずれ	2	無限責任社員又は総社員の同意書(写し)	0	_	0	0	<ul><li>の被承継人)及び承継人それぞれについて提出が必要。</li><li>・簡易組織再編行為(事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項第796条第2項又は第805条に該当するものをい</li></ul>	外は
	か	3	意思の決定を証する書類(写し)					う。)に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事 業承継に関する③の書類を提出すること。	原本
	登記	され	ていないことの証明書(注4)、(注6)	0	0	0	0	承継先(法人においては役員全員(顧問、相談役、5%以上の株 主・出資者を除く。))及び建設業法施行令第3条に規定する使用	
	身分	証明	書(注5)、(注6)	0	0	0	0	人について必要	

その他提示・提出書類は次頁以降に続く

## その他提示・提出書類

- 〇:提示(提出)必要

★:提示必要。 ただし、承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由により、認可申請時 に提示できない場合は、承継後提出が必要な書類を提出する際に、提示してください。

- △:承継先が建設業者(=建設業の許可を受けている者)である場合に、提出した書類から変更がなければ省略可能なもの
- ▼:既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格要件に変更がない場合は省略可能。

項目					提示・提出書類	必要の可否	
		役員等		原本提出	□ 履歴事項全部証明書等		
	個 人現	執		原	□ 組織図等		
	事在業の主	行役	すべっ	本提	□業務分掌規程等	Δ	
	- は地 不位 要	員 等	て	示	□ 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等		
	<b>▼</b> ○	支配人		L 原本提出	□ 支配人の登記事項証明書		
1			7	写しの提示	□ 健康保険被保険者証等(注8) (個人事業主においては国民健康保険等)		
'   経	常 勤	いず	7	すしの提示	□ 雇用保険被保険者証	*	
営	性	れ   か		原本提示	□ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」		
体制				原本提示	□ 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)		
	経	区	法人 役員	<u>原本提出</u> <u>(1部)</u>	□ 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等		
	営 経	分に応	令3条 使用人	   右記いずれか	□ 支配人の登記事項証明書の原本 <b>提出</b> □ 取締役会の議事録、人事発令書等の原本 <b>提示</b>		
	験 ( 注	じ	個人 事業主 原本提示 □		□ 税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分	Δ	
	9 )	経営	いず	原本提示	□ 受付印のある決算変更届の副本 5年分		
		経験	れ か 写しの提示 口 工事契約書類等 5年間につき各年度1件以上				
			7	すしの提示	□ 健康保険被保険者証等(注8) (個人事業主においては国民健康保険等)		
	常 勤	いず	7	ましの提示	□ 雇用保険被保険者証		
2	性	れか		原本提示	□ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」	*	
				原本提示	□ 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)		
業所	国家資格等	写しの 原本提		·請書·変更届)	□ 資格証明書、監理技術者資格者証		
専			いず	写しの提示	□ 工事関係書類等 5件(各年度1件まで)(注10)		
任 技	実務経験	_	れか	原本提示	□ 工事経歴書(受付印のある決算変更届の副本) 5年分(注10)	•	
術 者	天切社歌 (監理技術者資格 証による場合を除 く。)	除 □ 実務経験期間中ので で □ 実務経験期間中ので 「厚生年金保険「被保険」 歴等の公的証明書の原		∓金保険「被保険 公的証明書の原 申請企業での実	後者記録照会回答票」、雇用保険「資格取得届出確認照会回答書」等、保険の加入履 原本提示。 日務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注8)、雇用保険被	·	
3 営 業 所	実態		提出	<u>(1部)</u>	<ul><li>□ 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識)</li><li>※写真台紙に、自己所有又は賃貸借等の別を選択すること。</li><li>□ 事業所平面図</li></ul>	0	

※なお、必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

- (注1)資本金が1億円を超え、または貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ必要。
- (注2)承継後、承継先が
- 般建設業の許可を有する場合、預金残高証明書等が必要(証明金額は500万円以上)
- ただし、承継先が認可直前の過去5年間が許可を受けて継続して営業した実績がある場合は不要。 ・特定建設業の許可を有することになる場合、財務要件は申請直前の財務諸表により別途審査。
- (注3)定款の写しの空欄に次のとおり記入する。

本定款は現行定款に相違ありません。 令和 年 月 会社名 代表者名

- (注4)成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。発行後3ヶ月以内のもの。 (窓口請求は京都地方法務局、郵送での請求は東京法務局)
- (注5)成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書。 発行後3ヶ月以内のもの。外国籍の方は不要。

(本籍地の市区町村で請求)

- (注6)成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、 建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。 なお、この場合であっても、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。
- (注7)eLTAX(地方税ポータルシステム)の「受付状況の照会結果」画面を印刷したものを添付。当該印刷したもので申請・届出者の明示がない場合は、 併せて「同意書」(所定の様式あり)をご提出ください(土木事務所から法人事業税所管課へ提出の有無の確認を行います。)。
- (注8)「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示してください。
- (注9)執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。
- (注10)証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。
- ※ 必要書類の内で記載内容が無いような場合、「該当なし」と記入する。

# (3) 認可後に提出・提示が必要な書類

認可後、許可を承継した承継人は、以下の書類を提出する必要があります。 期間内に提出を行わなかった場合、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当しますのでご 注意ください。

#### 【提出書類】

提出が必要な者	提出期限	様式番号	書類の名称	1	備考	提出部数
・譲渡により許可を承継した者・合併により許可を承継した法				詳細は、26頁を参照ください。  〇健康保険・厚生年金保険(次の(ア)  (ア)直近の保険料納入にかかる「領	貞収証書」	
人(合併により新設された法人を除く。) ・分割により許可を承継した法人(新設分割により設立された法人を除く。)	承継の日から 2週間以内	第7号の3	健康保険等の加入状況	通知書」  ○雇用保険((ア)~(ウ)のいずれか)	5人証明書」 厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定 原本金融を表現である。 原料申告書」の控え及び「領収済通知書」	3部(正本1:
	承継の日から 2週間以内	第7号の3	健康保険等の加入状況	(介新規加入の場合、「雇用保険被 (ウ)営業所が雇用保険事業所非該 認通知書」	保険者資格取得等確認通知書」 当承認を受けている場合は、「事業所非該当承	部+副本 2部
・合併により新設され、許可を 承継した法人		履	歴事項証明書	発行後3ヶ	ヶ月以内のもの	部)
・新設分割により設立され、許可を承継した法人	承継の日から 30日以内	第20号	営業の沿革			
		第20号の2	所属建設業者団体	該当無しの場	場合も提出が必要	

## 【提示書類】

提示が必要な者	提示期限		内容			提示書類
	承継の日から 2週間以内	常勤性の確認	・常勤役員等及び常勤役員等を直接 に補佐する者(様式第7号又は第7号 の2で証明した者) ・営業所の専任技術者	詳細は いずれか	、22~2 写し 原士	6頁を参照ください。  ① 健康保険証等(※) ② 雇用保険被保険者証  ① 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」
					~	② 住民税特別徵収税額決定通知書(特別徵収義務者用)

<sup>※「</sup>健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示すること。

# 15. 相続の認可申請に必要な書類

# (1) 必要部数

京都府知事許可を申請する場合の申請書の部数は、正本 (1部) + 副本 (2部) です。(申請書以外の提出書類(各種証明書・営業所写真等)の提出部数は1部です。)

## (2) 必要書類一覧

申請書類は次頁のとおりです。申請書等の法定書類以外に、申請内容を確認するための書類が必要です。また、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

申請の際は、「京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表」(123~125頁参照)に 記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

詳細は、許可要件については $8\sim15$ 頁を、必要書類については $22\sim30$ 頁を御参照ください。

# 【相続】認可申請書類一覧

#### 【提出書類】

- 〇: 必要書類
- ●: 相続人が建設業者である場合に、提出を省略できるもの(前提として決算変更届等の提出すべき書類が提出済みであること)
- △: 相続人が建設業者である場合に、既に提出したものから変更がない場合に省略可能
- 口: 被相続人が生前に有していた許可において申請人が専任技術者となっており、資格要件に変更がない場合は省略可能。

※場合により、認可後、一定期間内に提出が必要な様式がありますので、御注意ください。

綴込順	様式番号			書類の名称	提出の 可否	備	考	提出部数
1	第22号の10	相続	認可申	ョ請 <b>書</b>	0			
2	別紙1	営業	听一覧	表	0	別紙の提示・提出書類必要		
3	別紙2	専任:	技術者	首一覧表	0			
4	第2号	工事	経歴書	•	•	業種別に作成、実績なしでも添ん	<del>र</del>	
5	第3号	直前	3年の	各事業年度における工事施工金額	•			
6	第4号	使用.	人数		0			
7	第6号	誓約	書		0			
8	第11号	建設	業法旅	近行令第3条に規定する使用人の一覧表	0	該当がない場合、「該当なし」と記	乙乙	
9	第18号	貸借	対照表	長(個人用)	•	申請によっては残高証明書等(		
10	第19号	損益	計算書	【個人用)	•	日以前1ヶ月以内のもの)が必	要(注1)	
11	第20号	営業の	の沿革	<u>+</u>	0			
12	第20号の2	所属	建設第	<b>美者団体</b>	Δ	該当なしの場合も添付		
13	第20号の4	主要	取引金	<b>·</b> 融機関名	Δ			
【別冊級	り込み】							
1	第7号	1	①	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	Δ	証明者別に作成、別紙の提示・持	是出書類必要	3
2	別紙	2		常勤役員等の略歴書	Δ			#P
1	第7号の2	のい		常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	Δ	証明者別に作成、別紙の提示・持	是出書類必要	E
2	別紙1	ず れ	2	常勤役員等の略歴書	Δ			本
2	別紙2	か		常勤役員等を直接補佐する者の略歴書	Δ			部
3	第8号	専任!	技術者	<b>計証明書(新規・変更</b> )	0	別紙の提示書類必要 ・相続人が許可を有していない均係る専任技術者について、記載 競許可等)。 ・相続人が既に許可を有している ・相続人が既に許可を有している たに許可を有することになる業利 について、記載すること(区分「3	すること。(区分「1」:新 6場合は、認可により新 重にっかある専任技術者	+副本2部)
		技	<b>資</b>	資格証明書(写し)		原本提示(国家資格等による場	 合)	
		術	格 要			原本提示(国家資格等又は実務	経験による場合)	1
4		_ 者 関	件に					1
	第9号	係書	より	実務経験証明書		証明者別に作成	(国家資格等に よらない場合)	
	第10号	類	必要	指導監督的実務経験証明書		証明者別に作成(特定建設業)	よらない・物口/	
5	第22号の11	誓約	<u>a</u>		0	健康保険等の加入状況及びその て、認可申請時点において、当言 場合には、各法令で定める期間 ついて届書を提出することを誓約	亥書類を提出していない 内に、適用事業所等に	
6	第12号	許可	申請者	音の住所、生年月日等に関する調書	Δ			
7	第13号	建設	業法が	を行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	Δ	該当がない場合、「該当なし」と言		
8		登記	事項訂	E <b>明書</b>	Δ	支配人登記されている場合		
9		納税	证明書	(京都府の個人事業税)	•	相続人が許可を有していない場 え(写し)を添付。	合、事業の開始届の控	
【その他	!提出書類】	1						1
		申請。	人と被	相続人との続柄を証する書類	0	戸籍謄本等		1
		当該の同		<b>後を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人</b>	0	同意の旨を記載した書面に、申 続人が住所・氏名を記載、押印し		部(
		登記	されて	いないことの証明書(注2)、(注4)	0	認可申請者及び建設業法施行金		原本
		身分	证明書	【注3)、(注4)	0	人について必要		~

# その他提示・提出書類は次頁以降に続く

#### その他提示・提出書類詳細

- 〇: 必要書類
- △:相続人が建設業者である場合に、変更がなければ省略可能なもの
- □: 被相続人が生前に有していた許可において申請人が専任技術者となっており、資格要件に変更がない場合は省略可能。
- ★:証明書に記載のある者で、認可されるまで他社に在籍している等の理由により、認可申請時に提示ができない場合、認可後に提示が必要です。

項目					提示・提出書類	必要の 可否					
	現在の地位 (個人事業主は 不要)	支配人	J	原本提示	口 支配人の登記事項証明書	Δ					
			Ę	ましの提示 しゅうしゅう	□ 健康保険証等(注6)	*					
	常勤性	げず	Ę	が しの提示	□ 雇用保険被保険者証						
1	中到江	れ か	J	原本提示	□ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」						
			J	原本提示	□ 住民税特別徵収税額決定通知書(特別徵収義務者用)						
経営		_	法人役員	原本提出(1部)	□ 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等						
体制		区分に	令3条	+=71 \ +* 4 \	□ 支配人の登記事項証明書の原本 <b>提出</b>						
	経営経験 (注5)	応	応じ	使用人	右記いずれか	□ 取締役会の議事録、人事発令書等の原本 <b>提示</b>					
		O	個人 事業主	原本提示	□ 税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表) 直近5年分						
		経営	営ず	原本提示	口 受付印のある決算変更届の副本5年分						
		経 験			経験				れ か	写しの提示	□ 工事契約書類等 5年間につき各年度1件以上
	常勤性		写しの提示		□ 健康保険証等(注6)						
		げず	写しの提示		□ 雇用保険被保険者証	<b>│</b> ★ │					
2		れ か	原本提示		□ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」						
営			原本提示		□ 住民税特別徵収税額決定通知書(特別徵収義務者用)						
業所の	国家資格等		ンの添付(申 <u>本提示</u>	ョ請書•変更届)	□ 資格証明書						
専 任			い ず	写しの提示	□ 工事契約書類等 5件(各年度1件まで) (注7)						
技 術		す	かか	原本提示	□ 工事経歴書(受付印のある変更届の副本)5年分 (注7)						
者	実務経験	(厚		加入履歴等の公的	認書類の提示 記錄照会回答票」、雇用保険「資格取得届出確認照会回答書」等、 証明書の原本提示。 験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注6)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)						
3 営	実態		提出(		□ 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。	0					
業 所		提出(1部)			口 営業所平面図						

#### ※必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

- (注1)申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有しない場合は必要。 証明金額は500万円以上、特定建設業の財務要件は別途審査。
- (注2)成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。発行後3ヶ月以内のもの。(窓口請求は京都地方法務局、郵送での請求は東京法務局)
- (注3)成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書。

発行後3ヶ月以内のもの。外国籍の方は不要。(本籍地の市区町村で請求)

(注4)成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、

建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。

なお、この場合であっても、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。

- (注5)執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。
- (注6)「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。
- (注7)証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分のみ。
- ※ 必要書類の内で記載内容が無いような場合、「該当なし」と記入する。

# (3) 認可後に提出・提示が必要な書類

認可後、許可を承継した相続人は、以下の書類を提出・提示する必要があります。 期間内に提出を行わなかった場合、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当しますので御 注意ください。

#### 【提出書類】

提出が必要な者	提出期限	様式番号	書類の名称	備考	提出部数
相続人	承継の日から 2週間以内	第7号の3	健康保険等の加入状況	詳細は、26頁を参照ください。	1部+副本2部)

## 【提示書類】

提示が必要な者	提出期限	内容		提示書類		
その他提示・提出書類 のうち、★に該当するこ とにより、認可申請時に 提示していない者	承継の日から 2週間以内	常 動 ・常勤役員等及び常勤役員等を直 に補佐する者(様式第7号又は第7 の2で証明した者) 確 ・営業所の専任技術者		写し	、22~26頁を参照ください。  ① 健康保険証等(※) ② 雇用保険被保険者証  ① 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 ② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	

<sup>※「</sup>健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示すること。

16. 許可申請書・届出書類の作成と記入例

(1)【様式第1号】建設業許可申請書 様式第 各種申請書類への押印は不要 (行政書士による職印を除く) 建 設 業許 可 申 請 書 この申請書により、建設業の許可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。 行政書士による代理申請の場合 のみ記名が必要 令和 2 年 10 月 1 日 京都市左京区賀茂今井町10-4 事実上の所在地と登記上の所在地が異なる 申請代理人 行政書士 平安 一郎 場合は、所在地を二段書き 〈例〉(登記上)~ (事実上)~ 地方軟備目長 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5 北海道開発局長 京都府知事 申請者 株式会社 京都府建設 行政庁側記入欄 大臣 コード 知事 法人の場合は代表者 行政庁記入欄には記入しない 個人の場合はその本人 国土交通大臣 番 知事 特新規+ 更新 2.許可換え新規 新 8.業 種 追 加 許可の有効 5 更 + 更新 申請の区分 期間の調整 3.般 · 特 新 規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新 今回の申請と併せ、既に許可を受 申請年月日 0 3 令和 月 日 けている建設業の全部について、許可を更新する場合は「1」を、そ れ以外は「2」を記入 消清解 雷 許可を受けよう とする建設業 2. 特定 ) 申請時において 既に許可を受けて いる建設業 般建設業の許可については 商号又は名称のフリガナ 0 6 牛 セ 「1」を、特定建設業の許可につ いては「2」を記入 法人の種類を表す略号については フリガナをふらない 濁点、半濁音が付いた文字も1文字 として扱う 0 7 建 設 ( 株 都 府 商号又は名称 京 代表者又は個人 の氏名のフリガナ 0 8 キ 3 ゥ  $\vdash$ タ 口 ウ 登記上と事実上の所在地が異な る場合は、事実上の所在地を記入。 「丁目」、「番」及び「号」については、 )氏名 姓と名の間は1文字あける 代表者又は個人の氏名 0 9 京 都 太 郎 - (ハイフン)」を用いて記入。 主たる営業所の 2 1 0 1 0 2 所在地市区町村コード 都道府県名 京都府 市区町村名 京都市上京区 主たる営業所の 1 1 下 通 新 町 西 入 薮 町 3 5 7 市区町村コード表(137頁)を参照 0 7 5 4 1 4 1 2 0 2 号 電 話 ファックス 左詰で記入し、空位のカラムは空白とする 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする 法人番号 資本金額又は出資総額 (1. 法人) (2. 個人) 2 0 0 0 0 2 0 2 6 0 0 0 2 法人又は個人の別 建設業以外に行つている営業の種類 兼業の有無 4 宅地建物取引業 項番15、16は、現在許可を受けている行政庁 以外の行政庁に対し、新規に許可を申請する場合に記入。「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は「001234」のように空位のカラムには 許可換えの区分 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 「O」を記入。 許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古 大臣 コード いものを記入する。 知事 国土交通大臣 許可 (般 - 1 ) 第 1 6 年 旧 許 可 番 号 令和 役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については 申請内容に係る行政庁からの質問等に応答できる者 について、その所属、氏名、電話番号を記入。 京都市左京区賀茂今井町10-4 行政書士 平安 一郎 職印 連絡先 所属等 営業第一課 京都 075-414-5222 カラム欄に記入する字体について 代理・代行申請を問わず、行政書士が書類を作成する 法人の場合は、商号・代表者名は登記簿謄本により、個人の場合は住民票による 場合は、記名押印が必要。

#### 記載要領

1 「 地方整備局長

「国土交通大臣」「般

北海道開発局長

及びについては、不要のものを消すこと。

知事」特」

知事」、

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば
- 5  $\boxed{0}$   $\boxed{2}$  「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 0 4 「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が 一般建設業の場合は
  - 「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の ( ) 内に示された略号のカラムに記入すること。

5		
土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業(舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業(管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事業 (タ)	機械器具設置工事業(機)	

7 0 5 「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する 時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。

なお、更新の申請の場合は、 $\boxed{0}$   $\boxed{4}$  「許可を受けようとする建設業」の欄及び $\boxed{0}$   $\boxed{5}$  「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。

8 0 6 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギスはパのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

9 0 7 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例	(	株	)	Α	建	設	
	В	建	設	(	有	)	

<b>植類</b>	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 10 0 8 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスは「パのように1文字として扱うこと。
- 11 0 9 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合

はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12 ① 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック (総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村 名を記載すること。

- 14
   1
   2
   のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、 例えば0
   3
   5
   2
   5
   3
   8
   1
   1
   1
   0
   ように左詰めで記入すること。
- 15 ① ③「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては 資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16 1 5 「許可換えの区分」の欄並びに 6 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「大臣

「旧許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の 知事 」

分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も 古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

# (2) 【 [様式第1号、第22号の5、第22号の7、第22号の8] 別紙1】役員等の一覧表

別紙一 (用紙A4)

フリガナをふる		役員等	の一覧	表	令和 2 年 10 月 1 日
		<b>役員等</b> σ	D氏名及び役名等		
天 人	ガナ 名	役	名 等		常勤・非常勤の別
キョウト 京都	タロウ 太郎		表取締役		常勤
オトクニ 乙:訓	ジ <sup>ー</sup> ロウ 二郎		取締役		常勤
ナンタン南丹	a゛ロウ 五郎		取締役		非常勤
7クチヤマ 福知山	ジチロウ 七郎	1	顧問		非常勤
00	00	/	株主等		
			監査役は記入不	要	
以上を有する株	主若しくは出資の総	株主の議決権の5% 額の5%以上に相当		常勤・非常	勤の区別を記入する。
する出資をして ※株主等につい	いる者を記入。 いては、役名等の欄に	は「株主等」と記入。		「常勤の役 日その他菫	員」とは、原則として本店、支店等において休
					D時間中、その職務に従事している者をいう。 こついては、常勤・非常勤の別は記入不要。
			<u></u>		

<sup>1</sup> 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限 る。以下「株主等」という。)について記載すること。 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

(3)【 [様式第1号] 別紙 2 (1)、 [第22号の5、第22号の7、第22号の8] 別紙 2、 [第22号の10] 別紙 1】 営業所一覧表(新規許可等)

別紙二(1)(別紙二、別紙一)

(用紙A4)

# 営業所一覧表(新規許可等) / 営業所一覧表

	「行政庁側記入欄 項番 、□□□□	3
	区 分	1
	許可番号 82	国土交通大臣 許可 (般 — ) 第
( ]	主たる営業所)	建設業を営む営業所を統括し、指導監督する権限を 
	主たる営業所の 名 称	フリガナ ホンテン 登記上の本店であっても、建設業を営業している実態 を有しないものは該当しない。 本店
	営業しよう 83	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 L ゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解         2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	変更前主たる営業所以外で	<del>'-"-"</del>
(1	業を営む営業所を全 従たる営業所) する	
	従たる営業所の 8 4	フリガナ     キョウタナベエイギョウショ       3     5       京 田 辺 営 業 所
	- '' :i	
	従たる営業所の 所在地市区町村 8 5	3 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	で 従たる営業所の 所 在 地 8 6	3     5       田辺明田1     15
内		$\begin{bmatrix} 23 & 25 & 30 & 30 & 35 & 40 & 35 & 35 & 35 & 35 & 35 & 35 & 35 & 3$
容	郵 便 番 号 87	6 1 0 - 0 3 3 1 電 話 番 号 0 7 7 4 - 6 2 - 0 0 4 7 ← 左詰で記入
	営業しよう 88	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
	変更前	
(1	従たる営業所)	
:	従たる営業所の 名	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	従たる営業所の 所在地市区町村 8 5	3 5 市区町村名 市区町村名 市区町村名
	で 従たる営業所の 所 在 地 8 6	3 5 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
内		23 25 30 40 3 5 6 10 10 15 20 10 10 15 20 10 10 15 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
容	郵 便 番 号 87	ままた A 異 質 毎 種 は が が た 内 機 紙 通 圏 共 具 水 消 清 報
	営業しよう 88	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗Lゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解         3         3         1         2         2         4         2         2         4         2         3         3         4         2         4         3         4         4         5         6         7         8         8         9         9         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         2         1         2         1         2         2         2         2         2         2         2         2         3         4
	変更前	

	4-15		1
퓌	#17	要	岩田
ml i	里X	72	lı₽

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □ □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧 に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3 及び 8 8 「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は 「1」を、特定

建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

定版术与测量13 21 21 21	( )   11(=/1) C 4 0/C HI () (>// )	. #2, 1, 2 = 20
土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業 (大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業 (電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4 8 5 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 5 8 6 「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー(ハイフン)を用いて、例えば 関 図 □ 1 □ 1 3 □のように記入すること。
- 6
   8
   7 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば 0

   3
   5
   2
   5
   3
   8
   1
   1
   1
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0

別紙二(2) (用紙A4)

# 営業所一覧表(更新)

	営業所の名称	所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業		
	百未川の石柳	別任地(野区留存:电印留存)	特定	一般	
営業所る	本店	京都府京都市上京区 下立売通新町西入藪ノ内町3-5 (〒602-8570・075-414-5222)	土、と、ほ、 園、水	建、大、屋、管、内	
	京田辺営業所	京都府京田辺市田辺明田 1 (〒610-0331・0774-62-0047)		建、管	
		主たる営業所の所在地で異なる場合は2段書き	が、登記上と事実_ きにする	E	
従					
た					
る					
営					
業所					

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業 しようとする建設業を、(様式第1号) 許可申請書 記載要領6の表の() 内に示された略号により、一般 と特定に分けて記載すること。

(5) 【 [様式第1号] 別紙4、 [第22号の5、第22号の7、第22号の8] 別紙3、 [第22号の10] 別紙2】専任技術者一覧表別紙四(別紙三、別紙二)

# 専任技術者一覧表

令和 2 年 10 月 1 日

営業所の名称	ラーリーガーナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	キョウト タロウ 京都 太郎	土-9、と-9、 ほ-9、水-9 園-9	13 33
本店	オトクニ ジョウ 乙訓 二郎	建-7、大-7、 屋-7、内-7 管-7	38 30
京田辺営業所	タナヘ゛ サブ <sup>゛</sup> ロウ 田辺 三郎	建一4 管-7	02 30
「建設業許可申請書別一覧」の「営業所の名詞順序で、各営業所別に	  紙 営業所 称」欄と同一     会けて記入		

#### 記載要領

- 1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを-(ハイフン)で結んで記載すること。
  - 一般建設業の場合
  - 「1」・・・・・法第7条第2号イ該当
  - 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
  - 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当
  - ・特定建設業の場合
  - 「2」・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「3」・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
  - 「5」・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「6」・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
  - 「8」・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「9」・・・・・・ 法第 15 条第 2 号イ該当

「9」・・・・・・ 伝弗 15 米弗 2 万/	1 該 🗎	
土木一式工事 (土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事(通)
大工工事 (大)	舗装工事(舗)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事 (板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事(管)	内装仕上工事 (内)	解体工事 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事 (タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び 法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する 者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコード を記載すること。

#### (6) 【様式第2号】工事経歴書

建設業の種類ごとに作成

様式第二号(第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係) (用紙A4) 該当するものにマルをする 共同企業体(JV)として 各工事現場に置かれた配置技術者につい 事 書 経歴 行った工事には「JV」と記入 て、該当する箇所にレ印を記入 (建設工事の種類) 袁 (税払 . **税**抜 ) 事 配置技術者 負代金の額 エ 期 うち 元請又 は下請 工事現場のあ 主任技術者又は監理技術 - PC 注 文 者 工 事 名 る都道府県及 び市区町村名 者の別(該当箇所によれを記載) മ 完成又は完成 ・法面処理 着工年月 名 E. 予定年月 ・鋼橋上部 主任技術者 監理技術者 〇〇公園施設整備 京都府 元請 0000 45 000 壬四 千円 平成26年 5月 平成26年 9日 京都府 00市 工事 京都府 00市 元請 〇〇公園整備工事 0000 レ 9 000 壬円 千円 平成26年 3月 平成26年 5月 00市 京都府 下記記 00市 元請 〇〇公園整備工事 0000 レ 8.000千円 千円 平成26年 6月 平成26年 7月 O の 市 載方法 京都府 A 邸植栽工事 参照 5,000千円 平成27年 2月 Α 元請 0000 レ 千円 平成27年 1月 K OO# 京都府 〇〇土木 (株) 請作 B邸植栽工 0000 6,000千円 千円 平成26年10月 平成26年11月 OO市 京都府 (4.000)(株) 〇〇建設 下請 OO公園整備工事 0000 千円 平成27年 2月 平成27年 6月 10,000千円 〇〇市 平成 年 月 進行基準適用工事は、「請負代金の額」の欄に、進行基準を適 「注文者」、「工事名」の記入については、記載内容により個人の <u>用した当期分の完成工事高を()書きで記入</u>すること 氏名が特定されることのないように注意。 上段:進行基準を適用した当期分の完成工事高を()書き (例)〇 注文者「A」、工事名「A邸植栽工事」 下段:請負代金の総額 × 注文者「OO(個人名)」、工事名「OO邸植栽工事」 ※小計、合計欄には当期分の完成工事高のみを加算すること。 (主な未成工事) 千円 平成 年 月 京都府 (株) 〇〇工業 下請 ○○地区植栽工事 7.000千円 平成26年 3月 千円 平成26年 5月 00市 うち 元請工事 ページごとの完成工事の件数及び 小 計 6 77 000 壬四 67,000千円 千円 請負代金の額の合計を記入 うち 元請工事 計 10 85,000千円 千円 合 最終ページにおいて、全ての完成 67,000千円 千円 工事の件数及び請負代金の額の 合計を記入 「小計」・「合計」のうち、元請工事に係 る請負代金の額の合計を記入

#### 工事経歴書(第2号様式)の記載方法

【経営事項審査を申請する場合】(記載フローは次頁参照)

- ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
  - 注1 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載
  - 注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要
- ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
  - 注1 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載
  - 注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要
- ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

#### 【経営事項審査を申請しない場合】

- ① 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件まで記載
- ② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

#### 記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- ① 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事(下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
  - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2)経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に 10 件記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう 十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事に ついて工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に 掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載するこ と。

()	(_)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構	PC
	造物工事	
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

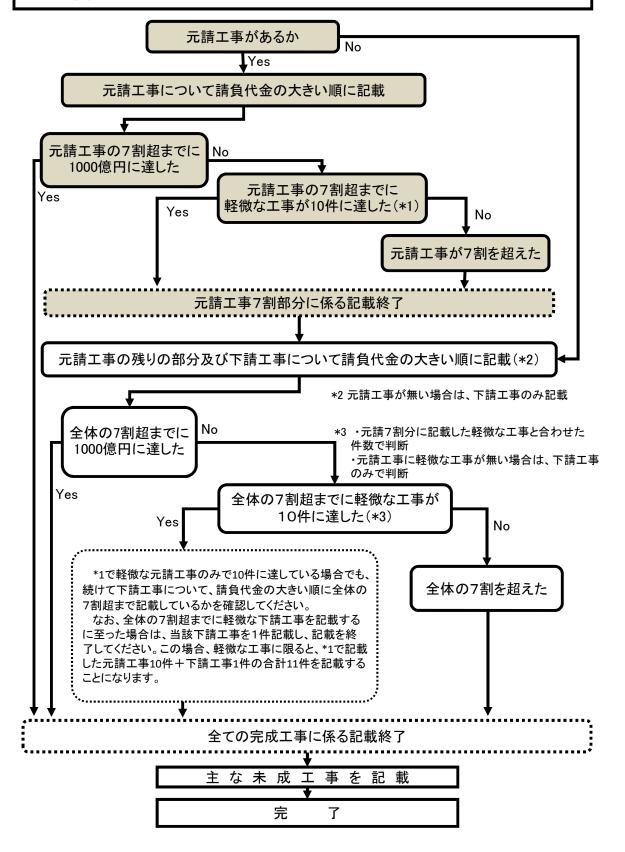
- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る 請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区 分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

# 参考 2

# 工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載

ただし、①②において、1000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



#### (7) 【様式第3号】直前3年の各事業年度における工事施工金額

新規由語の場合は 許可を受けようとする建設業の種

新規申請の場合は、許可を受けようとする建設業の種類について記入。 業種追加の場合は、許可を受けようとする建設業及び 既に許可を受けている建設業の種類について記入。 決算変更届の場合は、既に許可を受けている建設業 の種類について記入。									
事業年度	車業年車						<u>似:十円)</u>		
注文者 の区分		<del></del>	建築一式 工事	大工 工事	水道施設 工事	建設工事の	合 計		
	元	公	共	150,000	0	0	15, 000	0	150, 000
第 37 期 令和元年 1月 1日から	請	民	間	0	50,000	10,000	0	0	100, 000
令和元年 12月31日まで	下	下請		0	0	500	10.000	0	150, 000
		計		150, 000	50,000		なに記入する -ジに記入	場合は、最	400,000
			共	100,000	0	ポミノー	・シに配入		200, 000
第 38 期 令和2年 1月 1日から		前3年 こつい	間	50,000	70, 000	10, 000	0	0	150, 000
令和2年 12月31日まで	プラにて記			0	0	20, 000	20,000	0	100, 000
				150,000	70, 000	30, 000	20,000	0	450, 000
	元	公	共	200, 000	0	0	15, 000	0	300, 000
第 39期 令和3年 1月 1日から	請	民	間	0	50,000	500	0	0	100, 000
令和3年 12月31日まで	下	· i	青	0	0	15, 000	15, 000	0	100, 000
		計		200, 000	50,000	20,000	30,000	0	<b>5</b> 00, 000
	元	公	共						•
第 期 平成 年 月 日から	請	民	間			損益計算	書の完成エ	事高と一致す	すること
平成年月日まで	下	· i	青						
		計		許可を受けようとする建設業、許可を受けている建		ている建設	業が		
	元		共	4 <sup>を</sup>	4を超える場合は、複数枚にわたり記入				
第 期 令和 年 月 日から	請	民	間						
令和年月日まで	下	下請			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公	共						
	請 民間		間						
	下	1	青						
		計							
			_			7			_

- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事 の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
  - ただし、会社法(平成17年法律第86号)第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

# (8) 【様式第4号】使用人数

様式第四号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

	使			
	技 術 関 億	系 使 用 人		
営業所の名称	建設業法第7条第2号 イ、ロ若しくはハ又は 同法第15条第2号イ若 しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	合 計
本店	8人	4人	3人	15人
京田辺営業所	3人	1 人	1人	5人
声	は世後老の亜州を選むす	□ 専任技術者の要件を満 □ ない技術者の数を記入	たさ	
	任技術者の要件を満たす 術者の数を記入	一ない。以前もの数と記入		
				+人数を記入
				八级飞山八
合 計	11人	5人	4人	20人

- 1 この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の 場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しく はハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

# (9) 【様式第6号】誓約書

様式第六号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

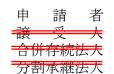
誓 約 書



の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

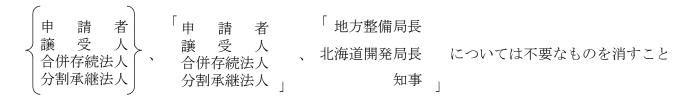
令和 2 年 10 月 1 日



京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5号

株式会社 京都府建設 代表取締役 京都 太郎

<del>地方整備局長</del> <del>北海道開発局長</del> 京都府知事 殿 法人の場合は代表者、 個人の場合はその本人

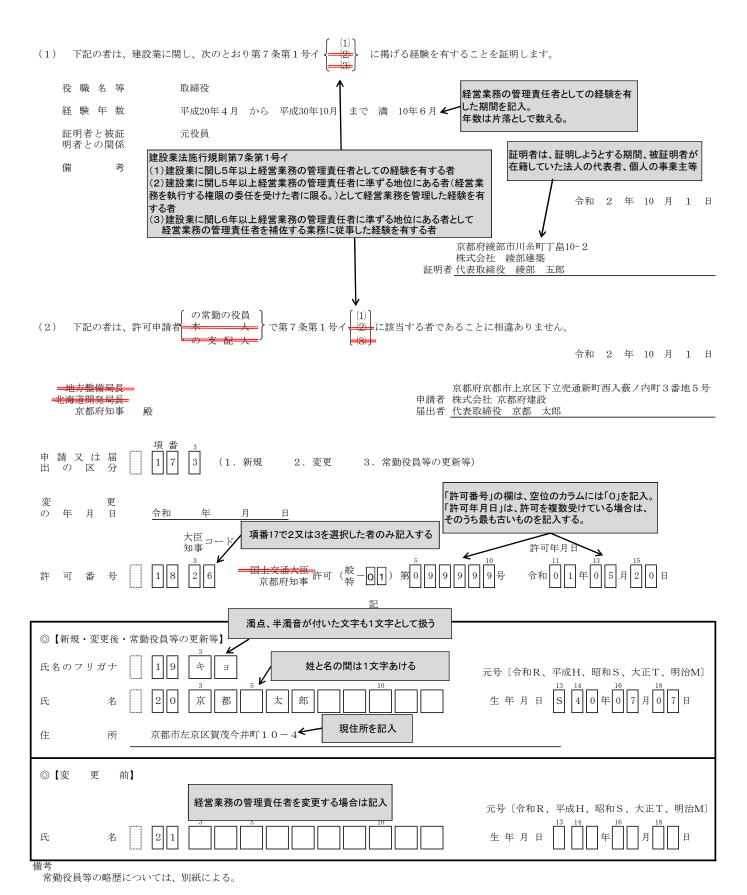


### (10) 【様式第7号】常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

様式第七号 (第三条関係)



### 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書



- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載 を省略することができる。

3	を省略するこ	.とができる	<b>5</b> .					
Э	(1)	「の常勤	の役員	「 地方整備局:	툿			
					「申請者	「国土交通大臣	「般	
	(2)	本	人	北海道開発局	長	Į.	及び	
					届出者」	知事」	特」	
	(3)	、の支	配人」	. 知	事」、	`		
	については、		,	_ 0				
4		で表示さ	れた枠(」	以下「カラム」と	:いう。) に記入	、する場合は、1カ	ラムに1文字	ずつ
				さないように記				
5						する数字をカラムに		
	「1. 新規	<u> </u>		許可を受けよう	とする行政庁に	対し、初めて常勤	役員等としての	の証

- 明を行う場合 「2.変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
- 「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 1 8 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により 1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」 又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。 「許可番号」の欄の「大臣・知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一) の分類に従い、該当するコードを記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も 古いものについて記入すること。

- 8 1 9 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、 濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又は「このように1文字として扱うこと。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

## (11) 【様式第7号別紙】常勤役員等の略歴書

別紙 (用紙A4)

申請時における職名を記入。 (例)法人:代表取締役、取締役 常勤役員等の略歴書 個人:事業主 現 住 所 京都府京都市左京区賀茂今井町10-4 氏 生 年 月 日 昭和 40 年 7 月 7 日生 京都 太郎 職 名 代表取締役 間 従 た 職 務 容 S 5 9 年 4月 自 1 F 有限会社京都府工業 工事部勤務 3月 年 3 1 日 H 2 H 2 4月 1 = 株式会社綾部建築 入社 本店技術課勤務 至 H15 年 3月 3 1 目 年 自 H 1 5 4月 1 E 現在に至るまでの職歴を記入。 特に、建設業に関するものは全て記入。 同社 技術課長就任 H 2 0 年 3月 3 1 日 自 H20年 4月 1 ⊨ 同社 取締役就任 10月 年 至 H 3 0 31日 自 H 3 0 年 11月 株式会社京都府建設 入社 代表取締役就任 現在に至る 年 至 月 自 年 月 年 月 至 自 年 月 至 年. 月 年 月 自 至 年 月 自 年 月 年 月 至 自 年 月 日 至 年 月 日 自 年 月 年 月 至 日 自 年 月 至 年 歴 月 年 月 自 至 年 月 年 月 自 至 年 月 年 月 日 賞 罰 内 容 なし 賞 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰に ついて記入し、該当がなければ「なし」と記入する 罰 上記のとおり相違ありません。 令和 2 年 10 月 1 日 氏 名 京都 太郎

記載要領

<sup>※ 「</sup>賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

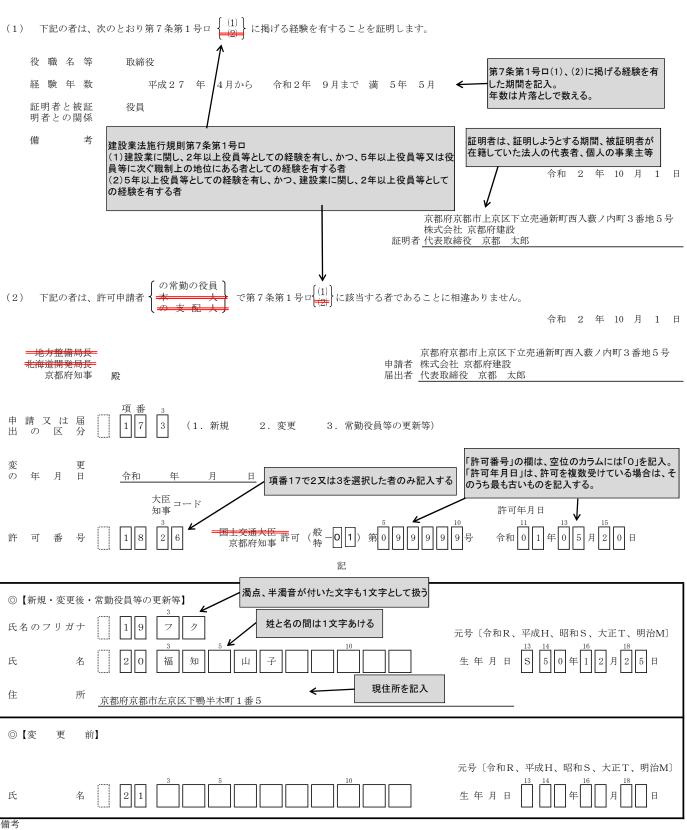
(12) 【様式第7号の2】常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

(用紙A4)

様式第七号の二 (第三条関係)



### 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)



常勤役員等の略歴については、別紙による。

- 1 (1)の証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「 (1) 「 の常勤の役員 「 地方整備局長 「申請者 「国土交通大臣 「般 (2) 本 人 北海道開発局長 及び 届出者」 知事」 特」
  - (3) 」、の支配人」、知事」、、

については、不要のものを消すこと。

- 4 □ □ □ □で表示された枠(以下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 1 7 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
  - 1. 新規」・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
  - 「2.変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
  - 「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により $\boxed{1}$   $\boxed{7}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により $\boxed{2}$   $\boxed{2}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 ① 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により① 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、② ③ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該② ③ の直前の② ②、② 7又は③ ① 「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。「許可番号」の欄の「大臣・知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4 又は0 1 月0 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0 | を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入 すること。

- 8 19、24、28及び32「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。 その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はどのように1文字として扱うこと。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

- 10 2 2 7 及び3 1 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

  - 「2.変更」・・・・・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
  - 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

# (第二面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

	直接に補佐する者は、財務管理、労務管理、業務運 営の業務経験をそれぞれ5年有していれば、1人でも 兼務可能(業務経験期間は、重複していてもよい)。 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5号 申請者 株式会社 京都府建設
京都府知事  殿	田田者 代表取締役 京都 太郎
役 職 名 等	会計部長
経 験 年 数	平成24年 10月 から 令和2年 9月まで 満 7年 11月 <b>一財務管理の業務経験を有した期間を記入。</b> 年数は片落としで数える。
証明者と被証 明者との関係	社員
備考	
申請又は届 222	3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)
変 更 の 年 月 日 <u>令和</u>	「許可番号」の欄は、空位のカラムには「O」を記入。 年月日は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。
	大臣 項番22で2又は3を選択した者のみ記入する 知事
許 可 番 号 2 3	5     2     6     -国土交通大臣 評可 (般 - O1) 第 0 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
◎【新規・変更後・常勤役員等	
氏名のフリガナ 24	3       女と名の間は1文字あける       元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕         3       10       13       14       16       18
氏 名 2 5	
住 所 京都府京都	3市上京区河原町通広 <b>√</b> 路上る梶井町465 現住所を記入
◎【変 更 前】	
	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 2 6	生年月日 13 14 年 16 月 日

っ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

# (第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。 直接に補佐する者は、財務管理、労務管理、 業務運営の業務経験をそれぞれ5年有してい れば、1人でも兼務可能(業務経験期間は、重
## <del>力整備局長</del> 北海道開発局長 京都府知事 殿 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5号 申請者 株式会社 京都府建設 届出者 <u>代表取締役 京都 太郎</u>
役職名等 総務部長 経験年数 平成24年 10月 から令和2年 9月まで 満7年 11月 <b>→</b> 新 <b>芳管理の業務経験を有した期間を記入。 年数は片落としで数える。</b> 社員 備考
申 請 又 は 届 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)
変       更         の 年 月 日       今和 年 月 日         「許可番号」の欄は、空位のカラムには「O」を記入。         「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。
大臣 コート 項番27で2又は3を選択した者のみ記入する
◎ 【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ 2 8 マ イ <b>姓と名の間は1文字あける</b> 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏     名     2     9     舞     (4)     5
住 所 京都府京都市上京区河原町通広 <b>小</b> 路上る梶井町465 現住所を記入
◎【変 更 前】
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 氏 名 3 0 4 年月日 4 年月日 4 日 16 月 18 日 備考

, 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

# (第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。 直接に補佐する者は、財務管理、労務管理、業務運営 の業務経験をそれぞれ5年有していれば、1人でも兼務 可能(業務経験期間は、重複していてもよい)。
地方整備局長   京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5号   北海道開発局長   申請者 株式会社 京都府建設   居出者   代表取締役 京都 太郎
役職名等
申 請 又 は 届 出 の 区 分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)
変       更         の 年 月 日       今和 年 月 日         「許可番号」の欄は、空位のカラムには「O」を記入。         「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。
大臣
満点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う
氏名のフリガナ 3 2 女 イ <b>姓と名の間は1文字あける</b> 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏     名     3     3     #     6     日     10     10     生年月日     13     14     14     16     5月05日
住 所 京都府京都市上京区河原町通広 <del>小路上</del> る梶井町465 現住所を記入
◎【変 更 前】
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 氏 名 3 4

マージャップ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

申請時における職名を記入。	
(例)法人:代表取締役、取締役	
個人:事業主	

# 常勤役員等の略歴書

現		住	所	京都府	守京都市左	<b></b> 京区下鴨半木町	叮1番号	5												
氏			1	福知	山子					生	年	月	日	昭	和	5 0	年	1 2	月 25	日生
職			<b>¥</b> 名	取締役	n. X								•							
		期		間				î	<b></b>	Ī.	し	た	職	務	内	容	3			
	自 至	平成10年 平成27年		4月 3月	1日 31日	株式会社京都府	f建設	入社	企画部	勤務										
	自 至	平成27年		4月 月	1日日	同社		取締役	2就任	現	在に至	る	現在 特に	Eに至え 、建設	るまて 殳業に	での職 :関す	歴を	記入。 Dは全	:て記入。	
職	自	白	Ē.	月	月															
	<u>至</u> 自			<u>月</u> 月	<u> </u>															
	至	白		月	日															
	自 至	年 年		月 月	日日															
	自	白		月 月	月															
	至	年		月	<u> </u>															
	自 至	年 年		月 月	日日															
	自	白		月																
	至	年		月	<u> </u>															
	自至	年 年		月 月	日日															
	自	白		月	日															
	至	年		月	<u> </u>															
	自 至	年 年		月月	日日															
	自	白	Ē.	月	日															
歴	至自			<u>月</u> 月	<u> </u>															
	至	4 有		月月	日日															
	自	白	E.	月	日															
	至	年	F 月	月	<u> </u>				賞		77	の		内		容				
			/1	-	-				<u> </u>	В	.1			L 1	_	47				
賞						なし	建設第	≰の行	政処分	及び	行政旨	ii. そσ	)他の	賞罰に	· つ					
							いて記	込し、	該当か	なけ	れば「	なし」と	:記入	する						
													_	_						
罰																				
		上記	のと	おり	相違	ありません	0													
			令	和 2	2 年 1	0 月 1 日								氏 名			福知	і Ді≒	<u>r</u>	

記載要領

<sup>※ 「</sup>賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

# (14) 【様式第7号の2別紙2】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

別紙二 (用紙A4)

		特における職 総務部長	名を	記入。		常勤	役員等を	を直接	接に補	佐す	る者の	の <b>瞬</b>	各歴書	<b>*</b>				1		
(	VI	אַיוםענים											直接に				数い			
現		住	所	京都府	京都市_	上京区河原	京町通広小路	各上る机	尾井町46	5			る場合	、全員	提出	0				
氏			名	舞鶴	美					生	年	月	日	ı	昭和	5 5	年	5 F	5	日生
職			<b>√</b> 2	総務部	툿															
		期		間					従	事	し	E	職	務	内	容				
	自至	平成12年 平成24年		4月 9月 :	1日30日	株式会社	京都府建設	大社	総務	部勤務										,
	自至	平成24年	1	. O月 月	1日		同社	総務	部長就何	任 現	在に至る	5	現在に	こ至る	までの	)職歴	を記ん	λ,		
職	自	年		月	日								特に、	建設	業に関	する	ものは	全て記	己入。	
	至自	年		<u>月</u> 月	日日															
	至	年		月	日															
	自至	年 年		月 月	日日															
	自	年		月	日															
	至自	年		<u>月</u> 月	日 日															
	至	年		月	日															
	自至	年年		月 月	日日															
	自	年		月	日															
	至自	年		<u>月</u> 月	日日															
	至	年		月	H															
	自至	年 年		月 月	日日															
歴	自至	年 年		月月	日日															
雁	自	年		月	日															
	至自	年		<u>月</u> 月	<u>目</u> 目															
	至	年	i	月	日															
	_	年	月	目					賞		罰	の		内		容				
賞						なし	建設業の	の行政	処分及7	び行政	(罰、その	の他の	の賞罰	につ						
							いて記え	入し、該	当がな	けれに	げなし」。	と記,	入する							
罰																				
	'	上記(	かと	おり	相違	ありま	せん。													
			4	7和 2	年 1	0 月 1	. 目							氏 名			舞	鶴美		

記載要領

<sup>※ 「</sup>賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

# (15) 【様式第7号の3】健康保険等の加入状況

様式第七号の三 (第三条、第七条の二関係)

(用紙A4)

### 健康保険等の加入状況



健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 2 年 10 月 1  $\Box$ 

地力整備局長 京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5 申請者 株式会社 京都府土木届出者 代表取締役 京都 太郎

許可年月日 묽 뮸 99999 令和 元 年 11 月 1 日 許 피 番 新規・許可換え新規申請の場合、許可 番号及び許可年月日は空欄 (営業所毎の保険の加入状況) 保険の加入状況 営業所の名称 従業員数 事業所整理記号等 健康保険 厚生年金保険 雇用保険 健康保険 000 000 本店 15人 厚牛年金保険 000000 1 1 3人) 雇用保険 000000000 健康保険 本店一括 京田辺営業所 厚生年金保険 本店一括 5 人 0人) 雇用保険 本店一括 加入している場合は「1」 適用除外の場合は「2」 健康促除 一括適用等の承認に係る営業所の場合は「3」 厚生年 を記入。 健康保険・厚生年金保険は事業所整理 雇用は番号及び事業所番号、雇用保険は労働 役員、個人事業主を含めた人数を記入 健康保険番号を記入 ()内は、役員、個人事業主の人数を記入。 厚生年 人) 雇用保険 健康保険 厚牛年金保険 人) ( 雇用保険 20人 従業員、役員等の合計を記入 合計 ( 3人)

#### ■記載要領

- この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
  - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
  - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
- 般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をす る場合
  - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
- ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提 出する場合
- この場合、「(1)」を〇で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況 を記入すること。
- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合

  - ②新たに営業所を追加した場合
    この場合、「(2)」を〇で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に 記載した順に記載すること
- 3 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。( )内には、役員又は個人事業主(同居の親 族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 4 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主 である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でな くなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 5 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等 の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でな くなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 6 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保 険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。 7 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による 一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所に ついては、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 9 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括 の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

- (1) 健康保険、厚生年金保険の加入状況の確認 申請時の直前の「領収証書又は納入証明書」の写し
- (2) 雇用保険の加入状況の確認 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し

# (16) 【様式第8号】専任技術者証明書(新規・変更)

**様式第八号**(第三条関係)



# 専任技術者証明書(新規・変更)

(1) 下記のとおり、 建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。	所に置いていることに相違ありません。
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	令和 2 年 10 月 1 日 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5号 申請者 株式会社 京都府建設 届出者 代表取締役 京都 太郎
	3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更
1 新規申請の場合 2 専任技術者の担当業種・有資格区分を変更する場合 3 専任技術者を追加する場合 4 専任技術者を削除する場合 5 専任技術者が置かれる営業所を変更する場合 記	許可年月日 5 0 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
項番 フリガナ <u>キョウト タロウ</u>	許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する         より、大正T、明治M         20         20         7月07月077日
************************************	
設工事の種類       U U U U U U U U U U U U U U U U U U U	
有資格区分 65 13 33 0 0 0	13 15 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
変更、追加又は 削除の年月日 <u>令和 年 月 日</u>	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者       京都市左京区賀茂今井町10-4         の住所       (フリガナ)	営業所の名称 <b>∀</b> (新所属) 本店
項番 フリガナ <u>オトクニ ジロウ</u> 3 5 10 E A E E E E A M M M M M M M M M M M M M	元号〔令和R, 平成H、昭和S、大正T、明治M〕 15 18 20 5 日 単年月日 S 3 7 年 0 5 月 0 5 日 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
今後担当する建設工事の種類     64     3777     777	20 7
有資格区分 65 30 38 7 9 11	
変更、追加又は 削除の年月日 <u>令和 年 月 日</u>	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者 の住所 の作所	営業所の名称 (新所属) 本店
項番 フリガナ タナベ サブロウ 5 10 日 辺 三 郎 日 10 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 4 日 3 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	元号〔令和R, 平成H、昭和S、大正T、明治M〕  15 18 18 20 8 日  ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  20 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30
1     2     3     4     5       有資格区分     6     5     0     2     3     0     0     0     0       変更、追加又は	6 7 8 13 15 17 営業所の名称
削除の年月日 <u>令和 年 月 日</u> 恵 に せ 後 老	(旧所属) 営業所の名称
9 任 技 Wi 名 京田辺市田辺明田 1 の 住 所	(新所属) 京田辺営業所

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1)①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
    - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
    - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建 設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
    - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合 「申請者

この場合、「(1)」を〇で囲み、 届出者」の「届出者」を消すとともに、 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「1」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合

#### 「申請者

この場合、「(1)」を $\bigcirc$ で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「2」を記入すること。

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

#### 「申請者

この場合、「(1)」を $\bigcirc$ で囲み、 届出者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「3」を記入すること。

(4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合(その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

#### 「申請者

この場合、「(2)」を $\bigcirc$ で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(別記様式第22号の3)を用いて届け出ること。

(5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合

#### 「申請者

この場合、「(1)」を $\bigcirc$ で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「建設業法第7条第2号 「地方整備局長 「国土交通大臣 「般 建設業法第15条第2号」、 北海道開発局長」、 知事」、及び 特」、 については、不要のものを消すこと。

### 3 「申請者

届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者等」という。)の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 🔲 🔲 🗍 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずっ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

#### 「大臣

5 6 2 「許可番号」の欄の 知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁が京都府の場合は、 該当コード「26」を記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{2}$   $\boxed{3}$   $\boxed{4}$  又は $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  月 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [3] 「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又は「そのように 1 文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建 設  $\square$   $\square$   $\square$   $\square$   $\square$   $\square$  のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

7 ⑥ ④ 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、⑥ ① 「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

一般建設業の場合

「1」・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

特定建設業の場合

「2」・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)

「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)

「8」・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土) 建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) 電気工事(電) 管工事(管) タイル・れんが・ブロツク工事(タ)

鉄筋工事(筋) 舗装工事(舗) しゆんせつ工事(しゆ) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 塗装工事(塗) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 機械器具設置工事(機)

鋼構造物工事 (鋼)

熱絶縁工事(絶) 電気通信工事(通) 造園工事(園) さく井工事(井) 建具工事(具) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清) 解体工事業(解)

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「 $\boxed{1}$  」、「 $\boxed{2}$  」、「 $\boxed{4}$  」又は「 $\boxed{5}$  」を記入した場合(記載要領  $\boxed{1}$  (1)①に該当する場合を除く。)に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 [6] [5] 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について該当するコード(手引き最後部にある「専任技術者等の技術者資格・コード一覧表」のもの)を記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称(旧所属)」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記入し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記入すること。

		資格要何	牛	建設工事の種類 (項番 <mark>6</mark> 4)	有資格区分 (項番6 5)
_	第	イ(所定学	科卒業と実務経験)	1	0 1
般建設業	第 7 条 2 項	口(1業種 0年以上)	重につき実務経験 1	4	0 2
設業	項	ハ(国家資	格者及び大臣特認)	7	132~133 頁を参照
	法第15	条第2号イ	(国家資格者)	9	134~135 頁を参照
特	法第15条	第	イ(所定学科卒 業と実務経験) ★	2	0 1
定建	第2号口 [指導監督的実	第 7 条 2 項	口 (実務経験 1 0 年以上) ★	5	0 2
特定建設業	務経験(2年以 上)]	項	ハ(国家資格者 及び大臣特認) ★	8	134~135 頁を参照
	法第15条第 2 号 ハ ▼	同与	号イと同等	3	0 3
	(大臣特認)	同号	ロと同等★	6	0 4

<sup>※「</sup>指定建設業」の土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の7業種について、★の資格は特定 建設業の専任技術者にはなれない。

### (17) 【様式第9号】実務経験証明書

様式第九号 (第三条関係)

実 務 経 験 証 明 書

(用紙A4)

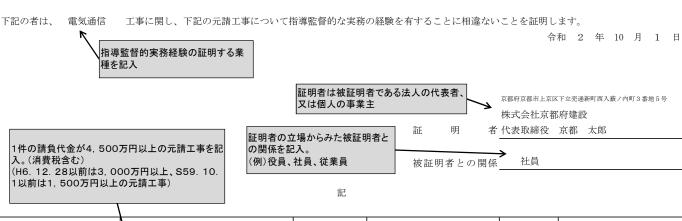


- 取安原
- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

# (18) 【様式第10号】指導監督的実務経験証明書

様式第十号 (第十三条関係)

指 導 監 督 的 実 務 経 験 証 明 書



技 絣 Æ 年 月 H S. 40, 9, 12 使用された Н 者  $\mathcal{O}$ 名 桃山 京三郎 牛 2年 4月から 문 実際に雇用された期間を記入 用 者 商 使  $\mathcal{O}$ 株式会社京都府建設 期 間 H 28年 5月まで 又 は 名 称 発 注 者 名 請負代金の額 職 名 実務経験の内容 実 務 経 験 年 数 ○○電信電話(株) 50,000千円 工事課長 宇治市加入者線路設備工事 24年 6月から25年 1月まで 実務経験 期間は重 ○○電信電話(株) 55,000千円 丁事課長 **鲁岡市加入者線路設備工事** 25年 5月から26年 2月まで 複しないこ ○○電信電話(株) 70,000千円 工事課長 京都市加入者線路設備工事 27年 4月から28年 3月まで 在 月から 年 月まで 実務経験年数は片落としで数える 具体的に記入 【例】17年1月から18年3月まで 千円 年 月から 年 月まで → 1年2ヶ月と数える 千円 年 月から 年 月まで 千円 年 月から 年 月まで 千円 年 月から 年 月まで 千円 年 年 月から 月まで 千円 年 月から 年 月まで 千円 年 年 月から 月まで 千円 年 月から 年 月まで 千円 年 月から 年 月まで 千円 年 月から 年 月まで 実務経験年数の合計を記入 1 使用者の証明を得ることが 2年 合計 満 3月 できない場合はその理由 使用者と証明者が異なる場合の理由を記入。 (例)平成〇年〇月 会社解散のため 平成〇年〇月 事業主死亡のため 等

### 記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの) 1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第十一号 (第四条関係)

# 支店等がなくても、「該当なし」と記載して添付すること

(用紙A4)

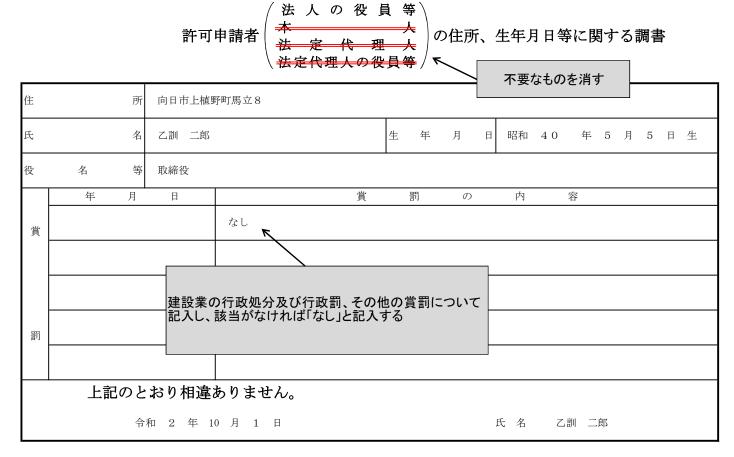
# 建 設 業 法 施 行 令 第 3 条 に 規 定 す る 使 用 人 の 一 覧 表

令和 2 年 10 月 1 日

営業所の名称	職名	氏	名
京田辺営業所	営業所長	ヤマシロ 山城	シロウ 四郎
		は、「取締役〇〇支店長」、「取 記入	

(20) 【様式第12号】許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書 様式第十二号(第四条関係) (用紙A4)

### 経営業務の管理責任者である者については作成不要



### 記載要領

- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の 5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

顧問、相談役、5%以上の株主・出資者については、賞罰欄の記入及び署名・押印は不要。 (法人役員については必要。)

# (21) 【様式第13号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

**様式第十三号**(第四条関係)

(用紙A4)

# 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住			所	木津川市	木津上	戸18-	- 1															
氏			名	山城 四月	郇						生	年	月	日	昭和	3 8	年	1 2	月	3 0	日生	
営	業	所	名	京田辺営	業所	<b></b>		所属	する営	常業所	の名称	がを記入	する									
職			名	営業所長																		
	É	F	月	目						賞		罰	の		内		容					
賞					なし																	
						"	\								罰につい	いて						
								記入し	ノ、該当	がな	ければ	「なし」	と記入す	<sup>-</sup> る								
罰																						
		上記	のと	おり相違	達あり	ません	/ <sub>0</sub>															
			令	和 2 年	10	月 1	日								氏(	各	ļ	山城	四良	ß		

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

支店等がなくても、「該当なし」と記載して添付すること。

様式第十一号「建設業施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成する。 ただし、役員等を兼ねている者については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」・「経営業務の管理責任者の略歴書」をもって、これに代えることができる。

記入方法については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」等の記入例を参照のこと。

# (22) 【様式第14号】株主(出資者) 調書

株

**様式第十四号**(第四条関係)

(用紙A4)

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
京都 太郎 二郎 一郎 一次部 一六郎 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	京都市左京区賀茂今井町10-4 向日市上植野町馬立8 綾部市川糸町10-2 ○○○○○	50,000株 30,000株 25,000株 25,000株 株数を記入するときは「〇〇株」とし、出 資の価格を記入するときはその単位を 必ず記入し「〇〇円」等とする。
	決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額 する出資をしている者について記入すること。	質の100分の5

(出

主

資

者)

調

書

記載要領 この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

**様式第二十号**(第四条関係) (用紙A4)

# 営業の沿革

	昭和 45 年	4 月	1 目	京都府建設 創業   創業年月日を記入(建設業以外の業を含む)。
	昭和 52 年 4	4 月	1 目	株式会社京都府建設に法人成り(資本金1,000万円)
創	平成 5 年 1	1 月	1 目	京田辺営業所開設
業以後	平成 16 年 2	月 2	5 目	資本金増資 3,000万円
仮の沿革	平成 21 年 10	月 1	0 目	資本金増資 5,000万円
平	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	II	創業以後、最初に許可を取得した年月日を記入。 法人成りした場合、個人時代も含めて記入すること。
	昭和 53 年 8	月 1	0 目	京都府知事許可(般-53)第0999号(土、と、ほ、園、水)
	平成 6 年 5	月 2	0 目	業種追加 京都府知事許可(般 6) 第0999号(建、大、屋、管、内)
建	平成 14 年 8	月 1	0 目	般特新規 京都府知事許可(特一14)第099999(土、と、ほ、園、水)
設業の	年	月	日	許可の更新については記入しない
登 録 及	年	月	日	
び許可	年	月	日	
の状況	年	月	日	
101	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	目	なし
賞	年	月	日	建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰に ついて記入し、該当がなければ「なし」と記入する。
罰	年	月	日	
	年	月	日	

#### 記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号の二(第四条関係)

所 属 建 設 業 者 団 体

(用紙A4)

団体の名称	所 属 年 月 日
○○法人 ○○協会	平成7年7月7日
未加入の場合は「該当なし」と記入して添付する	

### 記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

# (25) 【様式第20号の3】主要取引金融機関名

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

# 主要取引金融機関名

政府 関係 金融機関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その	他の	金 融	機関
	○○銀行 ○○支店					
	$\uparrow$					
<b>d</b>	会融機関名に加えて、支店・営業所・ 出張所等の区別まで記入					

#### 記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。(例 ○○銀行○○支店)

様式第二十二号の二(第八)	条、第九条関係)	17		(用紙A4)
	届出事項にマルをつける 変	<b>更 届 出 書</b> (第一面)		
下記のとおり、 (1)商号又は名称 (2)営業 (6)支配人の氏名 (7)建設 について変更があつたので			に置かれる専任の打	支術者
<del>- 地方整備局長</del> 北 <del>海道開発局長</del> 京都府知事 - 殿	「旧許可年月日」の欄は「00123 空位のカラムには「0」を記入。 許可を複数受けている場合は、名 古いものを記入する。 大	京都府京都市上京区下	立売通新町西入薮	2 年 10 月 1 日 /内町3番地5号
許可番号	項番 3 3 5 2 6 <del>国上交通人臣</del> 京都府知事 許可	(般-01) 第099999号	令和 0 1 年 0	5 月 2 0 日
法 人 番 号	3 6 2 0 0 0 2 0 2 6 0	0     0     2       a     国税庁から通知される       記	れた13桁の番号を記	入する
届出事項	変 更 前	変更後	変更年月日	備考
商号	京都府興業(株)	(株) 京都府建設	令和2.8.20	
営業所の所在地	宇治市宇治若森 7 – 6	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3	令和2.8.20	
		-5	令和2.8.20	
郵便番号	6 1 1 - 0 0 2 1	602-8570	元和2.8.20	
代表取締役	京都 一	京都 太郎	令和2.8.22	
取締役	大和 京四郎	_	令和2.8.22	退任
取締役	_	京都 一	令和2.8.22	就任
役員等の氏名(経営業務 の管理責任者の変更)	京都 一	京都 太郎	令和2.8.22	経営業務の管理責任者 就任・離任
専任技術者	丹後 八郎	乙訓 二郎	令和2.8.22	<b>一</b> 本店
変更の内容が、次の⑤ しようとする建設業、従たを記入すること。		する入力事項】の各欄に掲げる事項に付 <mark>导仕</mark>	技術者の変更のも た店名(営業所名)を	場合、本店もしくは該当を記入する
商号又は名称のフリガナ	3 7 + 3 ウトフケ			
S!	23 25	30 25		40
		」 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	のみ記入する	20
商号又は名称	3 8 ( 株 ) 京 都 府			
5	23 25			40
		10 15		
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	3 9 + 3 ウト タ	р р		
代表者又は	4 0 京都 太郎	10		
個人の氏名 主たる営業所の				
所在地市区町村 ド	4 1 2 6 1 0 2 都道府県名	京都府 市区町村2 10 15	名 京都 —————	市上京区 ————————————————————————————————————
主たる営業所の 所 在 地	4 2 下 立 売 通 新 町	西 入 藪 ノ 内 町 3	_ 5	40
郵便番号	4 3 6 0 2 - 8 5 7 0	電 話 番 号		]
資本金額 又は出資総額	$\boxed{4} \boxed{4} \boxed{\boxed{3}} \boxed{\boxed{\boxed{0}}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{\boxed{\boxed{0}}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{\boxed{\boxed{0}}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{0}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{0}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{0}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{0}} \boxed{\boxed{0}} \boxed{0}} \boxed{0} 0$	(千円)		

 連絡先
 所属等
 営業第一課

 ファックス番号
 075-414-5243

電話番号 075-414-5222

氏名 京都 花子

(	27)	1782-15	<del>j</del>	∠ 与 v	ク2】 変更 届出書(第一面) 変更届出書(第一面)で届け出るべき変更事項がある場合でも、第二面で届け出るべき事項がなければ、
			届出	区分を記	第二面については提出不要。 (第二面) (下記届出区分参照)
	区	分		項番1	3
		可 番 号 :業しようと <sup>-</sup>	「…」 する強	項番 2	3     2     6     国上交通大臣 京都府知事 許可 (般 - 0 1) 第 0 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
(	主たる営			LBAZKY V	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
	営業とす	し よ う る 建 設 業		8 3 変更前	1 を 大
(1	<b>並たる営</b>	業所)			
	従 た る 名	営業所の称		8 4	フリガナ キョウタナベエイギョウショ         京 田 辺 営 業 所 従たる営業所の名称を記入         23         23         40
	従たる 所在り	る営業所の 也市区町村 ー ド		8 5	3 5 市区町村名
内		ー ト る営業所の 在 地		8 6	3 5 10 10 15 20 20 23 25 変更があれば記入 35 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
容	郵(	更 番 号		8 7	
	営業とす	しようる建設業		8 8 8 変更前	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 L ゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)  1. 一般)  1. 一般)  1. 一般)
	<b>走たる営</b>	業所)			
					<u>フリガナ</u> 3 5 10 15 20
	従 た る 名	営業所の称		8 4	
	従たる所在地	る営業所の 也市区町村 ー ド		8 5	3 5 市区町村名
	従たる	ー ト 営業所の 在 地		8 6	
内容	郵便	更 番 号		8 7	
	営業とす	し よ う る 建 設 業		8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 L ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 ) 3 5 10 15 20 25 30 30
				変更前	
(1	<u> </u>	業所)			フリガナ
	従 た る 名	営業所の称		8 4	3 5 20 20 25 25 40 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
	所在均	る営業所の 也市区町村		8 5	3 5 市区町村名
		ー ドる営業所の		8 6	
内		在 地			
容	郵低			8 7	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	営業とす	し よ うる 建 設 業		8   8     8   8	
ш					-94-

- 1 (1) から(8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長

「国土交通大臣」「般

北海道開発局長

及びについては、不要のものを消すこと。

知事」特」

知事」、

- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □ □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムに1文字ずっ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば □ ②のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば □ ② □ □ のように左詰めで記入すること。

「大臣

5 3 5 「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) 知事 |

の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{2}$   $\boxed{3}$   $\boxed{4}$  又は $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  月 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 3 6 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に 係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7 条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称 を記載すること。
- 12 3 7 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

13 3 8 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例	(	株	)	Α	建	設	
	В	建	設	(	有	)	)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 14 3 9 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスは「パのように1文字として扱うこと。
- 15 4 0 「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

16 4 1 「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 17 4 2 「主たる営業所の所在地」及び8 6 「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した 市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー (ハイフン) を用いて、例えば霞 が 関 2 1 1 3 のように 記入すること。
- 18 4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば 0 3 − 5 2 5 3 − 8 1 1 1 0 のように左詰めで記入すること。 「 資 本 金 額
- 19 4 4 又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に 応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 8 1 「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
  - 「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む 建設業の種類を変更

する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

- 「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
- 「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 <u>8 3 及び8 8 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の(</u>)内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事(土) 鋼構造物工事 (鋼) 熱絶縁工事(絶) 建築一式工事 (建) 鉄筋工事 (筋) 電気通信工事 (通) 大工工事 (大) 舗装工事 (舗) 造園工事 (園) 左官工事(左) しゆんせつ工事(しゆ) さく井工事(井) 板金工事(板) 建具工事(具) とび・土工・コンクリート工事 (と) ガラス工事 (ガ) 水道施設工事(水) 石工事(石) 塗装工事 (塗) 消防施設工事(消) 屋根工事(屋) 防水工事 (防) 清掃施設工事 (清) 電気工事 (電) 内装仕上工事(内) 解体工事業 (解) 管工事(管) 機械器具設置工事 (機) タイル・れんが・ブロツク工事 (タ)

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

# (28) 【様式第22号の3】届出書

様式第二十二号の三(第十条の二関係)

届出事項にマルをつける	届	出	書	(用紙A4) 000008
下記のとおり、 丿【(2)	建設業法第7条第1号に掲げる 準を満たさなくなつた 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2 場げる基準を満たさなくなつた 専任の技術者を削除した 欠格要件に該当するに至つた	2号 ので届出をしる		10 8 1 5
		_	令和 2 年	10 月 1 日
<del>地方整備局長</del> <del>北海道開発局長</del> 京都府知事 殿	「旧許可年月日」の欄は「001234」 ように空位のカラムには「0」を記入。 許可を複数受けている場合は、その 最も古いものを記入する。	株式会社	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 出京都府建設 帝役 京都 太郎	丁3番地5号
項 番	大臣コード			
許 可 番 号 5 1	知事 3 2 6 <del>国上交通大臣</del> 京都府知事 許可(般 – 特 –	-01)第0999	許可年月日 11 13 13 1 9 9 9 令和 0 1 年 0 8 月 2	5 2 0 日
		記		
(1)	建設業法第7条第1号に掲げる基準〔総	圣営業務の管理責任者等〕	を満たさなくなつた場合	
	3 5	10	元号〔令和R、平成H、昭和S、	大正T、明治M〕
氏       名       5       2         届け出る事項にマルをつける			生年月日    日   日   日   日   日   日   日   日   日	月日日
	■ 建設業法第7条第2号又は同法第15条第 事任の技術者を削除した場合	第2号に掲げる基準〔専作	壬の技術者〕を満たさなくなつた場合	
(3)	字仕の技術者を削除した場合。 2 5	10	元号〔令和R、平成H、昭和S、	大正T、明治M〕
氏 名 5 3	田辺三郎		生年月日 S 5 1 年 1	2月08日
営業所の名称	京田辺営業所	建設工事の種類	建、管	
氏 名 53	3 5	10	元号〔令和R、平成H、昭和S、 生年月日	
営業所の名称		建設工事の種類		
	2 5	10	元号〔令和R、平成H、昭和S、	大正T、明治M〕
氏 名 5 3			生年月日    日   日   日   日   日   日   日   日   日	月日日
営業所の名称		建設工事の種類		
(4)	建設業法第8条第1号及び第7号から第 具体的事由	第13号までに規定する欠権	各要件に該当するに至つた場合	
	八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた場合

この場合、「(1)」を $\bigcirc$ で囲むとともに、 $\boxed{5}$  $\boxed{2}$ 「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。

- (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合 この場合、「(2)」を○で囲むとともに、5 3 「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」 並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
- (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合 この場合、「(3)」を○で囲むとともに、5 3 「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」 並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
- (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合 この場合、「(4)」を $\bigcirc$ で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「 地方整備局長

「国土交通大臣」「般

北海道開発局長

及びについては、不要のものを消すこと。

知事! 特

知事」

- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

「大臣

5 [5] [1]「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) 知事」

の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{2}$   $\boxed{3}$   $\boxed{4}$  又は $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  月 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$   $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事 について、次の表の() 内に示された略号で記載すること。

十木一式工事(十) 鋼構造物工事 (鋼) 熱絶縁工事 (絶) 建築一式工事 (建) 鉄筋工事 (筋) 電気通信工事 (通) 大工工事(大) 舗装工事 (舗) 造園工事 (園) 左官工事(左) しゆんせつ工事(しゆ) さく井工事(井) とび・土工・コンクリート工事(と) 板金工事(板) 建具工事(具) 石工事(石) ガラス工事(ガ) 水道施設工事 (水) 屋根工事(屋) 塗装工事 (塗) 消防施設工事(消) 電気工事 (電) 防水工事 (防) 清掃施設工事 (清) 管工事(管) 内装仕上工事(内) 解体工事業 (解) タイル・れんが・ブロツク工事(タ) 機械器具設置工事 (機)

# (29) 【様式第22号の4】廃業届

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

(用紙A4)

廃 業 届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 2 年 10 月 1 日

			137H 2   1	
近 <del>畿地方整備局長</del> 北海道開発局長 京都府知事	殿	届出者	京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内 株式会社京都府建設 代表取締役 京都 太郎	町3番地5号
	届出区分を記入			
届出の区分		の廃業 うに空 許可を	可年月日」の欄は「001234」のよ 位のカラムには「0」を記入。 ・複数受けている場合は、そのうち ・いものを記入する。	
	大臣 <sub>コード</sub> 知事		許可年月日	
許可番号	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	<b>克</b> 許可 (般—0 1) 第 0 9 g		0 日
		記		
廃止した建設業 届出時に許可を 受けている建設業		管 夕 鋼 筋 舗 L ゆ板 ガ 塗 D 1	b 内機維通園井具水消清解 1 1 2 2 2 2 1 ( 1 2 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1	一般 特定 )
	3			
行政庁側記入欄 整理区分		←─────────────────────────────────────	には記入しない	
決裁年月日	5 9 令和 年 月	]   H		
₹ /±t-±z.\				
【備考】	廃業等の年月日	令和 2年 9月 1日		
_	廃業等の理由	(1) 許可に係る建設業者が	死亡したため	
	該当事項にマルをつける	(2) 法人が合併により消滅		
_			決定により解散したため	
		4~	続開始の決定以外の事由により解散したため	
		(5) 許可を受けた建設業を	廃止したため	J

1「地方整備局長

北海道開発局長

「国土交通大臣 「般 及び については、不要のものを消すこと。 知事 特 !

知事」、

- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに 1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5 「大臣

[5] [5] 「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について 知事」

別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{2}$   $\boxed{3}$   $\boxed{4}$  又は $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  月  $\boxed{0}$   $\boxed{1}$  日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、その うち最も古いものについて記入すること。

6 [5] [6] 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の() 内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 7 [5] [7] 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲む こと。

# (30) 【別記第1号様式】変更届出書

別記第1号様式(第1条関係)

#### 届 出 変 更 書

令和2年10月1日

京都府知事許可

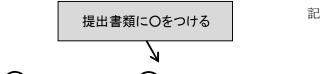


第099999号

京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5号 株式会社京都府建設 届出者 代表取締役 京都 太郎

京都府知事 殿 届け出る事業年度を記入

事業年度(第39期令和元年7月1日から令和2年6月30日まで)が終了したので、別添のとおり、 下記の書類を提出します。



- 工事施工金額 (3) 健康保険等の加入状況
- (5) 株主資本等変動計算書及び注記表 貸借対照表及び損益計算書
- 附属明細書 (8) 事業税納付済額証明書 (9) 使用人数
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧 (11) 定款

については、該当するものを○で囲むこと。 記載要領1

(1) から(11) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

#### (31) 【様式第22号の5】譲渡及び譲受け認可申請書

(31) 【依式房22万03】 課機及び課受り訟門中請書 様式第二十二号の五(第十三条の二関係)	(用紙A4)
譲渡及び譲受け認可申請書	0 0 1 0 1
この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。 (第 1 面) 法人の場合は代表者、個人の場合はその本人 令和 2	年 10 月 1 日
申請者 京都府京都市上京区下立売通新町西入	、薮ノ内町3番地5号
地方整備局長 -北海道開発局長 京都府知事議渡人 京都府知事 殿代表取締役 京都府南丹市園部町小山東町藤/木2 株式会社 	1
大臣コード	
許 可 番 号     項番 3 回 1 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回	月 日 日
認可申請年月日 0 2 令和 月 月 日	
譲渡及び譲受け 年 月 日 0 3 令和 0 2 年 1 1 月 0 1 日 <b>事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載</b>	
譲渡及び譲受け の理由 (例)「会社事業の整理」、「個人事業の法人化」等 事業譲渡の理由を簡潔に記載	
譲渡及び譲受け の 価 格	
↑ *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	番号)。 許可を有している場
<b>&lt;譲受人に関する事項&gt;</b> 譲渡及び譲受け後に 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 営業しようとする 豊	〔1.一般〕
Table   Ta	【 2. 特定】
*** O E 放 来 … I I I I I I I I I I I I I I I I I I	2. 特定
のフリガナ [	設業の許可については 特定建設業の許可につ 2」を記入
	20
商 号 又 は 名 称 1 0 (   株 )   南   丹   土   木	40
プリカナをふらない	
の氏名のフタルグ []	
個人の氏名 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	
の主たる営業所の 所在地市区町村     1 3 2 6 2 1 3 都道府県名     京都府     市区町村名     市	可丹市 
譲渡及び譲受け後 1 4 園 部 町 小 山 東 町 藤 ノ 木 2 1 登記上と事実上の所在の主たる営業所の 在 地 23 25 「丁目」、「番」及び「号」	
(ハイフン)」を用いて記	
郵 便 番 号 1 5 6 2 2 - 0 0 4 1 電 話 番 号 0 7 7 1 1 - 6 2 1 - 1 1 5 1 2 1 7 1	は空白とする
ファックス番号  右詰で記入し、空位のカラムは空白とする  資本金額又は出資総額  法人番号  本人番号	行の番号を記入する
法人又は個人の別 1 6 1 (2.個人) 1 6 0 0 0 0 (千円) 2 0 0 0 2 0 2	$\begin{bmatrix} 6 & 0 & 0 & 0 & 3 \end{bmatrix}$
兼 業 の 有 無 1 7 1 (1. 有) 建設業以外に行っている営業の種類 産業廃棄物収集運搬業	
大臣 <sub>コード</sub> 知事 <sup>3</sup>	月20日

(用紙A4)

	(第2面)	申請時点で譲渡人が有している 許可について記載
<譲渡人に関する事項>		<i>L</i>
注 度 大 左 と 石 屋 電 管 注 数 数 業 1 1 9 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶	通 園 井 具 水 消 清 解
商号又は名称 20 キョウトフ	ケンセッ	一般建設業の許可については 「1」を、特定建設業の許可につ
	濁点、半濁音が作文字も1文字として 10	
商 号 又 は 名 称 2 1 (株) 京 都	府建設	35 40
法人の種類を表す略号については、フリガナをふらない		15 20
代表者又は個人 2 2 キョウ 5	<i>у</i> п р п п п п п п п п п п п п п п п п п	
代表者又は 23 京都 太郎	支配人の日	<del>氏</del> 名
主たる営業所の 所在地市区町村     3     5     市区町村コート       コード     2     4     2     6     1     0     2     都道府県		区町村名 京都市上京区
主たる営業所の 成 主たる営業所の 地 2 5 下 立 売 通 新 の 2 5 で 25 で 25 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	町西太籔/内町	3 登記上と事実上の所在地が異なる場合は、 事実上の所在地を記入。
		「「丁目」、「番」及び「号」については、「一(ハイフン)」を用いて記入。
郵 便 番 号 26602-8570	電 話 番 号 0 7 5 - 4	1 4 - 5 2 2 2
ファックス番号		左詰で記入し、空位のカラムは空白とする
右詰で	記入し、空位のカラムは空白とする	
資本会	を額又は出資総額	法人番号
法人又は個人の別 27 1 (1. 法人) 4 5 2. 個人)	50000(千円)	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
兼業の有無 28 1 (1.有)	建設業以外に行つている営業の種類 宅地建物取引業	国税庁から通知された13桁の番号を記入する
大臣 コード 知事	申請時点で合併消滅法人が有している許	可について記載日
許 可 番 号 2 9 2 6 <del>国上交通大臣</del> 京都府知事	F可(般 — 01)第 0 9 9 9 9 9	号 令和 0 1 年 0 8 月 2 0 日
役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙に	よる。 由語中家に伝えたむさん	この質用等に広気できる老に
連絡先	中請内谷に係る行政庁がついて、その所属、氏名、	らの質問等に応答できる者に 電話番号を記入
所属等 営業第一課 氏名	京都 花子	電話番号 075-414-5222
ファックス番号 カラム欄に記入する字体について 法人の場合は、商号・代表者名は登記簿服	雲本により、個人の場合は住民票による	

1 「 地方整備局長

「国土交通大臣」「船

北海道開発局長

及びについては、不要のものを消すこと。

知事」特」

知事」、

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずっ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば
- 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 □ □ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業 の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認 可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び 譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は 「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

「2」を、次の表の(一)内に小された暗方のカノムに記入りること。						
土木工事業 (土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業 (絶)				
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)				
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)				
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)				
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)				
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)				
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業(消)				
電気工事業(電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)				
管工事業 (管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業 (解)				
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業 (機)					

- 9 0 8 「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9 又は 2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスは」このように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 ① 又は2 ① 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

2 - 5	0						
(例	(	株	)	Α	建	設	
	В	建	設	(	有	)	

種類	略号		
株式会社	(株)		
特例有限会社	(有)		
合名会社	(名)		
合資会社	(資)		
合同会社	(合)		
協同組合	(同)		
協業組合	(業)		
企業組合	(企)		

12 1 2 2 2 7 代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

- 13 ① ②又は② ③「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 1 3 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は 2 4 「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 16
   1
   5
   又は2
   6
   のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば0
   3
   5
   2
   5
   3
   8
   1
   1
   1
   0
   のように左詰めで記入すること。
- 17 1 6 又は2 7 のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 1 8 又は 2 9 のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣

「許可番号」の欄の コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) の分 知事」

類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4 又は0 1 月0 1 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も 古いものについて記入すること。

- 19 1 9 | 1 9 | 「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

### (32) 【様式第22号の7】合併認可申請書

様式第二十二号の七(第十三条の二関係)

# **合 併 認 可 申 請 書** (第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 2 年 10 月 1 日

京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町3番地5号 株式会社 京都府建設 代表取締役 京都 太郎 (大表取締役 京都 大郎 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21 株式会社 南外土木 有していないが合併により消滅する法人の記載も必要です。 京都府南東 殿
行政庁側記入欄     大臣コード 知事
合 併 年 月 日       0 3 令和 0 2 年 1 1 月 0 1 日       (吸収合併)合併契約で定めた効力発生日 (新設合併)合併契約で定めた新設合併設立会社の設立日         合 の 理 由       (例) 「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等       合併の理由を簡潔に記載
合 併 の 価 格
引き続き使用する
コードでに含ませる。 うとする建設業 0 7 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1
商号又は名称のフリガナ     09 ナンタンドボク       満点、半濁音が付いた文字も1文 フリガナをふらない       商号又は名称     10 (株) 南 丹 土 木
大表者の氏名の
代 表 者 1 1 2 園 部
合け後の主たる 営業所の所在地       1 4 園 部 町 小 山 東 町 藤 ノ 木 2 1 番目及び「号」については、「丁目」、「番」及び「号」については、「一(ハイフン)」を用いて記入。         郵 便 番 号
ファックス番号

(用紙A4) (第2面) 第2面は、合併消滅法人が複数ある場合、「17」「18」を 建設業以外に行っている営業の種類除いて、全ての合併消滅法人について作成する。 兼業の有無 171 ※合併により消滅する法人で建設業許可を有していな 産業廃棄物収集運搬業 い法人については不要 申請時点で合併後存続する法人が有して 大臣 いる許可について記載 許可年月日 ※新設合併の場合は記載しない 令和 0 2 年 0 8 月 2 0 日 国土交通大臣 京都府知事 許可 (般 – 0 2 ) 第 0 8 8 8 8 2 6 1 8 可 号 <合併消滅法人に関する事項> 認可申請時に合併 消滅法人が許可を 受けている建設業 申請時点で合併消滅法人が有している許可について記載 般建設業の許可については 商号又は名称のフリガナ 2 0 キ ウ  $\vdash$ ∃ セ 「1」を、特定建設業の許可につ リガ いては「2」を記入 濁点、半濁音が付いた文字も1文 字として扱う 商号又は名称 株 京 都 府 建 設 法人の種類を表す略号については、 フリガナをふらない 姓と名の間は1文字あける 代表者の氏名のフリガー タ キ 3 ウ П ゥ 登記上と事実上の所在地が異なる 場合は、事実上の所在地を記入。 「丁目」、「番」及び「号」については、 表氏 代 者 京 都 太 郎 -(ハイフン)」を用いて記入。 市区町村コード表(137頁)を参照 主たる営業所の 所在地市区町村 2 4 都道府県名 京都府 市区町村名 京都市上京区 主たる営業所の 所 在 地 2 5 下 立 売 通 新 町 西 入 薮 内 町 3 5 2 6 8 5 7 0 0 7 5 -1 4 6 0 2 4 号 雷 話 番 ファックス番号 左詰で記入し、空位のカラムは空白とする 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする 資本金額又は出資総額 法人番号 0 0 資 本 金 額 等

国税庁から通知された13桁の番号を記入する

許可年月日

075-414-5222

電話番号

建設業以外に行つている営業の種類 2 8 1 産業廃棄物収集運搬業 申請時点で合併消滅法人が有している許可について記載 <del>■上交通大臣</del> 京都府知事 許可 (粉 − 0 1 ) 号 役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。 申請内容に係る行政庁からの質問等に応答できる者に ついて、その所属、氏名、電話番号を記入 連絡先 所属等 営業第一課 京都 花子 カラム欄に記入する字体について ファックス番号 法人の場合は、商号・代表者名は登記簿謄本により、個人の場合は住民票による

#### 記載要領

1 「 地方整備局長

「国土交通大臣」「般

北海道開発局長

及びについては、不要のものを消すこと。

知事! 特!

知事」、

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば
  - 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業 □ □ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業(舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 9 <u>[0]</u> 8 「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建 設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入す ること。
- 10 0 9 又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

11 1 0 又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建設

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

12 1 1 又は2 2 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う

こと。

- 13 ① ②又は② ③ 「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 1 3 「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は2 4 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 15 1 4 「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は2 5 「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については- (ハイフン)を用いて、例えば霞 が 関 2 1 1 3 一のように記入すること。
- 16
   1
   5
   又は2
   6のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー (ハイフン)

   で区切り、例えば0
   3
   5
   2
   5
   3
   8
   1
   1
   1
   0
   ように左詰めで記入すること。
- 17 <u>1</u> <u>6 又は 2 7 のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。</u>

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 1 8 又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併 消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣

「許可番号」の欄の コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) の分類 知事」

に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4 又は0 1 1 1 1 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0 を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も 古いものについて記入すること。

- 19 1 9 「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 合併消滅法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、<合併消滅法人に関する事項>については、合併消滅法人ごとに記載すること。

### (33) 【様式第22号の8】分割認可申請書

様式第二十二号の八 (第十三条の二関係)

# **分 割 認 可 申 請 書** (第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 2 年 10 月 1 日

—— <del>地方整備局長</del> <del></del>	分割の当事者となる全ての法人が 連署してください。 許可の承継元、承継先はもちろんの こと、許可は有していないが分割に より権利義務を承継させる法人の記 載も必要です。
京都府知事 殿	
│ 行政庁側記入欄 │	大臣 <sub>コード</sub> 知事 許可年月日
許可番号 01	3     国土交通大臣 許可 (般 知事 許可 (特 )
認可申請年月日 02	令和
分割年月日 03	令和       0       2       年       1       1       月       0       1       日       (吸収分割)分割契約で定めた効力発生日         (新設分割)分割計画書で定めた新設分割立会社の設立日       (新設分割)分割計画書で定めた新設分割立会社の設立日
分割の理由 04	(例) 「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等 <b>分割の理由を簡潔に記載</b>
分割の価格 05	50,000,000円 ← 分割契約(分割計画書)で定めた分割の対価を記載
	大臣 コード 知事
引き続き使用する 許 可 番 号 0 6	3 2 6 <u>国上交通大臣</u> 京都府知事 許可 (般 − 0 2 ) 第 0 9 9 9 9 9 9 6 (原則、分割被承継法人の番号) ただし、分割承継法人が許可を有して いる場合は、当該許可番号も選択可
<分割承継法人に関す	十 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 途 防 内 機 絶 诵 園 井 具 水 消 清 解 く
分割後に営業しよ 07	2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 2 2 2 3 3 3 3
認可申請時におい 0 8 て許可を受けて 3 建 設 業	
商号又は名称 09	3 とになる許可について記載 可について記載 フレード ボーク W が設分割の場合は記載しない フロード ボーク W ボリン B が ボーク W が で が で が で が で で で で で で で で で で で で
法人の種類を表す略号について は、フリガナをふらない	23 25 40 35 35 40 35 35 40 35 35 40 35 35 40 35 35 35 40 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35
商号又は名称 10	
······ <u>—</u> —	対と名の間は1文字あける
代表者の氏名 111	3 y / ~ = + = 10
代 表 者 12	3 部 子 市区町村コード表(137頁)を参照
分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13	3 5 2 6 2 1 3 都道府県名 京都府 市区町村名 南丹市
分割後の主たる営業所の所在地 14	3
S1	23 25 30 「丁目」、「番」及び「号」については、「一(ハイフン)」を用いて記入。 左詰で記入し、空位のカラムは空白とする 20 20
郵 便 番 号 15	622-0041 電話番号0771-62-1527
	ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする 国税庁から通知された13桁の番号を記入する
資本金額等 16	資本金額又は出資総額 4 5 15 2 0 0 0 0 2 0 2 6 0 0 0 3

第2面は、分割被承継法人が複数ある場合、「17」「18」 (第2面) を除いて、全ての分割被承継法人について作成する。 ※分割により承継させる法人で建設業許可を受けて 建設業以外に行っている営業の種いない法人については不要 1 兼業の有無 17 産業廃棄物収集運搬業 申請時点で分割承継法人が有している許 十五 可について記載 知事 ※新設分割の場合は記載しない 令和 0 2 年 0 8 月 2 0 日 8 8 8 8 8 8 号 2 6 1 8 可 番 号 **<分割被承継法人に関する事項>** 土 建 大 認可申請時に分割 1 9 被承継法人が許可。 般建設業の許可については 「1」を、特定建設業の許可に 商号又は名称のフリガナ 2 0 キ 3 ウ  $\vdash$ ケ セ ツ ついては「2」を記入 法人の種類を表す略号について は、フリガナをふらない 濁点、半濁音が付いた文字も1文 2 1 株 府 設 商号又は名称 ( 京 都 建 字として扱う 姓と名の間は1文字あける 代表者の氏名のフリガナ 2 2 牛 ウ 3 ウ Þ П 2 3 京 都 太 郎 市区町村コード表(137頁)を参 主たる営業所の エたる 単条所の 所在地市区町村 コ ド 2 4 都道府県名 京都府 市区町村名 京都市上京区 20 主たる営業所の所 2 5 下 立 売 通 新 町 西 入 薮 内 町 3 5 登記上と事実上の所在地が異なる 場合は、事実上の所在地を記入。 「丁目」、「番」及び「号」については 「ー(ハイフン)」を用いて記入。 2 6 6 0 2 8 2 2 0 電 話 番 ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする 左詰で記入し、空位のカラムは空白とする 法人番号 資本金額又は出資総額 0 0 0 2 0 2 0 0 0 0 本 金 額 等 (千円)

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

1

大臣 コード 知事

2 6

2 8

2 9

連絡先

申請内容に係る行政庁からの質問等に応答できる者について、その所属、氏名、電話番号を記入

産業廃棄物収集運搬業

建設業以外に行つている営業の種類

申請時点で分割被承継法人が有している許可について記載

国税庁から通知された13桁の番号を記入する

許可年月日

所属等 営業第一課 氏名 京都 花子 電話番号 075-414-5222

フュークス 乗口 カラム欄に記入する字体について

法人の場合は、商号・代表者名は登記簿謄本により、個人の場合は住民票によ

国土交通大臣 許可

#### 記載要領

1 「 地方整備局長

「国土交通大臣」「般

北海道開発局長

及びについては、不要のものを消すこと。

知事! 特!

知事」、

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □ □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずっ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば
- 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 □ □ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 | 0 | 4 | 「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8  $\boxed{0}$   $\boxed{7}$  「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の() 内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事業 (タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 9 0 8 「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9 又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

11 1 0 又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建 設

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

12 1 1 又は2 2 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う

こと。

- 13 **1 2** 又は**2 3** 「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 ① ③ 「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は② ④ 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 15 1 4 「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は2 5 「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については- (ハイフン)を用いて、例えば(数)が関2 1 1 3 のように記入すること。
- 16 1 5 又は 2 6 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ (ハイフン) で区切り、例えば 0 3 5 2 5 3 8 1 1 1 1 0 のように左詰めで記入すること。
- 17 **1 6** 又は**2 7** のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 1 8 又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣

「許可番号」の欄の コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類 知事」

に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1**月**0 1**日 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も 古いものについて記入すること。

- 19 1 9 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 分割被承継法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、<分割被承継法人に関する事項>については、分割被承継法人ごとに作成すること。

## (34) 【様式第22号の6】誓約書

様式第二十二号の六(第十三条の二関係)

譲渡及び譲受け、合併分割認可申請の際に使用する様式 ※様式第6号、様式第22号の11と混同しないように注意

誓 約 書

(用紙A4)

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 2 年 10 月 1 日

大 ノ内町3番地5号

株式会社 京都府建設 代表取締役 京都 太郎

京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21

京都府京都市上京区下立壳通新町西入薮

株式会社 南丹土木

代表取締役 園部 都子

申請者

<del>地方整備局長</del> <del>北海道開発局長</del>

京都府知事 殿

#### 記載要領

「地方整備局長

北海道開発局長については、不要のものを消すこと。

知事 |

### (35) 【様式第22号の10】相続認可申請書

様式第二十二号の十 (第十三条の三関係)

(用紙A4) 0 0 1 3 1

### 相続認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 2 年 10 月 1 日

地 <del>方整備局長</del> 北 <del>海道開発局長</del> 知事 殿	京都府木津川市木津上戸18-1 申請者 相続人 <u>山城建築 山城</u> 一郎
行政庁側記入欄 大臣コード 知事	許可年月日
項番 3 新 可 番 号	庁記入欄には記入しない
認可申請年月日 02 令和 年 月	
被相続人の で 1 0 3 今和 0 2 年 0 9 月 2 0 日 ◆	<b>←</b> 戸籍謄本等のとおりに記載
大臣 コード 知事	承継後に使用する許可番号を記載 (原則、被相続人の番号)。
引き続き使用する 0 4 2 6 <del>国上交通大臣</del> 許 可 番 号 0 4 2 6 京都府知事 許可 ( <sup>A</sup>	般 - Q 1 ) 第 0 7 7 7 7 7 7 8 場合は、当該許可番号も選択可能。
<b>&lt;相続人に関する事項&gt;</b> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼	制筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
相続後に相続人が有業 しようとする建設業 0 5 1 1 1 <b>承継後に相続人が有</b> になる許可について記	すること
認可申請時におい 3 5 申請時点で相続人が不可能人が許可を 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	<b>有している許可</b>
受けている建設業 $0 6   1   1   1   1   1   1   1   1   1 $	易合は空欄。
商号又は名称 07 ヤマシロケン	チ     ク       建設業の許可については「2」を記入
	満点、半濁音が付いた文字も1
商号又は名称 08 山城 建 築 1	
23 25	
世と名の間は1文字 3 5	<b>Patro</b> 15 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
氏 名 の 09 ヤマシロ <b>ザ</b> イ	F         D
氏 名 10 山 城 7 一郎	支配人の氏名
被相続人との続柄 1 1 1 子 戸籍謄本等のとおりに記載	<b>書</b>
市区町村コード表(1	
相続後の主たる	京都府 市区町村名 木津川市
市区町村コード	登記上と事実上の所在地が異なる場合
相続後の主たる 1 3 上 戸 1 8 - 1 E 営業所の所在地 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	
3 5 6	(ハイフン) ]を用いて記入。
郵 便 番 号 14 619-0214 電	話番号 0 7 7 4 - 7 2 - 1 1 5 1
ファックス番号	左詰で記入し、空位のカラムは空白とする
兼業の有無 15 2 (1.有)	建設業以外に行っている営業の種類 申請時点で相続人が有している許可
	について記載。   許可を有していない場合は空欄。
許 可 番 号 1 6 2 6 <del>国土交通大臣</del> 許可 (4	般 + - <b>d 2</b> )第 <b>0 6 6 6 6 6 6 8 9 9 9 10 10 2 4 0 5 月 0 5 1</b>

(第2面)

<被相続人に関する事	
許可を受けていた 建 設 業 1	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し砂板ガ塗防内機絶通園井具水消清解         7       1
商号又は名称 1	8 シロヤマケンチク 一般建設業の許可については 11st 特定建設業の許可に
	濁点、半濁音が付いた文字も1   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
商号又は名称 1	9 城山建築
氏 名 の 2	
氏 名 2	1     山 城     5     太郎     in     ju
主たる営業所の	3 5 市区町村コード表(137頁)を参照
武大地士区町井	2 2 6 2 1 4 都道府県名 京都府 市区町村名 木津川市
主たる営業所の 2 所 在 地 2	3     上     戸     1     8     -     1     20     異なる場合は、事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。
	「丁目」、「番」及び「号」については、「一(ハイフン)」を用
郵 便 番 号 2	4 6 1 9 - 0 2 1 4 電話番号 0 7 7 4 - 6 2 - 0 0 4 7
	ファックス番号
兼業の有無 2	3       2       (1.有)       建設業以外に行つている営業の種類         2.無       2.無
<u>—</u>	世界
	大臣コード 海可について記載 許可年月日
許 可 番 号 2	6       2       6       a + 交通大臣
役員等、営業所及び営業所に	置く専任の技術者については別紙による。
連絡先	申請内容に係る行政庁からの質問等に応答できる者について、その所属、氏名、電話番号を記入
所属等 山城建築	氏名   山城   一郎     電話番号   0774-72-1151
ファックス番号	カラム欄に記入する字体について 法人の場合は、商号・代表者名は登記簿謄本により、個人の場合は住民票

#### 記載要領

1 「地方整備局長

「国土交通大臣」「般

北海道開発局長

及びについては、不要のものを消すこと。

知事」特」

知事」、

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類 を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し その他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 5 0 3 「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 0 4 「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 0 5 「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

( ) 13(=3 C (0)Clid 3 (0) ) 1 ((=10) ( ) (0)		
土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業 (大)	舗装工事業(舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業(板)	建具工事業 (具)
石工事業(石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 8 0 6 「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請 時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 0 7又は1 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
- 10 0 9 又は 2 0 「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に 1 カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ 又は のように 1 文字として扱うこと。
- 11 ① 又は2 ① 「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 ① ②「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は② ②「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、 都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区 町村の該当するコードを記入すること。「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都 道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 14
   1
   4 又は2
   4 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば

   0
   3
   5
   2
   5
   3
   8
   1
   1
   1
   1
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
   0
- 15 1 6 又は 2 6 のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣

「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当す 知事 」

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて 記入すること。

- 16 1 7 「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

## (36) 【様式第22号の11】誓約書

様式第二十二号の十一(第十三条の三関係)

(用紙A4)

相続認可申請の際に使用する様式 ※様式第6号、様式第22号の6と混同しないように注意

誓

書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

約

令和 2 年 10 月 1 日 申請者 山城建築 山城 一郎

地方整備局長 北海道開発局長 京都府知事 殿

#### 記載要領

「 地方整備局長 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。 知事 」

# 17. 資料

## (1-1) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表

住所 (社名)

### 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表

								参人	氏名 電話								
<u></u>									电动								
申	請者	(屋	号)									代表者氏:	名				
許 ( 既	可 託許可	番の場	号 (合)	ᅣ	京都床	守知事	許	可(般	<b>₹•特</b> 一	)第				号			
所	Ť	玍	地														
許	可	申	請	□新	i 規		□許□	可換え新	f規 □	]般•特新	f規	口業種追	加	□更 新			
変		Į.	届	□経	E営体	制	□≢	厚任技術	 所者	□令3使	用人	□営業	所				
			更新	<u> </u>		役員	等原	本提出	□履歴事	⋾項全部	証明	書等 					
			時は	個 人 事 在	U'	執 行	・   す	原									
			不要	<sup>業</sup> の は地	れ		:   ^	ベータ	口未伤力	)掌規程	等						
			× ×	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	か	等		小	口足款、				ひ会(	の議事録等			
			<i>`</i> ∧		ļ!	支配	1 1 1		口支配人								
								□ 健康				人事業主に	あって	ては「建築国保」又は「国民健康保険証」)(	<b>等</b>		
	単					右の		™の		用保険被保						<u> </u>	
					'	の各日									<sup>重</sup> 報酬決定通知書」 	*	
			常勤	区分	いず	_	口 住戶	≷税特別徵 ────	如税額	1			収義務者用)	個人			
			性	に示	れか	原本		種の公的語が出来な					ド領収済通知書 	事業			
				す書		提示					出勤簿及び			来主を除			
							類									び標準報酬月額相当額のお知らせ	で   除
									生年金保険 準賞与額 <sup>村</sup>				報酬儿	月額相当額改定および	<		
	1 経								役法 員人	提原 口	]履歴事項	頁全部証	E明書	、閉鎖事項	証明	書、役員欄閉鎖謄本等	
	経営体制						いずれ	川の	9 40		)登記事	項証明録、人	明書の原本 人事発令書等	提出 等の原			
					統宣弁日	経営経験	か   		事個主	提原示本	□税務署5	 受付印 <i>の</i>	 )あるi	確定申告書	 の控	空え(第一表及び第二表) 直近5年分	
			更新	祠	央	ゖず	提原示本	口受作	寸印のある	· <b>决</b> 算変]	更届6	の副本 5年:	分				
			時は不			れか(	提し	□工導	 事請負契終	 5書 5年		つき各年度	 1件以	以上			
			要(			*	示の	口注が	大書及び請	書 5年	間につ	つき各年度	1件以	以上			
			<b>※</b>		_			□ 執行	行役員等·	補佐経馴	<b>検証</b> 明	書の提出					
				経	<del>.</del> ≄1)			□建設	 殳業の経営	1に係る	確認書	書類(上記☆	₹)				
				験 に よ	執行役員等の	<u>;</u>	すべ					限があること 締役会の議					
				る 提	<b>員</b> 等	7	. [	□経験	期間の確	認書類(	(取締	役会の議事	録、	人事発令書等の原本提示等)			
			場合	<b>σ</b>			(社 <del>:</del> 当	該申請∙屆	履歴証明 虽出企業	月書等	F、公的な証	ì、在拿	・の原本提示。 籍期間を確認できる ・・可 )	_			

	更		浦			□ 執行役員等·補佐経馬	<b>検証明書の提出</b>					
	新時は	á	左 径 澰	7	<del>l-</del>	□建設業の経営に係る確認書類 (上記☆(6年分))						
	不要(※)	1	Ξ	-	•	□経験期間の確認書類の	(人事発令書等の原本提示等)					
		t	よる場合		C	当該申請•届出企業	認書類 月書等、公的な証明書の原本提示。 『での経験の場合、在籍期間を確認できる 正等の写しの提示でも可。)	)				
1 経 営 体			□常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の経験(建設業法施行規則第7条第1号ロ該当)の場別紙チェック表を提出。									
体 制		( 適用除外の	健康保険等	厚生年金保険	ステンタ 写し	□ 申請時の直前の「領↓	又証書」又は「納入証明書」					
		場合を除く)	の加入状況	雇用保険	──の 提出	□ 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し						
(※ただし、従	前と訂	E明P	内容が	変わ	らない	場合等、新たに確認書類	による確認が不要な場合に限る。)					
				i l	写 し の 	□ 健康保険被保険者証	(個人事業主にあっては「建築国保」又に	よ「国民健康保険証」)等	<del></del>			
						□ 雇用保険被保険者証						
		常	右の2			│ │□ 健康保険·厚生年金(	保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」		*			
			各区八			│ │□ 住民税特別徴収税額			個人			
2		勤性	分に示	ずれか	原本	  上記4種の公的証明書	□ 源泉徴収簿及び領収済通知書		事業			
営 業			・ ・ す ・ 書	/3.	提示	の提示が出来ない場合	□ 出勤簿及び賃金台帳		主を除			
所			類		小 	□ 厚生年金保険70歳以	」 上被用者 該当および標準報酬月額相当	当額のお知らせ	除 く			
の 専 任						□ 厚生年金保険70歳以 標準賞与額相当額の	上被用者 標準報酬月額相当額改定お。 お知らせ	<b>よび</b>				
専任技術者		る <sub></sub>		い	提り	□ 工事請負契約書 5件 ※証明が必要な実務	ド(各年度1件まで) 経験年数が5年以下の場合は、当該年度	5分のみ。				
者	更	計明の	里秀 支経	ずれ	示の	□ 注文書及び請書 5件						
	更新時は不要	場合を	析者資料	か	提原 示本	□ 工事経歴書(受付印む	ある変更届の副本)5年分 経験年数が5年以下の場合は、当該年度					
	-	監理支析者資各者证こよ実務経験による場合	原本	提示	(社会保険の履歴証明 当該申請・届出企業	実務経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。 当該申請・届出企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険 被保険者証等又は雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)						
3						□ 写真(建物内部·外部 識)	、営業所入口・内部、建設業許可の標					
営		実態	-	すべ	提出		識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。					
営 業 所				7		□ 営業所平面図						
(土木事務所)	審査	事務	担当	者								

内線

担当者名

課(係)名

### (別紙)京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表 (建設業法施行規則第7条第1号口該当)

			個		役員等	<b>等</b>	原本提出	□履歴事項全部	証明書等			
	更新時は不要	常 勤	人現 事在	い	執 行	す	原	□組織図等				
	( ※ は	役	業主は地	ずれ	2000年	ベ	本提	□業務分掌規程	業務分掌規程等			
	ン 不 要	員 等	不位	か	等	て	示	□定款、執行役員	員規程又は取締役会の議事録等			
			要)		支配力		原本提出	口支配人の登記	事項証明書			
		常勤				提示の	□ 健康保険被保険者証(個人事業主にあっては「建築国保」又は「国民健康保険証」)等					
		役		右		示の	□ 雇用保険被保険者証					
l		員 1- 等		の各			□ 健康保険	・厚生年金保険の「	被保険者標準報酬決定通知書」	\*/		
		に補佐する(等及び常勤の	常	区	い		□ 住民税特	別徴収税額決定通	知書(特別徴収義務者用)	※ 個		
l			勤 性	分に	ずれ	原		公的証明書の提示	□ 源泉徴収簿及び領収済通知書	人 事		
l		る者員	'-	示す	か	本 提	が出来ない	場合	□ 出勤簿及び賃金台帳	業 主 を		
		等		書類		示	□ 厚生年金	全保険70歳以上被用	者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ	を除		
		を 直 接		~A			□ 厚生年金	全保険70歳以上被用	オ 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ	际 く		
			経験	いず				D経験を5年以上有				
		日本版 は										
1 経		绝	建			役法 員人	提原 出本					
営体制			設業に関		いずれか	使用人 事業主	い ず右 □支配人の登記事項証明書の原本提出 れ記 □取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示 か					
			でする役員		,,, <u> </u>		提原示本	□ 税務署受付印の	ある確定申告書の控え(第一表及び第二表) 直近5年分			
			等の経		〜 い -	提原示本	□ 受付印の	)ある決算変更届の	副本 5年分			
		E 勤 役	験	経験	ず - ☆れ か	 写 し 示の	□ 工事請負契約書 5年間につき各年度1件以上					
	更新	員等		区分		**の	□ 注文書及	び請書 5年間につ	き各年度1件以上			
	時は		員建 の等設	に応			口常勤役員	等を直接に補佐する	る者の経験の証明書の提出			
	不		地に業	じ		す	口建設業の	経営に係る確認書類	領(上記☆)			
	要		位次に	て		べ て	□経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等)					
	<b>*</b>		経職す 験制る 上役				□ 経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、 在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)					
			建設業			役法 員人	提原 出本	□ 履歴事項全部証	明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等			
			来 以 経外 験の		いずれか	営業所長 支店長			項証明書の原本提出 録、人事発令書等の原本提示			
			受員 等の			事個人主	提原示本	□ 税務署受付印の	ある確定申告書の控え(第一表及び第二表) 最大直近3年分			
		常 勤	理財・数		経す 験へ	į.	口常勤役員	等を直接に補佐する	る者の経験の証明書の提出			
		補役 佐員	・業務運営務管理・		そで れ~		口建設業の	経営に係る確認書類	····································			
		す等るを	運埋		ぞ オ れ 記	Ē	□経験期間	の確認書類(人事角	<b>舎舎書等の原本提示等</b> )			
		者直接に	・労務管		が 要 う の	} >	(社会保		[ 公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、 保険被保険者証等の写しの提示でも可。)			
( <i>*</i> .t:1	だし、1	送前と証		変れ	らない	場合等、		書類による確認が不				
(土木	事務所	f) 審査	事務担当	者								

-122-

内線

課(係)名

担当者名

## (1-2) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表

## 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表

住所 (社名)

┊						人	電話								
承	継う	<b>走</b> 商										代表者氏名			
		( 屋 (承継 使用す		=		·····································	 		 般•特一	)第			号		
がのが		文 <i>m</i> 9 ——— 生	地	7	IC BIOT		н	(/	[r] X						
				=#	: '# T	<b>≠ 1°=</b> 25 Ti	<b>⊽</b> ,		7.A. //4		bil bil	D+0 4±			
申	請	区	分承	□謙	₹ <b>波</b> 及	び譲引			]合 併 	口分 割		□相 続 			
			継	́ 個現	ļ,,	執	寸   //	<del></del>	口如姚应		証明官	<del>र च</del>			
			は不要 が許可	個人事業主:	いず	行役	7	74			 等				
			(業者	<sub>は不要</sub> せ で を し で し で し で し の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	れ	員 等	7	· - - - - -	-	執行役員	員規程	又は取締役会	 会の議事録等		
			) の 場	Š.		支配人 原本		本提品	出口支配人	の登記	事項証	E明書			
					ロであ	申請時 る場合	おお	示でき	: ない場合は 度等の日ま <sup>-</sup>	t、左の[ では承継	コに☑ ≹元にマ	を入れてくだ。 生籍している	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	り設立される法	人
							提上						っては「建築国保」又は「国民健		
					   右		テし	口雇	用保険被係	<b>以</b> 以 )					
				常	の各							「被保険者標	準報酬決定通知書」		*
				勤性	区分	ゖず		口住	民税特別徵	收税額	決定通	通知書(特別領	徴収義務者用)		個
				'-	に示	れか	原本		4種の公的詞 示が出来な				び領収済通知書		人事業
					す書		提示					出勤簿及び賃		->	業主を除
					類								よび標準報酬月額相当額のお知	<b>115せ</b>	除く
	1								漢漢賞与額村				列力銀作 当領以たのよい		`
	経 営 体						役法 員人	提原 出本	□ 履歴事項	<b>頁全部</b> 証	E明書、	閉鎖事項証	明書、役員欄閉鎖謄本等		
	1 <del>个</del> 制					いずれ		3   5   1   1   1   1   1   1   1   1   1							
			承継先	糸言	径 営 径	۱ ۸۰	事業人	か提原本	□ 税務署分	受付印の	ある確	産定申告書の	控え(第一表及び第二表) 直近	5年分	
			が許可	糸馬	圣 倹	い	主 、 提原 示本			<b>決算変</b>	更届の	)副本 5年分			
			業 者			ず れ か		υт	事請負契約	書 5年	間につ	ごき各年度1件	井以上		
			の場合は			( ☆)	提し示の	口注	文書及び請	書 5年	間につ	うき各年度1件	‡以上		
			は不悪					□執	.行役員等·	補佐経縣	<b>検証明</b> :	書の提出			
			要 (※	経	執			□建	設業の経営	なに係る	確認書	禁類(上記☆、	業務分掌規程の原本提示等)		
			· <b>X</b> :	1-	1 J	ਰ ^	ナベ	□ 取録等》		・議による	る権限	があることの	確認書類(定款、執行役員規程	、取締役会の記	議事
				-91	等の	7		□経	験期間の確	認書類	(取締	役会の議事録	禄、人事発令書等の原本提示等	- [)	
				合	の			(社		<b>愛歴証明</b>	書等、	、公的な証明	書の原本提示。当該申請・届出 東保険被保険者証等の写しの提		

	承	<b>*</b>	浦			□ 執行役員等·補佐経馴	<b>検証明書の提出</b>					
1	承継先が	糸田	左 译 澰	-	†	□建設業の経営に係るの (上記☆(6年分)又は業	在認書類 務分掌規程、稟議書等の原本提示等)					
	不許要可	- 1	こよ	/	<b>`</b>	□経験期間の確認書類	(人事発令書等の原本提示等)					
経 営 体 制	(※) 場	t t	る場合		_		認書類 引書等、公的な証明書の原本提示。当該申 間を確認できる健康保険被保険者証等の					
	場合 は			:員等ス ェックオ			補佐する者の経験(建設業法施行規則第7	条第1号口該当)の場合	<b>含、</b>			
			□ 申請時に提示できない場合は、左の□に☑を入れてください。 (承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の 由がある場合に限る。)									
2				_	提写し			 「国民健康保険証」)等				
			_		一 示しの	│ │□ 雇用保険被保険者証						
営 業 所			右の2						-    *			
<b>I</b> の		常	各区	い		│ │□ 住民税特別徴収税額	決定通知書(特別徴収義務者用)		※ 個 人			
· 専任		勤性	分に	ずれ	原		 □ 源泉徴収簿及び領収済通知書		- 事			
技術		11	示す	か	本提	上記4種の公的証明書 の提示が出来ない場合	□ 出勤簿及び賃金台帳		事業主を除			
者			書類		示	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		 額のお知らせ	除く			
						L □ 厚生年金保険70歳以	厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および 標準賞与額相当額のお知らせ					
						□ 工事請負契約書 5件		<u></u>				
既に承継えては承継先で			监里支析: 実務経験	実 い ず ね	提しっの	□ 注文書及び請書 5件	ト(各年度1件まで)					
任技術者となっ ており、承継後 の担当業種や		の場合	首に	れか	提原 示本	※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。  □ 工事経歴書(受付印ある変更届の副本)5年分 ※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。						
資格要件に 更がない場 省略可	こ変 合は	食格者証による場合		易		<ul><li>□ 実務経験期間中の在籍確認書類</li><li>(社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。</li><li>当該申請・届出企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険 被保険者証等又は雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)</li></ul>						
3						」写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標 載)						
営		実態	·	ずべ	提出	職/ ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。 詳細:126頁						
業 所		, E.		T		□ 営業所平面図	HT/NII. 120 Q					
(※ただし、従	前と記	E明P	内容が	で変わ	らない	場合等、新たに確認書類	による確認が不要な場合に限る。)					
(土木事務所) 審査事務担当者												
課(係)名				担	3当者	名	内線					
(土木事務所)	認可	後提	示・携	出書	類確認							
【提出書類】						□ 健康保険等の加入	 		_			
		共通					が、(第7号の3) 年金保険加入確認書類		=			
□ 雇用保険加入確認書類												
□ 履歴事項証明書 合併により新設された法人、新設分 □ 尚巻の沙米(第00日)							무/		$\dashv$			
割により	り設立	こされ	た法	人のみ	<b>'</b> +	□ 営業の沿革(第20- □ 所属建設業者団体			$-   \cdot  $			
【提示書類】												
申請時	ic★	を未	確認(	の場合	ì	□ 常勤役員等(+常勤	カ役員等を直接に補佐する者)及び専任技	術者の常勤性確認書類	頁			

### (別紙)京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 (建設業法施行規則第7条第1号口該当)

					役員等			□履歴事項全部証明書等				
	更 新 ( <sub>※</sub>	常	個 人現	い	執	١.	原	□組織図等				
	( ※ は	勤役	事業主は	ずれ	行 役	すべ	★	□業務分掌規程等				
	**は ・ 不	員等	ェ は地 不位	か	員 等	て	示	□定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等				
	要		要		支配人	,		口支配人の登記事項証明書				
		常				提写	□ 健康保険					
		勤 役				提 提 し の	□ 雇用保険	¢被保険者証				
		員等		右の			□ 健康保険	・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」				
		に補佐する員等及び常勤	常	各区	L)	原	□ 住民税特	特別徵収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	※ 個			
		佐常する	勤	分に	ずれ		上記4種の公	公的証明書の提示 □ 源泉徴収簿及び領収済通知書				
		する者	性	示す	か	本 提	が出来ない		人事業主を除く			
		<sup>1</sup> 員 等		書		示	□ 厚生年金	上 保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ				
		マ を 直 接		類			□ 厚生年金	と保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ	除 く			
		19	経 験 区 分	いずれか	□ ②建	設業に	:関する役員等	D経験を5年以上有する者 等の経験を( )年有し、役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を( )年有する者 等の経験を( )年有し、建設業以外の役員等の経験を( )年有する者				
1 経		常	建			役法 員人	提原 出本	□ 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等				
営体制			設 業 に 関		いずれか	使令 用3 人条		□支配人の登記事項証明書の原本提出 □取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示				
			する役員			事 個人 主	提原 示本	□ 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表) 直近5年分				
			等 の 経		$\sim$ $\iota$ $\iota$	提原 示本	□ 受付印のある決算変更届の副本 5年分 					
		勤役	験	経験	ず ∴れ か	提 提し 示の	□ 工事請負	<b>皇契約書 5年間につき各年度1件以上</b>				
	更新	員等	員等に次ぐの地位の	区分に応じて	,,,	示の	□ 注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上					
	時	₹					口常勤役員等を直接に補佐する者の経験の証明書の提出					
	は 不				व	-	□建設業の経営に係る確認書類(上記☆)					
	要				^	•	□経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等)					
	<b>*</b>		経職す 験制る 上役		7	-	(社会保障	引中の在籍確認書類 険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、 間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)				
			建 設 業			役法 員人	提原 出本	□ 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等				
			- 以 経 験 の 役		いずれか	営業所長 支店長		□支配人の登記事項証明書の原本提出 □取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示				
			員等の			事 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	提原 示本	□ 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表) 最大直近3年分				
		常勤	理財・発		経す験べ		□常勤役員等	等を直接に補佐する者の経験の証明書の提出				
		補役 佐員	· 業務運		そて れ^		口建設業の網	経営に係る確認書類(上記☆)				
		す等 るを	■運 <sup>在</sup> 営 <sub>品</sub>		ぞ左 れ記		□経験期間の	の確認書類(人事発令書等の原本提示等)	<u> </u>			
		者直接に	・労務管		れる 要) の		(社会保障	□ 経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、 在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)				
( <b>%</b> t:	だし、	従前と証	明内容が	変れ	っらない	易合等、	新たに確認書	書類による確認が不要な場合に限る。)				
(土木	事務原	f) 審査	事務担当	者								

課(係)名 担当者名 内線

#### (2-1) 営業所の実態を確認できる資料の提出について

主たる営業所及び従たる営業所について、以下の資料により営業所の実態の確認をします。

## ア 営業所の下記写真(カラー)を貼付し、撮影日付、自己所有・賃貸借(又は使用貸借) の別を記載すること。(画像データを台紙と同形式で印刷しても可)

- ・建物外部の全景(看板、住居表示(表札)等を確認できるもの)
- ・建物内部(玄関内のメールボックス、テナント表札等を確認できるもの。単独事務所は 外側の郵便受け(営業所名表示))
- ・営業所入口(申請企業名(営業所名)を確認できるもの。(個人居宅内は不要))
- ・営業所内部(電話、机等の什器備品を確認できるもの)
- ・建設業法第40条に定める標識「建設業の許可票」 (新規申請は不要) (標識に記載の文言が読み取れるように撮影すること。)
- ・その他(参考となるもの、例:接客用に使用している別室等)

#### イ 営業所の平面図(A4)に次の内容を記載すること。

- ・営業所の名称を図面上部に記入(主たる営業所のみの場合は、申請企業名)
- ・営業所内の執務机・電話等の配置状況(従業者数に見合う配置状況)
- ・営業所の入口の明示 (「▽」の印等)
- ・建物内の一部を営業所に使用しているときは、建物の玄関との位置関係を図示
- ・営業所が上階等のときは階数を付記し、階段、エレベーター等の位置を記入
- ・使用するトイレの場所を記入(営業所として常時使用する環境にあることの可否) (ただし、営業所が代表者等の居宅内の場合は余白に「○○宅トイレ使用」と記入、 テナントビル等の場合は「テナントビル共用トイレ」などと記入し、図示は不要)
- ・既存の平面図を使用する場合は、A4(又はA3)に縮小等して上記内容を付記
- ※新規申請、更新申請のほか、営業所の所在地を変更したときも提出が必要です。 (原則として、業種追加及び一部業種の般特申請の場合は、提出不要。)
- ※営業所として使用できることが明白でないときは、建物所有関係の追加資料の提示を 求めたり、当該営業所の現地調査を実施する場合があります。

## (2-2) 写真台紙

営業所の実態1:

			<u>(目己別</u>	<u> </u>	<ul><li>賃</li></ul>	<u> 資借</u>	<i>)</i> %\	<i>ハずれかに○</i>
(ア)建物外部の全景					令和	年	月	日撮影
	看板、	住居表	示等を確認	認では	きるもの	)		

(イ)建物内部			令和	年	月	日撮影
	メールボックス、	テナント表札等	等を確認で	きるもの	カ	

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、A4版で同様の体裁とし、営業所名、撮影日等を明記してください。

営業所の実態 2	:
百条川の天忠 2	•

	(	自己所有	• 1	賃貸借	) >	※いずれかに○
(ウ)営業所入口			令和	年	月	日撮影
	申請企業名を	と確認できる	らもの			

(エ)営業所内部			令和	年	月	日撮影
電	話、	机等の什器備品を確認	できるも	) の		

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、A4版で同様の体裁とし、営業所名、撮影日等を明記してください。

## 営業所の実態3:

(オ)建設業法第40条に定める標識 令和 年 月 日撮影 いわゆる「金看板」
いわゆる「金看板」

その他		令和	年	月	日撮影
	参考となるものを必要に応じて	提出してく	ださい	)	

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、A4版で同様の体裁とし、営業所名、撮影日等を明記してください。

#### (3) 常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 執行役員等・補佐経験証明書

常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 執行役員等・補佐経験証明書

	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書に記入の者									
	営業務に関する	経験を有する	ることを証明し			_				
1	役職名			【下記業	務内容、組織図のと	:おり】				
2	経験年数	年	月から	年	月まで、満	年	<u>月</u>			
3	証明者と被証	E明者との関係	Ŕ							
	〈業務内容〉									
	V. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2. 1. 2.									
	〈組織図〉									
<u> </u>										

京都府知事 西脇 隆俊 様

令和 年 月 日

(社 名)

証明者 (職氏名)

(証明に当たっての留意事項)

- ① 「執行役員等としての経営管理経験」とは、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験をいいます。
- ② 「経営業務を補佐した経験」とは、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者等の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に、経営業務の管理責任者に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいいます。
- ③ 証明された内容について証明者に照会することがあります。この照会に対する回答の内容によっては、許可できない場合があります。また、証明者がお持ちの書類を提示いただく必要がある場合は、御協力をお願いします。

#### (4) 常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

#### 常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

常!	勤役員等及び当	自該常勤役員	等を直接に補佐	する者の証	明書の( 第二面	• 第三面	•
第四	面 ) に記入の	)者		<u></u> は、次の	とおり ( 財務管理	<ul><li> 労務</li></ul>	管理 •
業務	運営 ) の業務	8経験を有す	ることを証明し	ます。			
1	役職名			【下記業	務内容、組織図のと:	おり】	
2	経験年数	年	月から	年	月まで、満	年	月
3	証明者と被証	E明者との関	係				
	〈業務内容〉						
	(組織図)						
	VI— 1171 — 7						
<u> </u>							

京都府知事 西脇 隆俊 様

令和 年 月 日

(社 名)

証明者 (職氏名)

(証明に当たっての留意事項)

- ① 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験(役員としての経験を含む。申請業者での経験に限る。以下同じ。)をいいます。
- ② 「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
- ③ 「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。 これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。
- ④ 証明された内容について証明者に照会することがあります。この照会に対する回答の内容によっては、許可できない場合があります。また、証明者がお持ちの書類を提示いただく必要がある場合は、御協力をお願いします。

#### (5-1) 専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【<u>一般建設業</u>】

- 「1」・・・法第7条第2号イ該当(指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験)
- 「4」・・・法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)「7」・・・法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

ı						Т										-	建設	**/	カ籍	*5						_	—	—	$\neg$
	コード	資格区分	資格区分							1_		_!	!	. !	l i					-	1		_!_	.11	_!	. 1	Lat		_
					必要な実務 経験(※1)	-	_		<u> </u>	-	-			-	-					<u> </u>	-			井				角	
	0 1	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験	ŧ)			┺		-		-	-			-			+ +				-	-		1					1
$\overline{}$	02	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験) 1級建設機械施工技士				-	•	4	-	-	4	4	4	1   4	4	7	4	4	4 .	4 4	4	4	4 4	4	4   4	1 4	4		4
1 1	11	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)				7	-	Н	7	-	Н	+	+	+	Н	7	Н	+	+	+		H	+	Н	+	+	${}$		
	12	2 級建設機械施工技工 (第1種~第0種) 1級土木施工管理技士				7		Н	_ <u>i</u>	7 7	H	$\dashv$	+	17	H	7 7	+	+	7	+	+	H	+	H	+.	7	$\vdash$		
	1 3	· 救工小肥工旨生汉工		土木		7	_	Н		7 7	<del>! !</del>	+	+	17	+-+	7 7	+	+	1	+	+	+	+	+		-	<del>: :</del>	7 () 7 ()	
1 1	15	   2級土木施工管理技士	種	二十个 鋼構造物塗装	<del> </del>	╁╌	<del> </del>		-+-	+-	┼╌┤	<del> </del>		+-'	┼╌┼		<del>-</del> +		7		+			┼┼		4	+-+	/ (%	(3)
建	16	2 級工小旭工旨座技工	別	薬液注入	+	╂		<del>  </del>		;	╁╌┧			+	┼╌┼		╂┼		-+-		+			┼╌┼		+	<del> +</del>		
設	20	1 級建築施工管理技士		i*WTX		╁	7	7	7 7	-	7	+	+	7 7	7	+	7	7	7	7 7		7	+	H	7	+	$\vdash$	7 (>	% 2 )
業	2 1	- 100		建築		╁	7	$\rightarrow$	+	+	Н	$^{+}$	$^{+}$	+	Н	+	Н	Ť	+	+	Н	H	+	H	+	+	+ +	7 ()	
法	2 2	   2級建築施工管理技士	種	躯体	<del> </del>	†		7	-+7	;	╁	+	-+	7 7	7	-+-	+-+	+	+-	+-	+			+-+	+	+	+	7 ()	
技	2 3		別	仕上げ	†	†	<del> </del>	7		-4	7	†	-†	+	†"†		7	7	7	7 7		7		1-1	7	+	11		
術検	2 7	1級電気工事施工管理技士				T	Н	П	$\top$	Ť	П	7	$\dagger$	t	Н		П	T	$\top$	$\top$		П	$\top$	Н	Ť	$^{+}$	H		$\neg$
定	2 8	2級電気工事施工管理技士			T	†					† <u>-</u>	7		+			11			+	1			111		+	11		
	2 9	1級管工事施工管理技士				T		П	T				7							T		П	T	П		T	П		
	3 0	2級管工事施工管理技士				Ī				1	11		7	T			П		T					П		T			
1 1	3 1	1 級電気通信工事施工管理技士																					7			I			
	3 2	2級電気通信工事施工管理技士				L																	7			l	Ш		
	3 3	1級造園施工管理技士			<u> </u>	1		L	<u>.</u>	ļ	ĻĬ	[			ļĪ	.↓.	ĻΙ	[	ļ_				7		_ _	<u> </u>	ЦĹ		
7-	3 4	2級造園施工管理技士				L		Ц			Ш						Ш						7			Ļ	Ш		
建築	3 7	1級建築士				L	7	-	1	1	7	_	-	7 7	Ц		Ш	_	_	7	-	Ц	1	Ш	1	$\perp$	Ш		
±	3 8	2級建築士				┖	-	7	1	1	7	1	-   '	7	Ш	1	Ш	_	1	7	Ш	Ц	1	Ш	1	$\bot$	$\sqcup$		
法	3 9	木造建築士				┡		7	4	1		_	1	-	Ш	_	Н	_	1	_		Ш	4	Ш	1	<b></b>	₩		—
	4 1	建設・総合技術監理(建設)	W*	- 5 4 11 1 1 1	-	7	<del></del>	Ц	7	÷	Н	7	+	1-	Н	7 7	+ +	4	+	+	Н	Н	7	+ +	+	+	+ +	7 ()	-
	4 2	建設「銅構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設 「銅構造				7	_	Ц	1	-	H	7	4	7	Ш	7 7	H	_	4	+		Ш	7	Н	+	∔	$\sqcup$	7 ()	<u>(4)</u>
	4 3	農業 「農業土木」・ 総合技術監理 (農業 「農業	土不	.] )		7	Н	Н	1	<u>'</u>	Н	+	+	+	Н	-	₩	4	+	+		H	+	Н	+	+	$\vdash \vdash$		
	4 4	電気電子・総合技術監理 (電気電子)				╀		Н	+	╀	Н	7	+	+	Н	+	Н	-	+	+	7	-	7	Н	+	+	$\vdash$		$\dashv$
	4 5 4 6	機械 ・ 総合技術監理 (機械) 機械 「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械 「流体エ	44 · T	7.1+ FM TM . )		⊦	Н	Н	+	÷	Н	$\dashv$	7	+	Н	+	∺	+	+	+	7	-	+	$\mathbb{H}$	÷	+	₩		-
技		上下水道 ・ 総合技術監理 (上下水道)	<del>-</del> ] >	Xは「絵工子」/		╁	Н	Н	+	╁	Н		7	+	Н	+	Н	$\dashv$	+	+	1	H	+	Н	+	+	$\vdash$		$\dashv$
術 士	4 7	上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・総合技術監理 (上下水道 「上水	道及1	(丁葉田水道」)		⊦	Н	Н	+	┿	Н		7	+	Н	+	Н	+	+	+	Н	Н	+	7		_	$\forall$	—	$\dashv$
法	4 9	「水産土木」 ・ 総合技術監理 (水産 「水産土木」)				7		Н	1	;	Н	$\dashv$	+	+	Н	7	H	+	+	+		H	+		÷	+	$\vdash$		$\dashv$
	50	「				╁╌					<del> </del>			+	┼╌┼	-+-	╁╌┼		+-				7	<del> </del> -		-+	-+		
	5 1	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 (森林 「森林	+木	:1)		7		Н	17	,	Н	$^{+}$	+	$^{+}$	Н	+	Н	+	+	+	Н	H	17	-	$^{+}$	+	H		$\dashv$
	5 2	衛生工学 ・ 総合技術監理 (衛生工学)				ť		H	+	+	H	+	7	t	H		H	+	+	$^{+}$	H	Н	Ť	H	+	+	H		$\neg$
	5 3	衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 (衛生工学	<u></u> Ε	水質管理」)		T		П	$\top$	t	П	7	7	T	П		П	7	$\top$	$^{\dagger}$		П	$\top$	П		7	H		$\neg$
	5 4	衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 (衛生工学	「廃	棄物管理」)		T		П	$\top$	T		7	7	T	П		П	T	T		П	П	1	П		7	7		$\neg$
電気工事士法	5 5	第1種電気工事士				Γ			Т			7							Т	Т			Т	П		Т	П		コ
电スエデエム	5 6	第2種電気工事士			3年	L						7																	
電気事業法	5 8	電気主任技術者 (第1種~第3種)			5年	L		Ш		1	Ш	7	1		Ш				_	1		Ш		Ш	1	╧	Ш		
電気通信事業法	5 9	電気通信主任技術者			5年	L		Ц	_	1	Ш	_	4	1	Ш	_	Ш	_	_	1		Ш	7	Ш	1	┷	Н		_
水道法	6 5	給水装置工事主任技術者			1年	╄		Ц	+	<u> </u>	1	4	7	+	Н	_	11	_	4	$\perp$		Ш	+	Н	4	<del>-</del>	₩	_	_
消防法	6 8	甲種 消防設備士				╀		Н	+	+	Н	4	$\downarrow$	$\downarrow$	Н	-	H	4	$\downarrow$	$\perp$		H	+	Н	+	7	+ +		—
	69	乙種 消防設備士   建築大工				╀		7	+	+	-	+	+	+	Н	+	+	+	+	+	1	H	+	H	+	7	₩	—	$\dashv$
	7 1				-	H	-	7	+	<del>,</del>	Н	+	+	+	Н	+	₩	$\dashv$	+	+	Н	Н	+	$\vdash$	÷	+	$\vdash$		$\dashv$
	64	左官			1	$\vdash$	•	7	7	+	Н	+	+	+	H	+	H	+	+	+	+	H	+	H	+	+	$\forall$		$\dashv$
	57				1	$\vdash$	Н	Н	1 7	,	Н	+	+	+	H	+	Н	+	+	+	Н	H	+	H	+	+	+		7
		コンクリート圧送施工			1	$\vdash$	Н	H	+	-	H	+	+	+	H	+	H	+	+	$^{+}$	Н	H	+	H	+	+	H		$\dashv$
		ウェルポイント施工			1	H	П	Н	7	-	Н	+	+	+	Н	+	Н	+	+	$^{+}$	Н	H	$^{+}$	Н	+	+	$\sqcap$		$\dashv$
	7 4	冷凍空気調和機器施工 · 空気調和設備配管			1	Г		П	$\dagger$	T	П	$\dashv$	7		П		П	7	$\dagger$	T	П	П	$\dagger$	П	Ť	T	$\prod$		一
	7 5	給排水衛生設備配管			1	Г	П	П	$\top$	T	П	7	7	T	П	1	П	7	$\top$	$\top$	П	П	$\top$	П	1	$\top$	П	_	$\neg$
	7 6	配管 (※5) ·配管工				Г		П	I				7		П		Π		Ţ	T				П		J	П		二
職	7 0	建築板金「ダクト板金作業」									7		7				7			I						I			
業	77				]	Ĺ		П	Τ	Г	П	I		_	П			I	Τ			Ι	Ι		Τ	$oldsymbol{\mathbb{L}}$	$\coprod$		
能力	7 8					L				1			- 1	7										Ш	1	╧	Ш		
開	7 9	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みつ	ָיִם יַּי <u>ַ</u>	ック施工	(※2)	L		Ц	_	7		_	1	7	Ш	_	Ш	_	4	_		Ш	_	Ш	1	╧	Ш		
発	8 0				4	L		Ц	1	7	Н	4	1	-	Н	1	Ш	1	1	+	$\sqcup$	Ц	+	Ш	1	$\downarrow$	$\sqcup$		
促進	8 1	数二 (A) 及龍			4	$\vdash$	Ш	Ц	4	1	Ш	4	4	7	-	4	Ш	4	4	+	Ш	Ц	1	$\sqcup$	1	$\bot$	$\sqcup$		
法	8 2				-	$\vdash$	Н	Н	+	+	H	+	+	+	7	+		+	+	+	$\mathbb{H}$	H	+	$\vdash$	+	+	$\vdash$		$\dashv$
	8 3	工場板金			-	$\vdash$	Н	Н	+	+	7	+	+	+	H	+	7	$\overline{}$	+	+	H	H	+	H	+	+	$\vdash$		$\dashv$
	8 4	板金・建築板金・板金工 (※8)			1	$\vdash$	Н	Н	+	+		+	+	+	Н	+	7	-	+	+	Н	H	+	$\vdash$	+	+	+		$\dashv$
	8 5				1	$\vdash$	Н	Н	+	+	7	+	+	+	Н	+		+	+	+	H	H	+	++	+	+	$\forall$	—	$\dashv$
	8 6	がわらふざ・スレート施工 ガラス施工			1	$\vdash$	Н	Н	+	+	1	+	+	+	H	+	Н	7	+	+	Н	H	+	$\forall$	+	+	$\forall$	—	$\dashv$
	8 8				1	$\vdash$	Н	Н	+	+	Н	+	+	+	Н	+	Н	_	7	+	$\vdash$	+	+	H	+	+	$\forall$	—	$\dashv$
		建築塗装・建築塗装工			1	$\vdash$	Н	Н	+	+	H	+	+	+	Н	+	Н	$\rightarrow$	7	+	Н	$\vdash$	+	H	+	+	+	—	$\dashv$
		金属塗装・金属塗装工			1	$\vdash$	Н	Н	+	+	H	+	+	+	H	+	Н	$\rightarrow$	7	+	Н	H	+	$\forall$	+	+	+		$\dashv$
		噴霧塗装			1	H			_			_	_			$\pm$	H	_	7	$\pm$			+			$\pm$	${}^{\perp}$	_	
	6 7		_			Γ			I	Ι		I	I			I		$\rightarrow$	7	I			Ι			Ι	⍗		

		No. 15 17		建設業の種類																			
	コード	資格区分	必要な実務 経験(※1)	土	⊉ 大	左と	石	屋電	管	タ貧	筋	舗し	板:	が塗	防	内機	絶i	重量	井	具水	消消	ħ	解
職	9 2	   畳製作 · 畳工	#主持天 (公二)	$\top$	$\Box$	$^{+}$	Ħ	$^{+}$	Ħ	+	T	$^{+}$	Ħ	Ť	$^{\dagger\dagger}$	7	Ħ	$^{\dagger}$	H	$^{+}$	Ħ	$^{+}$	
業	9 3	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具エ		$\top$	$\Box$	1	П		П				П	1	$\Box$	7	П	1	П	1	Ħ	$\top$	
能力	9 4	熱絶縁施工		$\top$	$\sqcap$	1	П	1	П	1				1	$\sqcap$	$\top$	7	1	П	1	Ħ	$^{\dagger}$	
開	9 5	建具製作・建具工・木工(※9)・カーテンウォール施工・サッシ施工	(※2)	$\top$		$\top$	П	T	П				П	$\top$	П	$\top$	П	1	П	7	П	$\top$	
発	9 6	造園		$\top$	$\Box$	$\top$	П	$\top$	П			$\top$		1	$\Box$	$\top$		7	П	$\top$	П	$\top$	
促進	9 7	防水施工		$\vdash$	$\sqcap$	1	П	1	П	1			П	1	7	$\top$		1	П	1	$\sqcap$	$\top$	
法	98	さく井		$\top$		$\top$	П	1	П			1	П	$^{+}$	П	$\top$	П	$^{\dagger}$	7	$\top$	П	$\top$	
	6 1	地すべり防止工事	1年			7			П				П				П	1	7		П	Т	
	4 0	基礎ぐい工事		$\Box$		7		T	П				П	1	П	$\top$	П	1	П	T	П	$\top$	
	6 2	建築設備士	1年				П	7	7						П				П		П	$\top$	
	6 3	計装	1年	Т	П	1	П	7	7					1	П	$\top$	П	1	П	Т	П	$\top$	
	60	解体工事							П												П	$\top$	7
		登録電気工事基幹技能者		$\Box$	П	$\top$	П	7	1						П	$\top$		7	П		П	$\top$	
		登録橋梁基幹技能者(※10)		П	T	7	11	7	П	1	7	1	ΠŤ	T	ΤŤ	T	П	1	П	T	П	T	
		登録造園基幹技能者			11		П		177		1	7	ΠŤ	1	TT		T	7	17		M	1	
		登録コンクリート圧送基幹技能者		П	T	7	1	1	П	T	T	T	ΤŤ	T	ΤŤ	T	П	T	П	T	П	T	
		登録防水基幹技能者					П	7	11			1	П	1	7	-	П	1	П		П	1	
		登録トンネル基幹技能者(※10)				7	T		TT		T		TT	T	ΤT	T	T	7	П		П	T	
		登録建設塗装基幹技能者					П	7	TT		П	1	П	7	7 7	7	П	1	П		П	T	
		登録左官基幹技能者				7	П	7	П	T	T	T	TΤ	T	П		TT	7	П		П	7	
		登録機械土工基幹技能者				7	11	7					II	1	TT	1	П	1	П				
		登録海上起重基幹技能者(※10)					П		П		П	7	П	T	П	T	П	1	П		П	7	
		登録 P C 基幹技能者 登録鉄筋基幹技能者				7	11		T		7		II	T	TT	T		1	П		П		
							П		T		7	T	Т	-	Ш			]	$\square$			7	
		登録圧接基幹技能者					Ш				7		П		П			]				1	
		登録型枠基幹技能者			7		Ш								$\prod$			]			П		
		登録配管基幹技能者					Ш		7				Ш		Ш			]				1	
		登録鳶・土工基幹技能者				7							Ш		$\prod$		Ш	1			Ш	I	
基		登録切断穿孔基幹技能者		<u> i</u>		7			11	İ.	<u>.                                    </u>	ൎൎ	Ш	İ	1.1	l	<u> </u>	.j		<u> </u>		<u>.j</u>	
幹 技	3 6	登録内装仕上工事基幹技能者					Ш						Ш		Ш	7	Ш	1			Ш	1	
能		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者		<u> i</u>		<u>l</u>	Ш		11	İ.	<u>.                                    </u>		Ш	<u>. l</u>	<u> </u>	İ		. <u>l</u>		7	Ш	<u>.l</u>	
者		登録エクステリア基幹技能者		<u> </u>	11	7	7		1.1	7	1		11		11			<u>.ļ</u> .	1_1		<u>                                     </u>	<u> </u>	
		登録建築板金基幹技能者		<u> i</u>			Ш	7	1.1		<u>. l . l</u>		7		1.1	<u> l</u>	<u> </u>	<u>.l</u>	Ш		<u> </u>	<u>.l</u>	
		登録外壁仕上基幹技能者(※10)		<u> </u>	11	7	1.1		1	_	<u>.    </u>		<u> </u>	7	7			<u>. </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	
		登録ダクト基幹技能者		ļļ		_	1		7				11		1.1		1	<u>. </u>	<u> </u>		<u> </u>	ļ	
		登録保温保冷基幹技能者		ļļ			11		↓↓		<u>.    </u>	ļ	ļļ.	ļ	ļļ		7	- <del> </del>	ļļ.	<u></u>	ļļ.	ļ	
		登録グラウト基幹技能者		ļļ	4.4	7	11		1		4		<u>.  </u> .		14		11	<del>-</del>	1		<u> </u>	<u> </u>	
		登録冷凍空調基幹技能者		ļļ			ļļ		7		<u>.    </u>	↓	ļļ.		ļļ		1	- <del> </del>	ļļ.		ļļ.	.ļ	
		登録運動施設基幹技能者		ļļ	4	7			1		4	7	1.1		1.1		1.1.	7			₩.	ļ	
		登録基礎工基幹技能者		ļļ		7	1		ļļ		.ļļ	↓	ļļ.	ļ	ļļ.	ļ	ļļ.		ļļ.		ļļ.	<u>.</u>	
		登録タイル張り基幹技能者		ļļ	4		4.4		44	7	44		<u></u>		<b>↓</b> ↓		<del>     </del>		ļļ.		<b>  -</b>	<u>.</u>	
		登録標識・路面標示基幹技能者 (※10)		ļļ		7	1		44		. <b>.</b>	∔	<b></b>	7	1		ļļ.		ļļ.		<del> _</del> - -	.ļ	
		登録消火設備基幹技能者		ļļ	4_4		<b>↓</b> ↓		4-4	-	4		<b>↓</b> .↓		<b>↓</b> ↓		<b>↓</b> ↓.	<u>.</u>	<b>}</b> ∔		7	<del>-</del>	
		登録建築大工基幹技能者		ļļ	7		44		ļļ		. <u></u>		ļļ.	<u>.</u>	<del> </del>		ļļ.		ļļ.		<del>  </del> -	<u>.</u>	
		登録硝子工事基幹技能者		$\vdash$	$\sqcup$	+	Ш	4	Н	4	$\sqcup$	_	Ш	7	$\sqcup$	+	11	+	Н	+	$\vdash$	$\bot$	
		登録土工基幹技能者		H	11	7	$\square$	_	Н	_	$\perp$	_	Ш	+	$\sqcup$	_	Ш	+	Н	1	$\vdash$	$\dotplus$	
		登録ALC基幹技能者		H	11	_	Ш	_	Ш	7	$\perp$	_	Ш	+	$\sqcup$	$\perp$	11	1	Н	_	$\vdash$	$\dotplus$	
		登録圧入工基幹技能者		$\vdash$	11	7	11	_	H	_	+	_	#	_	$\vdash$	_	#	_	Н	_	$\vdash$	$\dotplus$	
その他	9 9	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98 に該当するものを除く)及び第3号該当		7 7	7 7	7 7	7	7 7	7	7	7	7 7	7	7 7	7	7 7	7	7	7	7 7	7	7	7

- ※1 表中の「実務経験」とは、合格後の当該建設業の実務経験をいう。 実務経験により専任技術者として申請・届出する者については、資格証等の写しの他に様式第9号(実務経験証明書)が必要。
- ※2 職業能力開発促進法の検定職種の実務経験について、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を要する。
- ※3 平成27年度以前に合格した者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※4 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の 配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。
- %6 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られる。
- 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、 選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はない。
- ※9 土木:昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。
- ※10 講習修了証に、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があること。

#### (5-2) 専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【特定建設業】

- 「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験)
- 「3」・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験)
- 「6」・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督的実務経験)
- 「9」・・・法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

特定建設業指定7業種

							特	定	建設	漢	指定	7月	[種			_											_	
	コード	資格区分				建設業の種類   経験																						
	<b>-</b>	真相色力			必要な実務 経験(※1)	土	土大	左	٤	石	室 電	管	タ	胸筋	舗	L	板力	が建	防	内	幾網	通	園	# 4	水	消	清	解
i	0 1	法第7条第2号 イ 該当			4220(11(1)		2	2	2	2 2	2		2	2		2	2 2	2 2	2	2	2 2	2		2 2	2 2	2	2	2
İ	0 2	法第7条第2号 口 該当					5	5	5	5 !	5	П	5	5		5	5 !	5 5	5	5	5 5	5		5 5	5 5	5	5	5
	03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)				3 3	_	t	П	$^{\dagger}$	_	3		3	3	$\dagger$	$^{\dagger}$	Ť	П	Ť	Ť	+ +	3	Ť	Ť	П	Ť	
ŀ	0 4	法第15条第2号 ハ 該当 (同号口と同等以上)					_	6	6	6 6	-		6	6	$\rightarrow$	6	6 6	6 6	6	6	6 6	+	$\rightarrow$	6 6	6 6	6	6	6
<del>- 1</del>	11	1級建設機械施工技士				9	10	•	9	<del>-</del>	-	+	1	+	9	+	+	1	1 1	1	1			1	1		+	
1 1		2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)				91		+	8		+	+	+	+	9	+	+	+	H	÷	+	Н	+	+	+	H	+	
	12							+	$\vdash$	$\rightarrow$	+	Н	+			+	+	+	Н	+	+	Н	-	+	+	H	+	
	1 3	1級土木施工管理技士				9		•	9	$\rightarrow$	-	1	4	9	9	-	4	9	Ш	4	+	Н	_	4	9	-	_	9 (※3)
	1 4		舐!	土木		<b></b>		ļ	8	8						8		<del>-</del>	4-4			4-4	_	-	8	-	.   8	3 (%3)
	1 5		別	鋼構造物塗装		<b></b>		ļ				44			Ш			8	11	↓.	ļ	1			<del>-</del>	ļļ.	4	
建	16			薬液注入					8			Ш				_			Ш			Ш			┸	Ш	_	
設業	20	1 級建築施工管理技士					9 9	9	9	9 9	9		9	9 9		- 1	9 9	9 9	9	9	9			9	9	Ш	9	9 (%3)
法	2 1			建築				<u> </u>														Ш					8	3 (%3)
_	22		種別	躯体			8		8				8	8												Н	8	3 (%3)
技	23			仕上げ			8	8	П	8 8	8	П	8			- [	8 8	8 8	8	8	8	П		8	в	П		
術検	27	1級電気工事施工管理技士						Г	П	T	9					T	T	Т	П		Т	П		Т	Т	П	Т	
定	2 8	2級電気工事施工管理技士				Ħ		T	П	T		П			П	Ť	Ť	Ť	П	T	Ť	П		Ť	Τ	П	$\top$	
	29	1級管工事施工管理技士						T	П	1		9				1	+	+	П		$\top$	П		T	T	П	$\top$	
	3 0	2級管工事施工管理技士						t	Н	$\dashv$			1			$\dagger$	$\dagger$	t	Н	$\dagger$	Ť	Н		$^{\dagger}$	$^{+}$	Н	+	-
	3 1	1級電気通信工事施工管理技士				H		t	H	+			-			Ť	Ť	$\dagger$	H	+	+	9		$\dagger$	+	H	+	
	3 2	2級電気通信工事施工管理技士						H	H	+		H	1			+	+	$^{+}$	$\forall$	+	+	8		+	+	H	+	
	33	1級造園施工管理技士						H	Н	+			-			+	+	+	H	+	+	-	9	+	+	H	+	
	34	2 級造園施工管理技士				+		⊢	Н	+			-			+	+	+	H	+	+	+	7	+	+	H	+	
建						Н,	0 0	⊢	Н	+,	-	+	0		Н	+	+	+	+	1	+	+	+	+	+	H	+	
築	3 7	1級建築士					9 9	<del>-</del>	Н	<del>-</del>	9		9	9		+	+	+		9	+	+		+	+	H	+	
±	3 8	2級建築士				-	_		Н	-   3	8	+	8		Н	+	_	+	$\sqcup$	8	+	Н	4	+	+	Н	+	
法	3 9	木造建築士				1	8	⊢		$\dashv$			4	-		-	$\dot{+}$	+	₩	$\downarrow$	+	Н		-	┿	Н	+	
	4 1	建設・ 総合技術監理(建設)				9		╙	9	4	9	+	-	_	9	+	4	+	Ш	4	4	Ш	9	_	_	Ш	15	9 (%4)
	4 2	建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 (建設 「鋼構造及				9			9	_	9			9	9	9	1	┷	Ш	_	1	Ш	9		1	Ш	(	9 (%4)
	4 3	農業 「農業土木」・ 総合技術監理 (農業 「農業土	L木.	] )		9		L	9			Ш			Ш	$\perp$	╧	╧	Ш	_	┸	Ш		$\perp$	┸	Ш	┵	
1 [	4 4	電気電子 · 総合技術監理 (電気電子)									9											9						
1 [	4 5	機械・ 総合技術監理 (機械)																			9							
技	4 6	機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 (機械 「流体工学							П			9				T	T	Τ		1	9	П			Т	П	Т	
術	4 7	上下水道 ・ 総合技術監理 (上下水道)	[]					Г		Т		9				T	T	Т	П		Т	П		Т	9	П		
±	4 8	上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 (上下水道 「上水道	合技術監理 (上下水道 「上水道及び工業用水道」)									9										П		9	9	П	Т	
法	4 9	水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 (水産 「水産」	「水産土木」 ・ 総合技術監理 (水産 「水産土木」) 「林業」 ・ 総合技術監理 (森林 「林業」)					Т	9	1						9	T	Τ	П		$\top$	П		T	Т	П	$\top$	
1 1	50	森林 「林業」 ・ 総合技術監理 (森林 「林業」)						t	П	1		П			П	$\dagger$	+	1	П	1	1	П	9	T	T	П	$\top$	
1 1	5 1	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 (森林 「森林」	L木.	1)		9		T	9	$\top$						$\dagger$	$\dagger$	$\dagger$	П	$\top$	$\top$	П	9	$\top$	$^{\dagger}$	П	$\top$	
1 1	5 2	第生工学 · 総合技術監理 (衛生工学)				$\Box$		t	Н	+		9			П	+	+	$^{\dagger}$	Н	+	$^{+}$	Н	7	+	$^{+}$	Н	+	
1 1	53	衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 (衛生工学	Γ;	水質管理」)				٢	Н	+	+	9	-			$^{+}$	+	+	H	+	+	Н	+	+	9	Н	+	
1 1	5 4	衛生工学 「廃棄物管理」 · 総合技術監理 (衛生工学 「						H	Н	+		9	-		H	+	+	+	H	+	+	Н	+	+	9	-	9	
<del>                                     </del>	55	第1種電気工事士	1000	KIN B-23 /				╁	H	+	+	+	+	+	H	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	Н	+	
電気工事士法	56	第2種電気工事士			3年	H		H	Н	+		Н	-			+	+	+	Н	+	+	Н	+	+	+	H	+	
					5年	H		⊢	Н	+	-	+	-		Н	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	Н	+	
電気事業法	58	電気主任技術者 (第1種~第3種)			5年	H	H	⊢	H	+	+	Н	-	۰	Н	$\dot{+}$	÷	┿	₩	+	+		-	+	┿	Н	+	
電気通信事業法	5 9	電気通信主任技術者				H		⊢	Н	+	+	+	-	+	Н	+	+	+	+	+	+	8	-	+	+	H	+	
水道法	65	給水装置工事主任技術者			1年			-	H	+		Н				+	+	+	H	+	+	+		+	+		+	
消防法	68	甲種 消防設備士						1	Ш	_			4			4	4	+	Ш	4	+	$\sqcup$		4	$\perp$	8	$\bot$	
	69	乙種 消防設備士				1		<u> </u>	Ц	_			-[			4	4	+	11	4	+	11		4	+	8	+	
	7 1	建築大工				$\perp$	8	+	$\vdash$	4			1			$\downarrow$	4	1	Ш	4	1	Ш		$\perp$	$\bot$	Ш	4	
	6 4	型枠施工				4	_	L	-	$\rightarrow$			4			4	1	+	Ш	4	1	Ш		4	$\perp$	Ш	4	
	7 2	左官						•		$\rightarrow$							1	1	Ш	_	1	Ш		1	1	Ш	$\perp$	
	5 7	とび・とびエ						+	8	-						_	_	1		_	1	Ш		$\perp$	$\perp$	Ш	$\perp$	8
[	7 3	コンクリート圧送施工						L	8									L	Ш		1	Ш				Ш		
[ [	6 6	ウェルポイント施工						L	8	$\bot$						$\Box$			П			Ш				Ц	╧	
職業	7 4	冷凍空気調和機器施工 · 空気調和設備配管						L	U	$_{ m I}$						T			⅃ℿ	T	$\int$	╝		$\int$		IJ		
業能	7 5	給排水衛生設備配管						Γ	П	$\Box T$	T	П	I			T	Τ	Τ	П	T	J	П		J	Γ	LT		
カー	7 6	配管 (※5) ·配管工	(						П	T						T	T	T	П	T	T	П		T	T	Π		
開	7 0	建築板金「ダクト板金作業」			(※2)			Г	П	8	8						8	T	П	T	T	П		T	T	П	T	
発促	77	タイル張り・タイル張りエ							Π	Ť	I		8			Ť	Ť	Τ	П	Ť	T	П		Ť	Т	П		
進	7 8	築炉・築炉工・ れんが積み						Т	П	T		П	8			1	T	T	П	T	$\top$	П		T	T	П	$\top$	
法	7 9	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブ	クリート積みブロック施工					T	П	8			8			$^{\dagger}$	$\dagger$	T	Ħ	Ť	$\dagger$	Н		$\dagger$	Ť	П	+	
	80	石工・石材施工・石積み						t	$\mapsto$	8			1			$^{\dagger}$	Ť	Ť	Н	+	$\dagger$	$\forall$		$^{\dagger}$	$^{+}$	П	+	
	8 1	鉄工 (※6) ・製罐				+		H	H	+		Н	1			+	+	$^{+}$	H	+	+	Н		+	+	Н	+	
	8 2	鉄工(※6)・製罐 鉄筋組立て・鉄筋施工(※7)				H	Н	+				8		+	+	$\dagger$	Н	+	+	H		+	+	H	+			
	83	工場板金				+		H	Н	+		H	-	10		+	8	+	+	+	+	H		+	+	Н	+	
	84	板金・建築板金・板金工 (※8)				+		H	Н	+,	8		-				8	+	Н	+	+	+		+	+	H	+	
		板金・焼金工・打出し板金			H		H	Н	+	٠,		-			+	8	+	H	÷	+	+		+	+	Н	+		
$\overline{}$		反金・仮金工・打出し仮金					-	_				-	- 6				- 1		<u> </u>	_	_	- 1	-	_		_	_	

													建設	業	の種	類				_			_	
	コード	資格区分	必要な実務 経験(※1)	+ 3	# ±	たノ	- F	屋	雷 管	<b>4</b> 4	回館	结	. 板	Τĭ	涂飞	ьL	橅	細言	五 唐	#	且力	( 消 :	±	解
	86	かわらぶき・スレート施工	経験(※1)	-1,				8	E 15	/ 8	נ/מ ורא	am	- 100	"	±  W	2 173	196	7C X	- 14K	H	7	111	+	77*
		<u> </u>	-	+	-	+	+	0					+	8	+	+	Н	+		H	+	++	+	
	8 7	ガラス施工	-	$\dashv$	-	+	+	Н					+	ō	-	┿	Н	+	+	₩	+	++	+	
	8 8	塗装・木工塗装・木工塗装工	_	4	-	+	+	Н	-				+	Ш	8	+	Н	+	+	₩	$\dotplus$	++	-	
	8 9	建築塗装・建築塗装工	1	4		4	╄	Ш					_	Ш	8	1	Ш	4	4	Н	$\bot$	$\bot \bot$	+	
	90	金属塗装・金属塗装工				_	1							Ш	8	1	Ш	4	1	ш	$\bot$	11	_	
	9 1	噴霧塗装				⊥		Ш						Ш	8		Ш	⊥		Ш	ᆚ	Ш	ᆚ	
	67	路面標示施工	(※2)												8									
	9 2	畳製作 ・ 畳工	(													8								
	93	内装仕上げ施工 · カーテン施工 · 天井仕上げ施工 · 床仕上げ施工 · 表装 · 表具 · 表具エ														8				П	Т	П	Т	
	9 4	熱絶縁施工	1			T	T							П	T	T	П	8		П	T	П	T	
	95	建具製作・建具工・木工 (※9) ・カーテンウォール施工・サッシ施工	1			T	Τ	П						П				T		П	8	П	$\top$	
	96	造園	1			$\top$	$^{\dagger}$							П	T	1	П	$\top$	Т	П	$^{+}$	${}^{\dagger\dagger}$	+	
	97	防水施工		$\dashv$		$^{+}$	+						+	Н	18	3	Н	$^{+}$	1	$\vdash$	+	+	+	
	98	さく#	†	+		+	+	Н					+	H	+	+	Н	+		8	+	++	+	
	6 1	地すべり防止工事	1年	H		8	2	11					+	Н	+	÷	H	+	٠	8	+	++	+	
	40	基礎ぐい工事	+			8	-	H					+	Н	+	+	Н	+	f	$\dashv$	+	++	+	
	_		1 /=			+	,	Н					+	Н	+	+	Н	+		$\vdash$	+	++	+	
	62	建築設備士	1年			+	+	$\sqcup$					+	Н	-	+	H	+		$\vdash$	+	$\dashv$	+	
	63	計装	1年			+	+	Н					$\perp$	Ш	+	$\perp$	Н	+		$\vdash$	+	+	+	
	60	解体工事			Ш	_	1	Ш					_	Ш	_	1	Ш	_		$\sqcup$	$\bot$	#	$\bot$	8
		登録電気工事基幹技能者			Ш		_	Ш					_	Ш	_	1	Ш	- 18	3	ш	4	$\sqcup$	4	
		登録橋梁基幹技能者(※10)				8	3	Ш						Ш		L	Ш			Ш	$\perp$	$\perp \perp$	$\perp$	
		登録造園基幹技能者				┸	┸							Ш			Ш	ᆜ		Ш	┸		$\perp$	
		登録コンクリート圧送基幹技能者				8	3													ш				
		登録防水基幹技能者													8	3				П		П		
		登録トンネル基幹技能者(※10)				8	3													П		П		
		登録建設塗装基幹技能者													8		П	1		П	T	П	T	
		登録左官基幹技能者				8	$\top$	П						П	1	1	П	$\dashv$		П	$^{+}$	+	$\top$	
		登録機械土工基幹技能者		Ħ		8	3	П					$\top$	П	$\top$	T	П	$\top$		П	$^{+}$	Ħ	$\top$	
		登録海上起重基幹技能者 (※10)		$\vdash$		+	+	Н					8	Н	+	+	H	+		т	+	++	+	
基 幹		登録PC基幹技能者		H			3	Н			8			Н	+	$^{+}$	Н	$\dashv$		Н	+	++	+	
技		登録鉄筋基幹技能者		$\forall$		+	+				8		+	Н	+	+	Н	+	۰	$\vdash$	+	++	+	
能		登録圧接基幹技能者		H		+	+	Н			8		+	Н	+	+	Н	+	٠	H	+	++	+	
者		登録型枠基幹技能者		H	8	+	+	11			-		+	Н	+	+	Н	+	+	$\vdash$	+	++	+	
		登録配管基幹技能者		$\dashv$	- O	+	+	Н					+	Н	+	+	Н	+		$\vdash$	+	++	+	
				H	-	+	+	Н					+	Н	+	∔	Н	+	+	₩	+	₩	+	
		登録意・土工基幹技能者		H	++	8	+	Н	-	Н		Н	+	Н	+	+	Н	+	+	₩	+	++	+	
		登録切断穿孔基幹技能者		H	-	8	3	Н					+	Н	+	+	Н	+	4	H	$\dotplus$	₩	$\dotplus$	
	3 6	登録内装仕上工事基幹技能者			Н	+	+	Н					+	Н	+	8	Н	+	F	$\vdash$	+	+	+	
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者				_	+	Ш					$\bot$	Ц	_	1	Ш	_		$\sqcup$	8	+	$\bot$	
		登録エクステリア基幹技能者			Ш	8	8 8			8			_	Ш	_	1	Ш			ш	4	$\sqcup$	4	
		登録建築板金基幹技能者				_	1	8					8	Ш		1	Ш	_		Ш	$\bot$	$\perp \downarrow$	$\perp$	
		登録外壁仕上基幹技能者 (※10)			Ш	8	$\perp$	Ш					$\perp$	Ш	8 8	3	Ш	_		ш	$\bot$	Ш	$\perp$	
		登録ダクト基幹技能者						Ш						Ш			Ш			Ш	$\perp$	Ш		
		登録保温保冷基幹技能者				╝	$\perp$	Ш					$\perp$	$\Box$		╧	Ш	8		Ш				
		登録グラウト基幹技能者			П	8	3	П					T	П	Т	Т	П	T	T	П	T	П	Т	
		登録冷凍空調基幹技能者				$\top$		П								Т	П	$\neg$	T	П	T	П		
		登録運動施設基幹技能者				8	3	П						П	Т	T	П	T	T	П	$\top$	П	T	
		登録基礎工基幹技能者				8	-	П						П	$\top$	T	П	$\top$	T	П	$\top$	$\sqcap$	$\top$	
		登録タイル張り基幹技能者				$\top$	$\top$	П		8			$\top$	Н	$\top$	T	П	$\top$	T	П	+	$\top$	+	
		登録標識・路面標示基幹技能者 (※10)					3	Н					+	Н	8	t	Н	$\dashv$		Н	+	+	+	
		登録消火設備基幹技能者			Н	+	+	Н					+	Н	+	$^{+}$	H	+	f	Н	+	8	+	
		登録建築大工基幹技能者	<del>                                     </del>		8	+	+	H					+	Н	+	+	Н	+	f	Н	+	₩	+	
		登録硝子工事基幹技能者	-	+	0	+	+	+ 1					+	8	+	+	Н	+	F	$\vdash$	+	++	+	
		登録土工基幹技能者	-			+	+	H					+	ď	+	+	Н	+	F	$\vdash$	+	+	+	
					H	8	3	$\Box$					+	Н	+	+	Н	+	F	$\vdash$	+	+	+	
		登録ALC基幹技能者				+	+	$\square$		8			+	Н	+	+	Н	+		$\vdash$	+	++	+	
	$\vdash \vdash$	登録圧入工基幹技能者			Н	8	3	Н					+	Ц	_	_	Н	_		$\vdash$	+	#	+	
その他	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~9			8	8 8	3 8	8		8	8		8 8	8	8 8	3 8	8	8	3	8	8 8	8 8	8	8
C -7 10	_ ~ ~	8に該当するものを除く)及び第3号該当	1			-10	١,	11		Ĭ	ľ		٦, ٦	~	1,	١,		~   '		4 1	٦, ٦	1 1	1	_

- ※1 表中の「実務経験」、「指導監督的実務経験」とは、合格後の当該建設業の経験をいう。 実務経験、指導監督的実務経験により専任技術者として申請・届出する者については、資格証等の写しの他に 様式第9号(実務経験証明書)、様式第10号(指導監督的実務経験証明書)が必要。
- ※2 職業能力開発促進法の検定職種の実務経験について、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を要する。
- ※3 平成27年度以前に合格した者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※4 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- %5 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和 48年政令第 98号。以下「昭和 48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。
- %6 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られる。
- %7 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- ※8 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、 選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はない。
- ※9 土木:昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。
- %10 講習修了証に、建設業法第26条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があること。

## (6) 専任技術者の資格要件にかかる所定学科一覧表

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑
舗装工事業	地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同
	じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科
大工工事業	
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科
とび・土工工事業	
石工事業	
屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関す
水道施設工事業	る学科
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

# (7) 市区町村コード表

市区町村の名称	コード	所轄土木事務所
京都市 北区	26101	
" 上京区	26102	
" 左京区	26103	
" 中京区	26104	
ル 東山区	26105	
" 下京区	26106	京都土木事務所
ル 南区	26107	
" 右京区	26108	
ッ 伏見区	26109	
ル 山科区	26110	
" 西京区(大枝、大原野以外)	26111	
京都市 西京区 (大枝、大原野)	26199	
向日市	26208	乙訓土木事務所
長岡京市	26209	石训工小事物別
乙訓郡 大山崎町	26303	
宇治市	26204	
城陽市	26207	
八幡市	26210	
京田辺市	26211	山城北土木事務所
久世郡 久御山町	26322	
綴喜郡 井手町	26343	
ル 宇治田原町	26344	
木津川市	26214	
相楽郡 笠置町	26364	
ル 和東町	26365	山城南土木事務所
ル 精華町	26366	
" 南山城村	26367	
<b>亀岡市</b>	26206	
南丹市	26213	南丹土木事務所
船井郡 京丹波町	26407	
舞鶴市	26202	中丹東土木事務所
綾部市	26203	
福知山市	26201	中丹西土木事務所
宮津市	26205	
京丹後市	26212	丹後土木事務所
与謝郡 伊根町	26463	74 (X 14 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 /
ッ 与謝野町	26465	

## (参考) 国土交通大臣・京都府知事コード表

コード	区分
0.0	国土交通大臣
2 6	京都府知事

## (8) 代理人による記名を可又は不可とする許可申請書類

代理人による記名を可と	○建設業許可申請書 (様式第一号) の申請者の欄
する許可申請書類	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号)の申請者・届
	出者の欄(専任技術者の交代に伴う削除に限る。)
	○変更届出書(様式第二十二号の二)の届出者の欄
	○届出書(様式第二十二号の三)の届出者の欄
	○廃業届(様式第二十二号の四)の届出者の欄
	○〔府独自様式〕変更届出書(別記第1号様式)の届出者の欄
代理人による記名を不可	○誓約書(様式第六号)の申請者の欄
とする許可申請書類	○常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)
	の証明者又は申請者の欄
	○常勤役員等の略歴書(様式第七号別紙)の氏名の欄
	○常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
	(様式第七号の二) の証明者又は申請者の欄
	○常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式
	第七号の二別紙一及び別紙二)の氏名の欄
	○健康保険等の加入状況(様式第七号の三)の申請者又は届出者
	の欄
	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号)の申請者・届
	出者の欄(専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。)
	○実務経験証明書(様式第九号)の証明者の欄
	○指導監督的実務経験証明書(様式第十号)の証明者の欄
	○許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)
	の氏名の欄
	○建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に
	関する調書(様式第十三号)の氏名の欄
	○ 〔府独自様式〕常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 執行
	役員等・補佐経験証明書の証明者の欄
	○〔府独自様式〕常勤役員等を直接に補佐する者の証明書の証明
	者の欄

## (9) 申請書・届出提出先(問い合わせ先)

提出先	所在地	所管区域
京都土木事務所 企画・総務契約課 建設業係	〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10-4 TEL 075(701)0169	京都市(京都市西京区大 枝、大原野を除く)
乙訓土木事務所 企画·総務契約課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎 町、京都市西京区(大枝、 大原野)
山城北土木事務所 総務契約課	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 TEL 0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久御山町、井手 町、宇治田原町
山城南土木事務所 企画・総務契約課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774(72)1152	木津川市、笠置町、和東 町、精華町、南山城村
南丹土木事務所 総務契約課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771(62)1527	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東土木事務所 総務契約課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2 TEL 0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91 TEL 0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所 総務契約課	〒626-0044 宮津市字吉原2586-2 TEL 0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町